

平成28年第3回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 9 月 1 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 4 号

提案～審議

第 7 議案第 5 号～議案第 10 号

提案～付託

第 8 議案第 11 号～議案第 15 号

提案～審議

第 9 議案第 12 号、15 号

討論～採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	埋橋嘉彦
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	征矢鑑	産業課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	建設水道課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	三澤久夫

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

## 会議のてんまつ

平成28年9月1日 午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 大変御苦労さまです。

マイクの調子が少し、録音装置がちょっと今修理中ですので、しばらくデジタルで録音します。発言者は大きい声でお願いします。

村最大のイベントであります大芝高原まつりも無事終了し、暑かった夏も過ぎ、朝夕は大変涼しくなり、いよいよ収穫の秋を迎えました。

ことは、台風の進路が例年と大きく変わり、北海道や東北を直撃し、人的被害や農作物に被害が発生しております。今後発生する台風の当地方に影響のないことを願うところであります。

今議会は決算議会と言われております。多くの議案の提出があります。各議員には、特に決算内容には十分審議をお願いし、ただいまから平成28年第3回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

有賀子育て支援課長、公務のため終日欠席する旨の連絡がありました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、9番、大熊恵二議員、1番、加藤泰久議員を指名いたします。

次に、会期決定の件を議題といたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成28年第3回南箕輪村議会定例会の会期日程ですが、過日、議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案が15件、報告が2件であります。なお、審議の都合上、議案第12号と15号を即決といたします。

会期は、本日9月1日から16日までの16日間とし、この間で9月2日から13日までを休会といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月1日から16日までの16日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成28年第3回議会定例会を招集を申し上げましたところ、全議員の御出席をいただく中で開会できますことに、お礼を申し上げます。

ことは、梅雨明けが例年よりおくれましたが、梅雨明け後は例年に増して暑い夏となりました。しかし、このところ、不順な天候が続きまして、連日のように大雨洪水注意報や土砂災害警戒情報が発令されております。台風の上陸も見られ、大きな被害が発生する地域もあります。特に、東北や北海道では、台風10号の影響によりまして、とうとい人命が失われ、残念なことであります。

こうした中で、帝国データバンクの発表した米の作況指数予測では、県内では平年並みの100となっております。災害もなく、みのりの秋を迎えられますことを願っておるところであります。

8月6日に開会いたしましたリオオリンピックであります。金12個を含め、過去最多のメダルを獲得した日本人の活躍に一喜一憂した2週間でありました。最後まで諦めずに戦った選手たちから、勇気と感動を与えていただきましたが、4年後には東京オリンピックが開催されます。この盛り上がりが続く、景気にもよい影響を与えてもらえればと願うところであります。

さて、現在の景気の動向であります。内閣府が発表しております月例経済報告では、景気は、このところ弱さも見られるが、穏やかな回復基調が続いていると発表されております。しかし、中国をはじめとするアジア新興国の景気が下振れし、また英国のEU離脱問題などの海外経済の不確実性の高まりや、金融資本の変動に留意する必要があるとコメントされております。このような中で、8月17日の新聞報道では、東京外国為替市場の円相場が、米国の早期利上げ観測が後退したことを受けて、一時99円台という円高水準となりました。11月のアメリカの大統領選挙に向けて、さらに円高が進むとの観測もあり、日本経済への影響が懸念されておるところであります。

また、地元金融機関が公表しております伊那谷の経済動向であります。上伊那地区内の状況を総合的に見て、よかったとする企業は13.6%、悪かったとする企業は44.6%であり、前期よりも1.5ポイント悪化幅が強まったとしております。不動産業等、一部には良好感があるものの、まだまだ景気の回復は実感できないという状況であります。

続きまして、初めに、村の主な事業につきまして報告をさせていただきます。

初めに、村の一大イベントであります大芝高原まつりですが、駐車場が一時満車状態になるなど、例年以上の皆さんに御来場いただきまして、上伊那の最後を飾る夏祭りにふさわしいイベントとなりました。途中、多少の雨もありましたが、無事予定どおり開催することができ、発展する村にふさわしい、熱気あふれる大芝高原まつりになったと感じております。また、祭りの最後を飾る花火大会も、おかげさまで昨年以上の寄附金をいただき、盛大に開催することができました。御寄附をいただきました皆様に、お礼を申し上げます。

転入者がふえ続ける村にとって、この大芝高原まつりは、村民が一堂に会して交流を深めるとともに、村の魅力を再発見していただける数少ない機会であります。今後も継続していくことにより、活力ある村づくりにつながっていくことを期待しておりますところでもあります。関係者の皆様、御来場いただきました皆様に、改めてお礼を申し上げます。

また、10月1日からは、恒例となっております第11回イルミネーションフェスティバルが開催されます。村民の皆さんが企画し、行政が後押しするという、まさに地方創生にふさわしいイベントであり、毎年、県内外からの問い合わせも多数寄せられます。村も発信する秋の一大イベントとして、盛大に開催されますことを期待しておりますところでもあります。

さて、村の人口動態であります。ことしの4月1日は1万5,169人で、8月1日には1万5,272人となり、4カ月で103人の増加となりました。さらに、分譲地があちらこちらに見られます。出生も多くなり、まだまだ増加が見込まれますので、南部小学校の教室棟や給食センター、中学校の教室など、計画的な整備を検討していかなければならないと思っております。特に、ことしの人口動態でありますけれども、例年と違う部分、通年でありますと、8月ぐらいまでは減少であります。それから増加をするというのが一般的な例年の例でありますけれども、ことしは既に、1月1日現在からしますと120人余の増加となっており、著しい増加となるのではないかと感じております。

次に、地方創生、元気づくりに関してであります。

第5次総合計画、村創生総合戦略を具現化する取り組みとして、県の元気づくり支援金を活用した新たな事業として、7月16日に、結婚支援の自然型体験コンパ、芝コンi n大芝を開催いたしましたところ、村内外から男女33名の参加があり、7組のカップルが誕生いたしました。この追跡調査というのも実施しておりますところでもあります。最後までゴールインをしていただければありがたいなと思っております。

また、あさっての9月3日には、経ヶ岳パーティカルリミットに続く、交流人口の増加と健康づくり、大芝高原の新たな魅力化を目的とした総合ネイチャーアクティビティフェスティバル、芝フェス2016を開催することとなっております。スラックラインやヨガ、マウンテンバイク、カヌー、トレイルウォークのほか、みんなの森セラピーロード10周年記念イベントも合わせて開催いたしますので、そんな点もよろしく願いいたします。また、テレビの実況中継、生中継もあるというふうにお聞きしておりますところでもあります。

また、元気づくり支援金事業の2次分として、南箕輪の歴史・文化伝承よみかせプロジェクトが採択となりました。村の昔話全10話のDVDを作成し、読み聞かせボランティア等々の共同による読み聞かせ会を実施し、村で、文化、歴史をより広く、より多くの村民に伝承していくことにより、村への理解、郷土愛の醸成に役立てていきたいと考えております。絵本はかなり前につくられましたけれども、これをDVD化して、村民の皆さんに見ていただくということを計画して、採択となったところでございます。この事業につきましては、今補正予算に計上させていただいております。

さらには、6月までに計画を提出しておりました地方創生関連交付金事業が採択となりました。加速化交付金では、農業に関心のある層にターゲットを絞り、農業塾をきっかけに移住を呼び込む事業と、都市圏の学生で、地元回帰を考える村出身の学生に対し、地元に戻っての就職をサポートする事業を実施いたします。推進交付金では、3年間の事業になりますが、1年目として、女性就業支援トータルアドバイザーを設置し、子育て女性の就業に関する

るニーズの把握、相談やスキルアップ講座など、子育て女性の就職前後のサポート事業を実施いたします。いずれの事業も、来年3月末までの短い期間であります。村の新たな取り組みとして計画した事業でありますので、精力的に実施をまいります。

伊那地域定住自立圏につきましては、中心市である伊那市が、具体的な取り組みを示す行政事業の作成を進めておりましたが、先月、3市町村により連絡協議会が開催され、その内容が承認されました。具体的な取り組みにつきましては、昨年議会議決をいただきました空き家バンク、地域公共交通、職員研修、福祉分野の子育て拠点施設の総合事業などの子育て支援策を追加したものとなっております。

詳細につきましては、議会全員協議会で御報告をさせていただきますが、福祉分野の追加に伴いまして、協定の変更が必要となっております。12月議会に改めてお諮りをいたしますので、よろしくお願いたします。また、今年度から、空き家バンクにかかわるホームページの構築、運営、来年4月から予定しているバスによる行政機関横断路線の試験運行の準備、3市町村合同職員研修に着手してまいります。特に、定住自立圏の分野におきましては、本村が願いたしました子育て関係の支援策が盛り込まれたところでございます。この点につきましては、本当に、村にとりましてはありがたいことだなというふうに思っております。

次に、地域おこし協力隊の活動状況であります。2名の隊員は、大芝高原味工房を拠点に、村の対外的なPRや大芝高原でのイベントへの協力など、精力的に取り組んでいただいております。新たな資源の発掘や商品の開発などに積極的に取り組んでいただいております。今後の活躍に大いに期待するところであります。

また、地方創生の取り組みの中で、イベントの開催がふえてまいりました。こうしたイベントの充実や大芝高原を中心とした観光面での情報発信などに力を入れてまいりたいと考えておりますので、新たに、年内をめどに、観光分野、移住定住関連等を視野に、地域おこし協力隊の募集を行い、来年4月からの採用を目指してまいりたいと思っております。地域おこし協力隊につきましては現在2名、さらに2名をお願いできればと思っております。この分野の予算につきましても、今補正予算に計上をさせていただいたところでございます。観光振興、イベント、かなり多くなってきております。婚活イベントだとか、9月3日には新たなイベントも予定しております。そういった観光分野に、あるいは、本村では若干おくらせております移住定住促進、こうした分野を担っていただければと考えておりますので、そんな点もぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。国に、ある程度、有効に活用していくこと、このことも大切となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、福祉関係であります。信州パーキング・パーミット制度の取り組みを始めました。障害者や介護の高齢者などの県内共通の利用証を交付された方が優先的に利用できる専用駐車区画を、役場駐車場に3区画、大芝高原プール跡地駐車場に4区画整備し、8月から運用を開始しております。真に必要な方の利用を図ることができればと考えております。また、申請者の利便性を図るため、現在、県で行っている利用証の申請受け付け及び交付について、10月から村の担当窓口で対応できるよう、県と連携し、準備を進めておりますので、多くの方に御利用をいただきたいと思っております。この関係につきましては、いち早く取り組みをしたところであります。私も、県町村会の代表として、この委員会の委員として、

御意見を申し上げたところでもあります。特に、県が発行する申請、あるいは交付等々は、これは市町村でやるべきだというような御意見も申し上げたところでもあります。そうしたことから、本村の場合は10月から交付ということにさせていただきましたので、そんな点もぜひ御理解をお願いしたいと思います。

介護保険制度の改正により、介護予防事業が市町村で行う日常生活支援総合事業に移行することへの対応として、さまざまな取り組みを始めております。その一環として、高齢者が地域の支援を受けながら、自立し、安心して暮らせる村づくりを推進するため、意識のある地域住民の発掘及び養成、地域の支え合いの気風を醸成するため、地域支え合いセミナーなるほど地域塾を今月から5回にわたって開催してまいります。8月の組の回覧チラシで周知を図り、参加者の募集をしております。自分自身の老後の生き方、御近所同士の助け合いから始まる地域支援などについて考えていただくきっかけになればとの思いから実施するセミナーであります。多くの方に参加いただき、地域支援の意識を高めていただければと思っております。

次に、保育園の状況であります。

8月末現在、660名の入園となっております。今年度も、ゼロ歳から1歳児の途中入園が多く、今年度年度末にあと40名ほどのお子さんが入園予定となっておりますので、年度末には700人を超えるという、こんな状況で推移するのではないかと考えておるところであります。

各保育園の増改築工事の状況であります。昨年度からの繰越工事として実施をしておりました中部保育園につきましては、6月30日に工事が完了し、子供たちは、7月から新しい2部屋の園児室、伸び伸びと過ごしております。また、北部保育園の調理室と保育室の増改築工事につきましては、8月8日の臨時議会で議決をいただきましたので、今年度末の完成を目指し、工事を進めております。園児数の増加に伴う保育園の大きな改修工事は、これで一定のめどが立つものと考えておるところであります。ただ、南原地域の人口増加というのがかかりありますので、南原の保育園につきましては心配な面もあるところでもあります。

教育関係では、児童が不審者と遭遇するという被害が、6月と8月に2件発生しました。うち1件は、他市町村でも同様の事案があったということで、子供たちに与える影響を考えると、許されない行為であり、こうした事件が2度と起きないことを願ってやみません。

おかげさまで、小中学校それぞれ、夏休みの間、重大な事故もなく、2学期を迎えることができしております。9月には、各小学校の運動会、また中学校の第47回若竹祭など、児童生徒が目標に向かって、一生懸命取り組む姿、またその成果を発表する姿が見られることを今から楽しみにしているところでもあります。

これから、敬老行事、文化講演会や文化祭、また村駅伝競走大会を含め、各スポーツ大会など、さまざまな行事が開催されます。それぞれのお立場で御参加をいただき、村の活力の一端を担っていただけたら幸いに思います。

さて、今年度の主要事業であります生涯学習施設につきましても、8月8日の臨時議会で議決をいただき、来年3月竣工に向けて事業を進めておるところであります。

また、こども館につきましては、さきに入札を行い、建築工事の請負契約締結につきまして、本議会に議案を提出しておりますので、御審議をお願いいたします。また、入札の結果、入札不調となりました電気設備工事につきましては、再入札を行い、議会最終日に議案の提



出をさせていただきたいと思っております。準備の期間もありますが、平成29年度の早い時期に開所できるよう、事業を進めてまいります。

あわせて、この事業、ネウボラという位置づけもしておりますので、今、内部で体制づくりに検討をしておるところであります。ただ、最初から、本当にそのとおりにいくかどうかというのは若干難しさもありますが、余り向こうに行かないうちに、本格的に軌道に乗せることができるといふふうに考えておるところであります。

村の宝であります子供たちが、素直で心優しく、健やかに成長することを願い、安心・安全な子育て村として、引き続き各事業、各支援を行ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

建設関係であります。

社会資本整備交付金事業で着手をしました大芝高原内の非常用水源施設整備事業につきましては、順調に工事が進み、村単独で行う大芝の湯への給水施設工事を除き、9月中旬に工事が終了する見込みであります。工事完了後、整備された施設から給水される水の水質検査や利用可能な水量及び施設の運転確認を行った上で、非常時に活用する水源と第2配水池系の新たな常用水源としての両面で有効活用をしております。

また、神子柴区の大清水川であります。大雨等により何度か氾濫し、その都度、河川改修を県に要望してまいりました。しかし、水路壁のかさ上げ等の部分的な改修にとどまり、その効果は十分ではありませんでした。今年度の県事業を要望する中で、具体的な解消を検証するため、河川測量と護岸の一部で改修工事に向けた詳細設計がなされることとなり、長年の要望事項がようやく動き始めました。河川測量はお盆明けから始まっており、一刻も早い完成を要望してまいります。また、大清水川の改修で、県道南箕輪沢渡線の暗渠部分の改修も必要となってくることから、河川改修と並行し、県道改良による歩道整備が実現されるよう、要望してまいります。

次に、伊那インターアクセス線の岩月人形センター付近の交差点改良であります。村道側拡幅と雨水排水施設に着手しており、伊那建設事務所は、近く、伊那インター線の右折レーンや道路照明施設等の整備工事を発注する予定とのことでもあります。交差点が整備できたところで、公安委員会事業により、信号機と横断歩道が設置され、今年度中の完成が予定されております。伊那インターアクセス線の横断や村道からの合流など、歩行者と自動車の安全確保が実現できるものと思っております。

さて、9月議会は決算議会でありますので、平成27年度の各会計の決算認定をお願いいたします。詳しくは決算特別委員会の中で申し上げますが、財政状況につきまして少し触れさせていただきます。

決算規模は、前年度比約1億9,500万円、率にして3.3%増の60億5,400万円の決算規模となりました。その要因でございますが、ハード事業面では、中部保育園、西部保育園の大規模増改築事業、中学校の生徒増に対応するための建設用地購入事業などを実施し、投資設計費は前年度比3億9,900万円増の10億9,100万円となりました。また、ソフト事業では、運動あそび10周年記念事業、健康ポイント制度の導入、経ヶ岳バーティカルリミットの開催などに取り組んでいたところでもあります。

歳入では、前年比約1億2,200万円、率にして1.9%増の64億3,900万円となりました。

まず、村税であります。前年度比470万円、率にして0.2%減の20億8,900万円でありま

したが、昨年度に引き続き20億円を超える決算となりました。この要因といたしましては、現年度分で比較しますと、個人住民税は、緩やかな景気回復と人口増による納税義務者の増により1,500万円ほど増加したものの、法人住民税が、税制改正による税率の引き下げの影響により約1,700万円の減少となりました。したがって、この差が200万円ほどあるところであります。

また、固定資産税は、設備投資による償却資産の増加はあったものの、3年に1度の評価がえの年であり、土地家屋が減少したため、全体では前年度並みとなったところであります。

次に、地方交付税であります。普通交付税は、基準財政需要額が、新規算定項目として追加された人口減少等特別対策事業費などにより増加しましたが、基準財政収入額で、地方消費税が増税により、また法人税割が景気回復により、それぞれ増加したことなどもあり、差し引きで、前年度比約220万円、0.2%の増の約12億8,900万円となりました。また、特別交付税は、ダイオキシン対策事業の若干のおくれによる減によりまして、前年度比約7,000万円、30.7%減の1億5,800万円となり、交付税全体では、前年度比4.5%、6,800万円減の14億4,700万円となりました。

これ以外の歳入で、前年度に比較して増減の大きいものとしていたしましては、地方消費税交付金が、消費税率引き上げに伴う地方への配分増によりまして、前年度比1億1,100万円、59.9%の大幅な増となりました。また、財産収入であります。工場用地の造成販売によりまして、前年度に比べ、1億3,300万円余の増となったところであります。

次に、財政状況であります。財政力指数は本年は0.58で、前年と同じであります。経常収支比率は75.4%で、昨年と比べ、2.6ポイント改善いたしました。また、健全化判断比率の四つの指標であります。いずれの数値も基準値以下となりました。今後数年は、人口増加対策などの施策実施のため、起債等がふえることなどにより、若干の数値の悪化が予想されますが、基準数値内に十分おさまるものと見込んでおるところであります。

最後に、本年度の普通交付税について申し上げます。

補正予算でも増額補正をお願いしておりますが、基準財政需要額におきまして、平成27年度の国勢調査人口が適用となったことにより、交付決定額は、前年度比約4,500万円、3.5%増の13億3,300万円となっております。国における普通交付税全体では、市町村分では3.3%の減額であります。また、本村では、基準財政収入額が全国分より伸びているにもかかわらず、交付基準額が、錯誤分を除き、2.8%の増となりました。全体で3.3%の減額、さらに基準財政収入額で全国平均より伸びておるということにもかかわらず、増額となったところがあります。これは、今申し上げましたように、特に、国調人口の増が大きな要因となっております。人口の増が普通交付税の増につながっており、この点は大変ありがたいことであると思っておるところであります。

平成28年度も5カ月が経過し、これから後半に入っております。地方創生事業も加速化交付金、推進交付金での2事業が採択となり、精力的に推進をしていかなければなりません。本日付で人事異動を行い、事業担当課の充実を図ったところであります。年度途中で減員となりました二つの課につきましては、できる部分は臨時対応として、影響を最小限にとどめてまいりたいと考えております。また、これも申し上げましたけれども、地域おこし協力隊の募集事業費も計上させていただきました。現行制度を最大限に利用しながら、地域の活力を図っていかねばならないと思っております。他の事業につきましても、職員の力を結集し、計

画どおりの推進を図ってまいります。今後も、人口増加に対応しながら、より住みよい村を、より元気な村を目指してまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

本定例会に提案いたしました案件は、議案15件、報告2件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうか、会期中、よろしくをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年5月分から平成28年7月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、1件の専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

報告第2号は、継続費の精算報告であります。本件は、平成27年度南箕輪村一般会計の継続費にかかわる事業が完了したことにより、継続費精算報告書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告いたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

期限までに受理しました請願・陳情は陳情2件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、上伊那広域連合において、ごみ処理費用有料化制度の見直しを行った結果、ごみの減量化、資源化をさらに推進するため、可燃ごみ用袋の種類及び袋の容量に応じた処理手数料を変更することとなったための改正及び本条例中、引用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う条ずれの改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第1号につきまして細部説明を申し上げます。条例新旧対照表により御説明申し上げます。

議案書の3ページ、新旧対照表をごらんください。

第16条であります。改正前のアンダーラインの部分のただし書きを削除し、4ページの別表第1の中に明記することとしたものであります。

続きまして、条文中に引用しています廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正による条ずれを伴う条項番号の改正であります。第17条中、改正前のアンダーラインの部分、同条第4項を、改正後のアンダーラインの部分、同条第6項に、第18条中、改正前のアンダーラインの部分、法第10条第2項を、改正後のアンダーラインの部分、法第11条第2項に改正するものであります。

おめくりいただき、4ページをごらんください。

第16条中、別表第1に定めています一般廃棄物処理手数料の可燃ごみ、不燃ごみにかかる改正であります。廃棄物の種類の項、可燃ごみ、不燃ごみの手数料欄をごらんいただきたいと思えます。改正前の項、村長が別に定める指定ごみ袋の年間使用料基準枚数まで、指定ごみ袋1袋につき、袋の大小や種類にかかわらず一律30円としていたものを、改正後、村規則で規定している燃やせるごみの指定袋に中を加え、改正前の指定ごみ袋を燃やせるごみ指定袋大・中・小、燃やせないごみ指定袋とし、燃やせるごみの袋は、大50円、中40円、小30円に、燃やせないごみ指定袋を40円とするものと、下段、改正前の使用基準を超える枚数、指定ごみ袋1袋につき180円を、改正後では、先ほど御説明したただし書き以下の削除した部分を、村に住所を有しない場合として加え、前段と同じく、指定ごみ袋を燃やせるごみ指定袋、燃やせないごみ指定袋とし、燃やせるごみの指定袋、大200円、中190円、小180円、燃やせないごみの指定袋190円に、新たに事業所の項を設け、燃やせるごみ指定袋、大200円、中190円、小180円を加え、改正するものであります。

それでは、戻っていただいて、2ページをごらんいただきたいと思えます。

附則の第1項としまして、この条例は平成29年10月1日から施行する。ただし、第17条及び第18条の改正規定は、公布の日から施行するとするものであります。第2項の経過措置であります。この条例による改正後の南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、平成29年10月1日以降に徴収する一般廃棄物の処理手数料について適用し、施行日前に徴収した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例によるものとするものであります。第3項の準備行為として、この条例による改正後の南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1項の規定による手数料は、施行日前においても徴収することができるものとするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村福祉医療給費付金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、本条例中、引用する児童扶養手当法施行令の改正に伴い、項ずれとなりましたの

で、改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第2号につきまして細部説明を申し上げます。条例新旧対照表により御説明をさせていただきます。

議案書の3ページ、新旧対照表をごらんください。

母子家庭の母子など、または父子家庭の父子の項中引用する児童扶養手当法施行令の改正による項ずれの改正をするものであります。改正前の村条例第3条第2項第7号及び第8号中、アンダーラインの部分、第2条の4第5項を、改正後のアンダーラインの部分、第2条の4第8項に、同項9号中、改正前のアンダーラインの部分、第2条の4第4項を、改正後のアンダーラインの部分、第2条の4第7項に、改正前のアンダーラインの部分、第2条の4第5項を、改正後の第2条の4第8項に改めるものであります。

戻って、議案書の1ページをごらんください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年8月1日から適用とするものとなります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号「上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更について」、提案理由を申し上げます。

本案は、ごみ処理広域化に伴い、平成29年4月1日から、不燃ごみ等の処理がクリーンセンター八乙女に一本化され、上伊那広域連合の事務とすることとなりましたので、地方自治法の規定により、上伊那広域連合規約の変更について、上伊那広域連合長との協議を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第3号につきまして細部説明を申し上げます。規約新旧対照表により御説明を申し上げます。

議案書の2ページの新旧対照表をごらんください。

不燃ごみなどの処理をクリーンセンター八乙女に一本化することに伴い、上伊那広域連合

の一般廃棄物に係る事務に最終処分場が加わるため、第4条第10号及び第5条10号中に、ごみ処理施設の次に、「及び最終処分場」を加えるものであります。同様に、別表9中、ごみ処理施設の次に、「及び最終処分場」を加えるものであります。

続きまして、別表の備考4中を、各市町村のごみ量（事業系ごみ及び資源物を除く。）に改めるものであります。これは、ごみ処理施設及び最終処分場の設置管理及び運営に関する事務の経費負担の算定における利用割合の算定基準となるごみ量に資源物は含めないこととする内容であります。

議案書3ページをごらんください。

附則に、ごみ処理広域化に伴う経過措置の見出しと、第8項及び第9項を加えるものであります。上伊那広域連合が伊北環境行政組合の事務及び財産を承継すること、並びに伊北環境行政組合の平成28年度の決算の審査は、上伊那広域連合の監査委員が行い、上伊那広域連合の議会が認定することとする内容であります。

戻って、議案書の1ページをごらんください。

附則としまして、この規約は、許可の日から施行する。ただし、第4条、第5条及び別表の改正規定は、平成29年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

一応、今度、広域連合でという、今までの伊北環境組合から広域連合のほうへ八乙女のほうに移るわけですけれども、この間にも、埋め立てされたものが焼却処理するということができなくなって、八乙女の埋め立ての状況やその受け入れの状況が今後どうなるのかということと、それから、本村の負担割合がどのように変わっていくのかをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） ただいまの三澤議員の御質問にお答えします。

当初、新ごみ処理施設が出た段階では、クリーンセンター八乙女から、燃やせるものについては焼却処分とするような内容でございましたが、当初から、1月の段階で、被膜等に破損することがあってはならないということで、焼却処分はやめたということでありまして、約20年間ほど、現在の施設でもつということでもあります、今の排出量で。ただし、またごみの減量化等が進めば、もっと延びるものではないかと言われております。

それから、もう一点の負担割合でございますが、ただいま、広域連合のほうでも試算しておりますが、大きな変動はないものと考えております。また、詳細が決まり次第御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 負担割合につきまして、今、課長が申し上げたとおりでありますけれども、現在は、3町村でクリーンセンター八乙女を運営しております。これが上伊那8市町村の運営となります。一本化することによりまして、新たな施設というのも必要になっ

てまいります、それを差し引いても、単純に考えますと、本村の負担割合、この部分だけ見ますと、減ってくるという状況になると思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） もうわかりましたので、結構です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第4号「伊北環境行政組合規約の変更について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「伊北環境行政組合規約の変更について」、提案理由を申し上げます。

本案は、ごみ処理広域化に伴い、平成29年4月1日から、不燃ごみ等の処理がクリーンセンター八乙女に一本化され、上伊那広域連合の事務とすることとなりましたので、伊北環境行政組合規約の変更について、地方自治法の規定により、伊北環境行政組合長との協議を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第4号につきまして細部説明を申し上げます。

規約新旧対照表により御説明申し上げます。

議案書の2ページの新旧対照表をごらんください。

不燃ごみ等の処理のクリーンセンター八乙女一本化に伴い、伊北環境行政組合の事務、財産を上伊那広域連合が承継することとする規定を附則に加えるものです。附則を附則第1項とし、施行期日を付して、第2項、ごみ処理広域化に伴う事務等の承継を加えるものであります。

戻って、議案書1ページをごらんいただきたいと思えます。

附則としまして、この規約は、許可の日から施行するとするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号「平成27年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第6号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第7号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第8号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第9号

「平成27年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」、議案第10号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第5号から議案第10号までの議案につきましての提案説明を申し上げます。

議案第5号から議案第10号までは、平成27年度各会計の決算の認定に関する6議案であります。一括して提案理由を申し上げます。

南箕輪村一般会計、南箕輪村介護保険事業特別会計、南箕輪村国民健康保険特別会計、南箕輪村後期高齢者医療特別会計、南箕輪村水道事業会計、南箕輪村下水道事業会計について、平成27年度の決算の調整が済み、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の審査を受けましたので、議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要につきましては、この後、会計管理者及び建設水道課長から、細部につきましては、決算特別委員会において、担当課長及び担当係長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、認定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 次に、決算概要について説明を求めます。

小澤会計管理者。

会計管理者（小澤 久人） それでは、議案第5号から第8号までの平成27年度の各会計の決算の概要について説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります資料の黄色の薄い冊子、決算調書をごらんください。

まず、1カ所訂正をお願いいたします。6ページ、下から5行目でございますけれども、中学校体育館天井落下防止工事でございますけれども、その上の7項目に同じ記載がございますので、削除をお願いいたします。

では、1ページをごらんください。

一般会計及び特別会計の決算の概要についてまとめてございます。そちらに沿って説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

なお、この調書に示してあります数値ですが、それぞれの表、明細により単位が異なっております。また、端数処理の関係で、末尾1けたの数字が一致しない箇所もございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、1の一般会計から説明申し上げます。

平成27年度当初予算は、南原住宅団地の焼却灰処理委託をはじめ、西部保育園、中部保育園の増改築工事、大芝公園内非常用用水水施設整備工事、南箕輪中学校用地購入事業などを盛り、一般会計予算の総額は、前年度対比3億4,000万円、5.9%増の61億2,000万円で、過去最大でありました前年度をさらに上回る規模となりました。

補正予算では、塩ノ井中田地区の工場用地造成に係る事業、畜産競争力強化対策整備事業、マイナンバーに係る事業、南原の中野原橋に係る改修事業等を実施し、こども館の設計委託、社会資本総合交付金事業の一部見送りなどもございましたけれども、最終予算額は64億6,022万1,000円となりました。これは、前年度の繰越明許費を除いてでございます。

歳入決算総額は64億3,857万円、前年度対比1億2,168万2,000円で、1.9%の増となり、歳出決算総額は60億5,387万5,000円、前年度対比1億9,538万9,000円、3.3%の増となりまし



た。この結果、歳入歳出差引残高は3億8,469万5,000円となりました。

(1)の歳入であります。

村税収入は20億8,903万7,000円で、前年度対比467万9,000円で0.2%の減となり、村税が歳入総額に占める割合は、前年度より0.7ポイント低下し、32.4%となりました。

村税のうち、個人村民税は7億1,038万7,000円で、前年度対比1,382万4,000円、2.0%の増となりました。法人村民税は2億4,163万3,000円で、前年対比1,446万4,000円、6.7%の減となりました。

固定資産税は9億3,167万1,000円で、村税収入全体の44.6%を占めており、前年度対比50万4,000円、0.1%の減となりましたが、村税収入全体が減少したため、の前年度対比では0.1ポイントの増となりました。評価がえによる減少がありましたが、企業の償却資産の増加、太陽光発電施設への課税により、固定資産税全体としてはほぼ前年並みとなったところです。

軽自動車税は4,063万6,000円で、前年度対比148万5,000円、3.8%の増、村たばこ税は1億2,056万5,000円で、前年度対比196万2,000円、1.6%の減、入湯税は4,414万5,000円で、前年度対比5万7,000円、0.1%の減となりました。

村民税ほか全体の徴収率ですが、現年度分が98.9%で、前年度対比0.1ポイントの増、滞納繰越分は22.7%で、前年度対比1.6ポイントの減、全体では95.2%で、前年度対比0.5ポイントの増となりました。

ほかに主な収入として、地方交付税は14億4,683万1,000円で、前年度対比6,766万8,000円、4.5%の減となりました。これは、南原住宅団地の焼却灰処理に係る特別交付税の減が大きな要因でございます。

(2)歳出であります。

歳出は、商工費が前年度対比で1億4,349万円、164.8%の増と、最も増加率が大きく、次いで農林水産業費が3,043万3,000円、15.1%の増となりました。これらの要因として、商工費は工場用地造成工事等によるもの、農林水産業費では畜産競争力強化対策整備事業としての伊那・南箕輪畜産クラスター協議会への補助及び農地・水・環境保全に係る多面的機能支払交付金事業によるものが上げられます。

一方、減少した費目としましては、消防費が前年度比較で2億1,947万5,000円、48.0%の減、次いで土木費が2,528万7,000円で、3.8%の減となりました。これらの要因としまして、消防費では伊那消防署・上伊那広域消防本部建設負担金等の支払いの終了、土木費では南原雨水排水調整池等の工事の完了によるものでございます。

なお、歳入歳出決算の前年度との比較につきましては、この調書の16ページに款別決算比較表をお示ししてありますので、後でござらんください。

次に、村債であります。

村祭は、臨時財政対策債2億9,239万2,000円、社会福祉施設整備事業債1億1,470万円、施設整備事業債1億4,290万円、防災対策事業債440万円、全国防災事業債1,990万円、緊急防災・減災事業債840万円、公共事業等事業債140万円、計5億8,409万2,000円を借り入れました。これらは、西部保育園・中部保育園増改築工事に係る社会福祉施設整備事業債を除きまして、交付税措置がある有利な起債と言われるものでございます。

元金の3億4,900万9,000円を償還しまして、年度末残高は46億9,472万円となり、前年度

末より2億3,508万4,000円の増となりました。

村債の詳細につきましては、この調書の44ページから48ページに村債明細をお示ししてありますので、後でござらんください。

次に、基金であります。

基金は、資金調整のため、財政調整基金を1億2,000万円取り崩し、人材育成事業等の財源として、人づくり基金206万円を取り崩しました。

積み立てにつきましては、財政調整基金に5,488万1,000円、大芝高原温泉関連施設整備基金に6,000円、学校改築基金に1億5,020万3,000円、減債基金に16万7,000円を積み立てました。

基金の状況につきましては、この調書の32ページから43ページに基金明細としてお示ししてありますので、後でござらんください。

次に、(5)の主要事業であります。

特徴的なものだけを申し上げますと、ソフト事業としましては、子育て・教育・文化では、保育園絵本読み聞かせ推進事業、運動あそび10周年記念事業としての親子運動あそび等、南部小学校開校20周年記念事業の補助などを行いました。

健康・福祉では、地域住民の支え合い体制確立のための地域福祉計画策定委託、特定健診・循環器健診及び各種がん検診受診等を対象として、健康意識の向上を目的としました健康ポイント制度などを実施いたしました。

自治・協働では、前年度に引き続き、平成28年度から37年度までの10年間の村の基本計画である第5次総合計画づくりを第3期村づくり委員会の皆さんとともに進めました。ほかには、公共施設全般に係る長期的管理計画のための公共施設等総合管理計画策定業務、マイナンバー制度開始に伴うマイナンバー制度特定個人情報保護評価等支援業務、新地方公会計制度に伴う固定資産台帳整備業務などを実施しました。

生活・環境では、都市計画道路、用途地域見直し等のための都市計画見直し策定業務、景観行政団体移行に伴う景観計画事業、ほかには、前年度に引き続き、巡回バス運行事業、住宅用新エネルギー施設設置補助事業、住宅リフォーム補助事業などを実施しました。

産業・交流では、第1回として開催されました経ヶ岳バーティカルリミットへの補助、大芝高原味工房直売所システム構築事業としてのPOSレジシステムほかを導入、ご当地メニュー業務委託として、ふるさと名物開発支援、それから、畜産競争力強化対策整備事業としての伊那・南箕輪畜産クラスター協議会への補助、前年度に引き続き、多面的機能支払交付金事業として、地域の水路維持等の活動に対して、その一部を補助しました。

続いて、ハード事業ですが、子育て・教育・文化では、保育園児数の増加に対応するための中部保育園・西部保育園増改築工事、中学生と一般住民のものづくり学習のための生涯学習施設建設工事設計委託、中学校第2グラウンド利用者、主に保護者でございますけれども、慢性的な駐車場不足に対応するための中学校第2グラウンド駐車場整備工事、今後の生徒増に対応するための中学校用地購入事業などを実施しました。

健康・福祉では、老朽化による松寿荘外壁改修工事、松寿荘ボイラー取りかえ工事を実施しました。なお、松寿荘は、社会福祉協議会が介護保険事業所としても使用してございますので、協定によりまして、機械施設につきましては、修繕等にかかる費用の一部について社会福祉協議会の負担としたところでございます。

自治・協働では、防災・消防体制充実のための久保防災拠点施設建設工事、久保地区の耐震性貯水槽設置工事などを行いました。

生活・環境では、南原住宅団地焼却灰処理運搬委託、中央自動車道へのコンクリート剝落防止対策のための中野原橋剝落防止対策委託、伊那パイパス関連条件整備として中川原集会所建設を実施しました。通学路交通安全対策として、前年度に引き続き、グリーンベルト舗装を実施し、学校の周辺から順次拡大実施しております。また、地区計画事業等による道水路整備などを実施しました。

産業・交流では、塩ノ井中田地区工場用地造成工事、各種イベント資機材収容のための大芝公園資機材倉庫設置工事、信州大学農学部西側の県営農道整備事業に係る事業費の一部負担、大芝の湯厨房排水管改修工事を実施いたしました。

次に、(6)の繰越明許費であります。

繰越明許費につきましては、第2回議会定例会において承認をいただきましたが、移住定住促進関連業務委託のほか、計17事業、2億23万4,000円が年度内に支払いが終わらない見込みとなったため、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越しをさせていただきました。

事業の内訳につきましては、以下のとおりでございます。

以上、一般会計についての説明とさせていただきます。

次に、特別会計について説明申し上げます。

2の介護保険事業特別会計であります。

歳入決算額は9億2,380万6,000円で、前年度対比3,760万1,000円、4.2%の増となりました。主なものは、保険料が2億659万2,000円、国庫支出金1億9,937万8,000円、支払基金交付金2億4,736万7,000円、県支出金1億2,350万8,000円、繰入金1億2,536万1,000円となっております。

歳出決算額は9億417万5,000円で、前年度対比3,555万3,000円、4.1%の増となりました。うち、保険給付が8億6,877万4,000円で、歳出の96.1%を占め、前年度対比4,592万7,000円、5.6%の増、地域支援事業費が1,489万4,000円で、前年度対比20万7,000円、1.4%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引残高は1,963万1,000円となりました。

年度末の第1号被保険者数は3,416人で、年度末対比100人の増加となりました。

続きまして、3の国民健康保険特別会計であります。

歳入決算額は15億9,712万6,000円で、前年度対比2億5,661万4,000円、19.1%の増となりました。歳入の基本となる保険税は3億1,002万円で、2,193万7,000円、7.6%の増となりました。

繰入金は1億3,371万8,000円となりました。

徴収率は、現年度分95.3%、前年度対比ですけれども0.2ポイントの増、滞納繰越分が30.4%、前年度対比では6.3ポイントの増、全体では86.3%で、前年度対比1.9%の増となりました。また、応能・応益の比率は54対46となっております。

保険税以外の主な収入は、国庫支出金で3億2,003万6,000円、前期高齢者交付金3億3,292万6,000円などです。

歳出決算額は15億9,678万8,000円で、前年度対比2億7,142万9,000円、20.5%の増となりました。保険給付費は9億8,390万円で、歳出総額の61.6%を占めており、前年度対比8,731

万1,000円で、9.7%の増となりました。

この結果、歳入歳出差引残高は33万8,000円となりました。

年度末の被保険者数は3,409人で、前年度対比16人の減で、内訳は、一般被保険者3,212人、前年度対比56人の増、退職被保険者数が197人で、前年度対比72人の減であります。また、加入世帯数は2,018世帯、前年度対比18世帯の増となっております。なお、被保険者数は年度中に増減がございますので、必ずしも減少傾向や増加傾向を示すものではありません。

最後に、後期高齢者医療特別会計であります。

歳入決算額は1億899万2,000円で、前年度対比132万3,000円、1.2%の減となりました。主な収入は、保険料が8,289万7,000円で、前年度対比252万3,000円、3.0%の減となりました。

歳出決算額は1億753万4,000円で、前年度対比122万3,000円、1.1%の減となりました。このうち、後期高齢者医療広域連合納付金が1億716万8,000円で、歳出の99.7%を占め、前年度対比で125万7,000円、1.2%の減となりました。

この結果、歳入歳出差引残額は145万8,000円となりました。

徴収率は、現年度分が99.1%、滞納繰越分が25.0%で、全体では98.9%、前年度対比0.7ポイントの減となりました。

年度末被保険者数は1,677人で、前年度対比37人の増となりました。

以上、平成27年度歳入歳出決算の概要について説明をいたしました。

なお、決算書、主要施策成果説明書及び決算添付書類等を御確認いただきまして、詳細につきましては決算特別委員会の際に説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、決算書添付書類は、決算統計の作成ルールに基づき作成されております。性質の区分の違い等によりまして、決算書とは一部集計数字の違うところがございますが、あわせて決算特別委員会の際に申し上げますので、よろしく願いいたします。

済みません、言い間違いがございました。

2ページのところの1番下の行でございますけれども、この結果、年度末残高が4億9,472万円となり、年度末残高より2億3,508万3,000円の増となりましたということでございます。大変失礼いたしました。

これで、一般会計と特別会計の決算概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） 決算概要の説明の途中ですが、ここで休憩をとりたいと思います。10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時40分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算概要の説明をお願いします。

水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要について説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、水道事業会計の概要説明をしたいと思います。

お配りの冊子、主要施策成果説明書及び決算書添付書類の冊子の58ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初に、一般的事項であります。

平成27年度の年間総配水量は約171万5,000トンで、昨年に比べ、約5万5,000トンの増加となりました。有収率は76.5%で、昨年に比べ、2%の減少となりました。配水量が増加した要因といたしましては、人口増が主な要因だと思われま

す。上伊那広域水道用水企業団からの受水量は148万2,000トンで、年間総配水量が増加したことに伴い、受水量も比例して増加しております。

資本投資の改良工事といたしましては、公共下水道単独1工区に伴う配水管の布設工事、宅地造成に伴う配水管の布設工事、上水道の排泥施設設置工事、計量法による水道メーターの交換工事、老朽化した減圧弁の取りかえ工事等を行い、中央監視操作施設の更新を行い、またそれに伴う実施設計及び施工管理業務を委託、また大芝公園内の配水施設築造工事伴う測量業務、実施設計業務の委託を行いました。なお、工事と工事に伴う管理業務は繰越事業といたしました。

決算の状況です。

平成27年度の水道事業収益は2億9,145万6,620円に対し、水道事業費用は2億6,465万7,041円となり、消費税を除く2,660万6,570円が純利益となりました。

水道事業収益の内訳は、営業収益が2億3,288万3,247円、営業外収益は4,009万2,249円となりました。営業収益の主な財源である給水収益は2億2,664万9,750円で、前年度比0.8%の増収でした。

水道事業の内訳としましては、営業費用が2億4,036万3,095円、これは前年比1.5%の増、営業外費用が600万5,831円で、前年比21.3%の減となりました。

資本的収入は2,269万4,000円、資本的支出は9,310万9,183円で、差し引きの不足額7,041万5,183円は、過年度分損益勘定留保資金と現年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額で補填をいたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律におけます財政指標、資金不足比率はゼロとなっております。

以上、水道事業会計の概要報告とさせていただきます。

続きまして、下水道事業会計でございますが、同じ冊子の71ページをお開きください。

総括事項につきまして御説明をいたします。

村の下水道事業は、第4次総合計画に基づきまして、村民生活の安全・安心の向上や生活環境の改善、河川等公共用水域の水質汚濁の防止、保全を目指しまして、平成3年度から下水道事業の積極的な整備を進めてまいりましたが、平成23年度以降は、投資的な整備から維持管理を主体としました事業運営に変わってきました。維持管理を主体として、下水道事業を行いました。その中で、農業集落排水処理場いずみ苑を廃止して、公共下水道事業に統合し、約3年が経過し、管理運営費の節減に努めてきたところであります。

全国的には、景気低迷や少子高齢化、人口減少などが進む中、また節水機器の普及や自然環境保護意識の高まりにより、水需要が減少してはおりますが、当村での27年度の状況につきましては、処理区域内の人口で109人増加し、下水道使用量収益は増収になりました。これからは、浄化センター及び管渠の経年に伴う維持管理費用や改築更新投資の増加、また将来的には、いずれ人口減少による使用料収入等の減少等が見込まれることを踏まえ、平成24年度に策定した浄化センター長寿命化計画に基づき、管渠、処理場、ポンプ等の維持管理と機能向上を図り、各施設の更新を計画的かつ効率的に推進していき、安全、快適な生活環境

づくりを目指し、時代の変化や村民の要望に適応できる施設整備を行い、より一層健全な経営に努めてまいります。

下水道の普及状況であります。

排水区域内面積で853.4ヘクタール、処理区域内人口は1万4,896人で、普及率は98.2%となりました。水洗化人口は1万2,961人で、水洗化率は87%となり、昨年度と比べ、水洗化人口は339人の増加、水洗化率は1.6%の増加となっております。

続きまして、建設改良でございますが、建設改良工事のうち管渠布設工事につきましては、新たな宅地造成等に伴う水洗化のための管渠接続工事、それから枝線の整備を行い、下水管敷設総延長は約400メートル増加となる159.4キロメートルとなっております。

処理場及びマンホールポンプ場の施設改良事業はなく、汚泥処理業務等の維持管理を柱とした事業経営となっております。

次のページをお願いいたします。

会計及び経理の状況であります。

収益的収支は、収入6億3,772万7,401円に対しまして、支出6億4,211万8,519円となり、消費税を除き749万982円が当年度の純利益となりました。前年度の繰越欠損金と合わせますと、当年度末の未処理欠損金は3億3,828万4,919円となります。

内訳としまして、営業収益2億5,972万6,687円、営業外収益が3億9,722万3,885円となり、営業収益の主な財源は下水道使用料で2億5,886万3,246円となり、これは前年度と比較しますと、1.7%の増収となります。営業外収益の主な財源は一般会計からの補助金でございます。

対しまして、下水道事業費用は、営業費用が、管渠費、処理場費、総係費、減価償却費、資産減耗費となり、営業外費用は支払利息となっております。

資本的収支は、総収入額2億5,219万2,800円に対し、総支出額は4億8,474万3,402円で、不足額2億3,255万602円は、当年度分損益勘定留保資金及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律におけるところの財政指標、資金不足比率はゼロとなっております。

以上で概要報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 以上で、議案第5号から議案第10号までの説明が終わりました。

ここで、決算審査の結果について、監査委員から報告を求めます。

原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） それでは、平成27年度南箕輪村各会計決算審査の結果を御報告申し上げます。

お手元の平成27年度南箕輪村各会計決算及び基金の運用状況並びに健全化判断比率等の審査意見書をごらんいただきたいと思います。

この決算審査意見書は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、都志監査委員と合意のもとに作成した意見書でございますので、私が代表して御報告申し上げます。

では、1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、審査の概要ですが、（1）にありますとおり、平成27年度の南箕輪村一般会計歳入

歳出決算から下水道事業会計決算までの6会計について、7月13日から8月10日までの間、11日間をかけて実施をいたしました。

その方法につきましては、村長から提出されました関係書類及び監査委員からの提出を求めました調書に基づき、(3)の①から④について、会計管理者及び各課長、係長から説明を聴取しました。また、例月の出納検査や昨年11月に実施した定期監査の審査結果も参考にし、工事、事業の実施状況について、現地調査もあわせて行いました。

その結果でございますけれども、審査に付された一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算書、附属書類の各計数は、関係帳簿、証書類と照合の結果、審査した範囲では特に誤りが認められず、おおむね適正に処理されたものと認定をいたしました。また、公有財産に関しましても、調書及び基金の運用状況についても誤りは認められず、おおむね適正な管理がされているものと認定をいたしました。

引き続き、2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページ以降には、審査の意見及び決算状況を前年と対比しながら表にしてありますので、そこに記載しました意見について御説明いたします。

なお、先ほど、会計管理者、また建設水道課長から報告がありましたので、計数的や何かで重複するところがありますけれども、御容赦をいただきたいと思います。

一般会計から申し上げます。

一般会計の主要事業につきましては、従来の事業に加え、中部・西部保育園増改築事業、生涯学習施設及び子ども館の設計委託事業等、そこに記載してありますとおり事業が行われました。

歳入歳出の状況でありますけれども、収入総額が64億3,857万28円で、前年に比べて1.9%の増、歳出総額が60億5,387万4,911円で、前年に比べて3.3%の増となり、過去最大であった昨年度をさらに上回る結果でございました。差し引き残額は3億8,469万5,117円となっております。

3ページに入ります。

まず、歳入面ですが、税収を昨年に比べてみますと、個人村民税では2.0%の増、法人村民税では6.7%の減となっております。固定資産税は0.1%の減、軽自動車税3.8%の増、村たばこ税は1.6%の減、入湯税も0.1%の減となっております。村税全体では、前年に比べ、467万8,828円、0.2%の減と、わずかながらの減少となっております。

歳出につきましては、昨年と比較して、1億9,538万8,698円、3.3%の増と、保育園、教育関係事業の増などにより増加しております。

次に、村債でございますけれども、年度末残高が2億3,508万3,121円の増の46億9,472万1,259円で、率にして5.3%増加したという結果となっております。

次に、基金であります。一般会計関係では、基金の取り崩しは1億2,218万2,181円であり、積み立ては2億544万5,318円でありました。なお、年度末残高は8,326万3,137円増の31億9,598万2,502円となっております。

次に、4ページをごらんください。

財政状況であります。数値的にはおおむね健全な数値を示しております。今後も、保育園、学校建設、子ども館建設など、大型事業が続くこともあり、大変厳しい状況が続くと思っております。健全財政を維持するために、より一層の努力を望むものであります。

次に、5ページの収入未済額の関係でございますけれども、前年度と比較してみますと、726万円の減少となっております、不納欠損額についても577万円と、昨年と比べ、大きく減少しております。担当課による努力の結果が出ているものと思われまます。地方税滞納整理機構等も有効に活用され、引き続き、徴収業務に努力をしていただきたいと思います。

次に、6ページでございます。

現地調査の結果については、そこに記載してあります箇所を調査いたしました。いずれも適正に処理をされておりました。

次に、7ページからの特別会計についてでございます。

介護保険事業会計につきましては、約9億2,000万円と年々規模が大きくなっております。収入未済額は、昨年と比べ、105万円余り減となっておりますが、不納欠損額は57万円ほどふえております。介護保険の利用者が直接納税者であるという難しい問題もありますけれども、徴収業務については一層努力をしていただきたいと思います。

国民健康保険会計ですが、収入未済額、不納欠損額とも、昨年と比べ、減少しておりますが、歳出の保険給付は、前年度比8,731万円増の9億8,400万、率にして9.7%増と、年々増加しております。国保会計を圧迫しております。平成30年の国保制度の改革を控えており、改革の詳しい内容が待たれるところであります。

次に、後期高齢者医療会計についてですが、歳入歳出については大きな変化はありません。保険料の徴収状況について、収納未済が94万円余と、昨年よりも大幅に増加しておりますが、大口の滞納者によるものであります。

次に、10ページからの公営企業会計に入らせていただきます。

まず、水道事業会計につきましては、収益的収支については3,080万円余の利益、消費税を除く当年度純利益も2,660万6,570円と、黒字決算となっております、おおむね良好であるという判断をいたしました。有収率については76.5%と、昨年と比べ、2.1ポイント低下しておりますが、水道水の濁り等による排泥処理が大きな要因とのことであり、有収率についてはほかにも原因が考えられますので、原因究明を行い、有収率アップに努めていただきたいと思います。水道料金の滞納処理については、過去の大口滞納者について、不納欠損にならないように努力されており、今後も一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、11ページの下水道事業会計でございます。

27年度は、収益的収支は853万円余の収益となり、消費税を除く当年度純利益は749万982円の黒字決算となっております。終末処理場の長寿命化事業や企業債残高の61億5,000万円余もあり、平成34年の償還のピークに向け、まだまだ厳しい状況が続きますので、計画的な資金運用に努められたい。

また、水洗化率は87.0%と、年々向上しています。これからも未接続世帯に対し、早期接続の推進に努めていただきたいと思います。

受益者負担金や使用料の滞納処理につきましても、不納欠損とならないようにさらなる努力を望むところであります。

最後になりますが、14ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見でございます。

これにつきましては、ごらんいただきますよう、審査の概要、審査の期日、審査の手続を記載させていただきました。



審査においては、健全化比率の算定基準となる事項を記載した書類を確認しましたが、いずれも適正に処理されております。

また、15ページの水道及び下水道事業ですけれども、この関係についても、資金不足比率はゼロとなっており、この算定の基準となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。

以上が報告の内容でございますが、このほかに、事務的指導事項につきましては口頭でお伝えしてありますので、申し添えておきます。

以上で、監査報告を終わります。

議長（原 悟郎） 以上で、審査の結果報告を終わります。

お諮らいいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第10号までにつきましては、質疑を省略して、議員10人全員で構成する決算特別委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第10号は、10人で構成する決算特別委員会に付託し審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会の正副委員長には、平成28年2月8日の議会全員協議会において、委員長に福祉教育常任委員長、副委員長に福祉教育副委員長がつくことが確認されておりますので、委員会での互選を省略して、議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員長には小坂泰夫委員長、副委員長には唐澤由江副委員長を指名いたします。

続いて、議案第11号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、村税の増額、普通交付税及び繰越金等の額の確定による補正と繰入金の減額補正が主なものであります。歳出では、地方創生推進交付金及び元気づくり支援金に伴う委託事業のほか、村道105号線歩道修繕工事の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,657万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億530万8,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第11号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の細部説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明を申し上げます。

18ページをごらんいただきたいと思えます。

歳出、2款、総務費、1項1目、0201一般管理事務の2節から4節は、人事異動に伴います職員1名分の人件費の減額でございます。加速化交付金2次募集分、また推進交付金の事業採択がされまして、これから全庁的に取り組みを進めてまいります。体制の整備も必要でありますので、年度途中ではございますが、本日付で必要な人事異動をさせていただきました。また、7節では、同様に、地方創生事業の推進を図るため、新たに雇用をする臨時職員2名分の賃金を計上させていただきます。

次の3目、0220財政管理事務も、同様に、人事異動に伴います職員1名分の人件費の減額でございます。

なお、この後、増員により増額となる科目も出てまいりますけれども、一般職の給与費の総額には変更がございません。

次の12目、0240地域づくり総務事務の2節から4節は、人事異動に伴います職員1名分の人件費の増額でございます。

おめくりいただきまして、0242地域づくり推進事業の11節から13節までは、以前、村が絵本の形でまとめ、発行いたしました南箕輪の昔話を、時代に合った形とし、一層の活用を図ろうということで、南箕輪の歴史・文化伝承よみきかせプロジェクトという事業名で、長野県の地域発元気づくり支援金2次募集に申請をしておりましたところ、このほど採択となりましたので、関係経費を計上させていただくものでございます。絵本全10巻の昔話を、絵本の原画をベースに、一部アニメーション化し、ナレーション入りと、ナレーションが入らないものと、2種類の形で映像化をいたしまして、1枚のDVDにおさめるということでございます。図書館、保育園などの村の施設をはじめ、各区の公民館等や社会福祉施設などに配布をいたしまして、子供や高齢者を対象とした読み聞かせの活動の輪を広げてまいります。また、昔話の舞台となった史跡等をめぐるフィールドワークの開催も行うこととしております。

次の0244移住定住対策事務の19節でございますが、このほど、伊那地域定住自立圏共生ビジョンを中心市であります伊那市が決定し、取り組みを進めるということになりました。本年度から取り組むところは取り組んでいくということで、これから積極的に取り組んでまいります。その一つであります空き家バンク事業ということで、これからシステムを構築いたしまして、年度内に利用ができるようにしてまいります。この負担率は、上伊那広域連合の負担率に準じた割り振りとしてございます。

次の13目、0221企画調整管理事務では、12節に広告料100万円、それから13節に委託料100万円というふうにしてございますが、合わせて200万円ということで、地域おこし協力隊募集の経費を計上させていただきます。この4月に2人の地域おこし協力隊員を委嘱いたしまして、現在精力的に活動をしていただいております。2人とも大変熱心に取り組んでおられまして、成果に期待をするところでございます。観光や移住定住をはじめ、協力隊と一緒に

取り組んでいただきたい分野、数多くあるわけでございますけれど、来年4月から活動していただく新たな隊員を2名程度募集してまいりたいと思います。募集内容の詳細につきましては、観光・移住定住分野を軸に、現在詰めているところでございますが、11月、あるいは12月には募集を開始する必要がありますので、今回の補正で計上をさせていただきます。なお、この経費は、全額が特別交付税で措置をされることとなっております。御理解をお願いいたします。

また、13節、下段の地方創生推進交付金事業の委託料でございますが、採択をされました子育て女性再就職トータルサポート事業にかかる委託料でございます。

次の19節の負担金は、これも伊那地域定住自立圏事業として取り組んでまいります、箕輪町から伊那市まで、伊那中央病院等を経由して結ぶバスの運行準備にかかわるものでございます。来年4月からの運行開始を目指しまして、停留所の看板の表示がえ、あるいはルートや時刻表等を記載したチラシの作成を行うものでございます。こちらの事業の負担率につきましては、各市町村内の予定をされます停留所の数及び配布いたしますチラシの枚数によって配分をしております。

今後さまざまな事業に取り組んでいくこととなりますが、各事業の負担率は各市町村長で構成をしております連絡協議会のほうで、その都度決定をするということになっております。

次に、17目、0208情報管理事業の13節でございます。シンクライアントシステム端末増設委託料ということでございますが、平成27年度の国の補正予算によります補助を受けまして、村のほうでは繰越事業として、情報システムの強靱化を図るための情報セキュリティ強化対策業務を委託実施することとしております。これまで詳細が国のほうから示されておりましたので、これから実施ということになりますけれども、ここにきて、やっとその詳細が示されてまいりましたので、対策を行ってまいります。これに伴いまして、新たにシンクライアントシステムの端末14台を整備する必要が生じました。これまで、ちょっとその詳細がはっきりしておりませんでしたので、新たにそれが必要になるということが明らかになってまいりました。そのため、追加をお願いするものでございます。

次のページの2項1目、0260税務総務事務の11節、公用車修繕料の増額でございますが、対象3台でございますが、1台の車検時に多目の修繕料がかかってしまい、今後の不足が見込まれますので、増額をお願いするものでございます。

次の5項3目、工業統計調査費の二つの統計事務につきましては、委託金の額の確定及び事務の状況に応じまして増額、また節間の組み替えをさせていただくものでございます。

なお、0285経済センサス事務の1節で、調査員報酬を増額いたしますので、給与費明細書の変更が生じます。28ページのほうに載せてございますので、御確認をお願いいたします。金額のみの変更ということになります。

おめくりをいただきまして、3款、民生費、1項1目、0361臨時福祉給付事務の19節、交付金でございますが、本年度の給付金のうち、高齢者対象の1人3万円の給付が先行して行われましたが、見込み以上の申請がございまして、これから実施をいたします低所得者対象、1人3,000円の、いわゆる簡素な給付の分でございますけれども、不足する見込みとなりましたので、増額をするものでございます。これは全額国費が充てられるものでございます。

次の3目、0316高齢者福祉総務事務の28節は、4月から介護支援係に正規職員を1名増員

したことによりまして、介護保険事業特別会計で予定をしておりました臨時職員賃金、減額補正をするということになりました。これに伴いまして、繰出金の一部を不用額として減額するものでございます。

次に、2項2目、0341保育園施設整備事業でございますが、北部保育園の増改築工事の起債の対象額が確定いたしました。これに伴います財源の組み替えでございます。

次の3目、0344こども館建設事業でございますが、当初予算では、事業名のほうに（仮称）という文字が添えてございましたが、南箕輪村こども館という名称にしていくことを決めましたので、仮称の文字を削らせていただきました。当初予算では、基本設計額の全額を工事費ということをお願いをしておりましたけれども、実施設計が完了いたしましたので、作りつけ以外のファニチャー類、OA機器等、工事と切り離して、備品として購入する部分がございますので、この確定をいたしました額を備品購入費に振替をさせていただくものでございます。

続きまして、4款、衛生費の1項1目、0406市町村母子保健事業は、現行実施をしております母子保健事業のうち、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業が新たに国庫補助の対象になるということになりましたので、財源組み替えをさせていただくものでございます。

次に、2目、0408墓地公園事業でございますが、このところ、墓所の使用権の返還が多くなってきております。使用料返還金が不足することとなりましたので、3区画分の増額をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、6款、農林水産業費でございます。

1項2目、0604農業総務事務の2節から4節は、人事異動に伴います職員1名分の人件費の増額でございます。

9節及び11節は、地域おこし協力隊の現在の活動内容に即した形で、科目の組みかえをさせていただくものでございます。

また、14節でございますが、現在、地域おこし協力隊員は、村が賃借をした住居のほうに居住していただいておりますけれども、うち1名は、都合によりまして、隊員の希望により、村が定めておりました額を超える賃料の住居のほうに入居をしております。超過分は全額隊員の自己負担として納めていただき、支出をしていくものでございます。

次に、3目、0605農業振興事業の23節は、消費税額の確定に伴います被災農業者向け経営体育成事業補助金の国・県分補助金の返還金でございます。

次の0611農業経営基盤強化推進事業は、次のページの19節になりますが、経営体育成支援事業のメニューが幾つかございますが、新たなメニューとして出てまいりました、融資を受けて農業機械等を導入する農業者に対しまして、国が市町村を通じて、融資残の3割を上限に補助をするという新しい制度でございますが、融資主体補助型と言われるものができました。この制度によりまして、田植え機及びネギ収穫機を導入される個人農業者2名への補助を計上するものでございます。いわゆるトンネルでの補助ということになります。

次に、5目、0643多面的機能支払事業の19節でございますが、新たに取り組んでおります北殿と南殿の保全会で、補助額の算定の対象となります農地の面積が確定したことによりまして増額ということでございます。

続きまして、2項2目、0651林業振興事業の19節、高性能林業機械整備等補助金の追加でございますが、上伊那森林組合がウインチつきのパワーショベルの導入等を行うのに対しま

して、上伊那各市町村とともに補助を行うものでございます。事業費の50%が国庫補助、残額の15%を8市町村の補助といたしまして、村からの補助はこのうちの8%分ということになっております。

おめくりをいただきまして、8款、土木費、2項1目、0803道路維持事業の11節でございますが、村道105号線、役場の南側を東西に通る村道でございますが、この歩道につきましては、これまで年次計画で改修の工事を行ってまいりましたが、未施工部分の傷みが著しくて、早急な修繕が必要というふうに判断をいたしましたので、ここで追加をさせていただくものでございます。

続きまして、10款、教育費でございます。

3項1目、1025英語指導助手招致事業は、この事業に充当をしております宝くじの収益金を原資といたします市町村振興協会基金交付金の額が確定いたしまして、減額となりましたので、一般財源に組み替えるものでございます。

次の6項1目、1031社会教育施設整備事業の財源組み替えでございますが、後ほど歳入で御説明申し上げますが、村税、地方交付税等で当初予算計上額を超える収入が見込めることとなりましたので、当初予算では学校改築基金から9,880万円を繰り入れることとしておりましたが、7,000万円を減額し、一般財源を充てることとする組み替えでございます。

おめくりいただきまして、14款、予備費で、歳入歳出調整をさせていただき、7,008万円の増額とし、今後予定をされます国の補正予算への対応等に備えさせていただきたいと思っております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1款、村税でございますが、2項1目1節の固定資産税現年度課税分の増額は、設備投資の回復が見られまして、償却資産分が見込みを上回ったこと等によるものでございます。

また、次の3項1目1節の軽自動車税現年度課税分の増額は、税制改正によりまして、本年度から、登録後13年が過ぎた車両について、重課、一般よりも重い課税がされることとなりましたが、地方公共団体システム機構を介しまして、登録年月日のデータを取得することができましたので、それによりまして算定をしたところ、対象となる車両が当初の想定よりも多かったということが主な要因でございます。

おめくりをいただきまして、11款、地方特例交付金は、確定による増額でございます。

続きまして、12款、地方交付税でございますが、説明01の普通交付税は、確定による増額でございます。人口増が一番の要因でございます。また、02の特別交付税につきましては、歳出で申しあげました定住自立圏事業及び地域おこし協力隊事業に係る措置を見込むものでございます。

おめくりいただきまして、14款、分担金及び負担金の2項6目1節、農業費負担金でございますが、地域おこし協力隊員住居賃借料の定額超過分ということで、自己負担をさせていただくものでございます。

続きまして、16款、国庫補助金でございますが、2項2目2節の企画振興費補助金の増額は地方創生推進交付金の採択によるもの、3目1節、社会福祉費補助金の増額は臨時福祉給付金事業の給付見込み額の増に伴うもの、4目1節、保健衛生費補助金の増額は産前・産後

サポート事業及び産後ケア事業が新たに国庫補助の対象となったことによるもの、6目3節の農業費補助金は多目的機能支払交付金事業の算定対象農地面積の確定によるものでございます。

おめくりをいただきまして、17款、県支出金でございますが、2項2目1節の総務管理費補助金の増額は、南箕輪の歴史・文化伝承よみきかせプロジェクト事業が採択されたことによるもの、6目1節の農業費補助金の増額は、融資主体補助型経営体育成支援事業の新たな導入によるもの及び多目的機能支払交付金事業補助金が国庫分と同様に増額となることによるものでございます。

次の3項2目5節の統計調査委託金は確定による増額でございます。

次に、14ページの20款、繰入金でございますが、生涯学習施設建設事業の財源として取り崩す学校改築基金の額を7,000万円減額するものでございます。

おめくりいただきまして、21款、繰越金は、決算によるものでございます。

次の22款、諸収入の5項1目4節、雑入の説明51、サマージャンボ宝くじの配分確定によります減額、説明の82につきましては、国・県返還分を含みます事業実施農業者からの村への補助金返還金ということでございます。

おめくりいただきまして、23款、村債は、1項3目3節で、北部保育園の起債対象事業費が確定いたしましたので、これに伴います減額、それから、15目1節の臨時財政対策債は、起債可能額の確定による増額でございます。

歳出は以上でございます。

5ページにお戻りいただきまして、第2条の地方債の補正につきましては、この第2表、地方債補正の表のとおりということで、限度額を変更させていただくものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 丸山です。お願いいたします。

二、三点、ちょっとありますので、お願いも含めてなんですけれども、19ページ、地方創生推進交付金事業委託料650万であります。これは、全協のときにも少しお話を聞いたわけなんです。女性の再就業というか、そういうものにかかわるものかどうかということになります。予定価格を算出していく上で、積算をしていかなきゃいけないということだろうと思うんですけれども、どういう根拠に基づいてやるか考えておられるか。見積もりだとか、いろんな方法があるかと思っておりますけれども、なかなか難しい積算になろうかと思っておりますけれども、国からそれなりの何か指示というか、指導というか、そういうものが出ているのかどうか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、2点目なんですけれども、加速化交付金、推進交付金ということで、今も村長から、冒頭の挨拶でもいろんな事業を説明していただきましたけれども、これらの、ほかのところの進捗はどうか。単独じゃなくて、広域でやっている部分のところもあったと思っております。そんなのが、どんなふうに進み始めたか。来年の3月、みんな竣工というか、終わりになっているということですので、どこら辺まで進んでいるのかどうか。村の単独のものもあったと思うんですけれども、わかったら教えていただきたいと思っております。

それと、これ、たまたま地域おこしのところに関係しちゃうんですけれども、先ほども村長の冒頭の挨拶の中で、地域おこし協力隊は新たな地域資源の開発というか、そういうものをお願いしたいということで、今回2人、来年度に向けては採用していきたいということでありますけれども。観光資源、それから移住定住というお話もありました。今までも幾つか、それなりの事業を取り上げてきて、私も正直言って、一般質問に、職員の増員必要でないかといって上げたら、村のほうから増員するというか、職員の異動があつて、そのあいたところを臨時職員で対応したいという話であつたものですから、その辺のところも含めてなんですけれども、職員が行った課は、それはそれとして、管理防災と財務課のところ、特に管理防災については、6月の議会で、あれだけ皆さん、大勢の方が一般質問していて、地域防災計画は年度内に策定するというお話でありました。そこら辺は、絶対大丈夫なのかどうなのかという、そこら辺のところの確認をしたいということでございます。

とりあえず以上でございます。

議長（原 悟郎） 先に、田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） まず初めに、積算根拠になる分ですが、本事業につきましては、女性の就業サポートを、就業支援アドバイザーの設置。まず610万は、3カ年の推進交付金のうちの1年目の事業の部分になります。1年目としましては、今申し上げたアドバイザーの設置、それから、先ほど村長や副村長のほうからも説明がありましたけれども、就職前のセミナー等ということでもあります。今現在考えておりますのは、県でも、今、女性就業支援の関係をやっておりますので、特に国からは示されてはおりませんが、県の事例ですとか、それからまた見積もり、余りこういったことをやっている関係会社等は県内にもないんですが、そういったところ、県のところでやっている事業所等から見積もりをとる中で積算の根拠としてまいりたいと、そういう予定であります。

もう一点、加速化交付金の広域の部分、これはもう既にスタートしてございまして、二つありまして、移住定住関係と、あとジオパークの中央アルプスの関係があります。ちょっと中央アルプスの関係は、所管しております産業課長のほうから御答弁させていただきますけれども、移住定住に関しましては、先般、移住定住のプロモーションツール、これ、サイト、ホームページ、それとプロモーションビデオ、それからパンフレット、これがそのツールになるわけですが、こちらのほう、プロポーザルで事業者のほうが決まりにまつたところでありまして、非常に短期間でありますけれども、これから、それぞれ精力的にツールの作成に入つてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 加速化交付金のジオパークの関係につきましては、まず、経ヶ岳周辺の映像作成業務がありまして、それについては既に5月の下旬に発注済みとなっております。経ヶ岳で行われるイベントから季節の花とかそういったもの、登山者が登る状況について、現在収録中でございます。

それから、登山道整備がございまして、これは積算ができてまして、現在、見積もりをとっている最中でございます。

それから、あとガイドブックの印刷ということですが、この内容について、今、作成中でありまして、そこら辺ができ次第、印刷に発注ということで、現在、いずれにしろ、手がつ

いている、進んでいるということになっております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 加速化の2次、それから推進交付金につきましては、8月30日に交付決定を受けたところでありますので、これから着手をしまいたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 地域防災計画。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 今回の人事異動に伴って減員となりました管理防災係に関してであります。

議員おっしゃられるように、本年度、地域防災計画の見直し、それから業務継続計画、こちらも手をつけてまいりたいということで、6月議会等、答弁させていただきました。やはり、1名減員となると、影響は出ざるを得ないのかなというふうには思っております。とりあえず、地域防災計画のほうを早急に手をつけて、めどをつけ、その後、業務継続計画に手をつけていくということにならざるを得ないかなというふうには考えております。3月末までは、とりあえず1名減の部分には臨時職員、これから採用して、何とか手当をしながら、できるだけ早急に計画のほうも作成できるように、努力をまいりたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 年度内に完成するということには間違いないという、そういうふうに理解していいですか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 優先にするべき事項、どれがどうということは難しいわけですが、当面、期限のある地方創生関連は3月までに仕上げてしまわなければなりません。それに重点的に取り組んでいくということで人事異動をさせていただきました。減員となった課、総務課が1名、財務課が1名、これは事務系統の部分の減員ということであります。職員の部分につきましては、常に総務課と財務課あたりがターゲットになる。これは、私はやむを得ないというふうに思っております、事業の推進上ということでありますので。その中で精力的にやってはいきたいと思っておりますけれども、できる限り、期限内にはやっていきたいと思っておりますけれども、ただ、できないといったことも起こり得るということは御理解いただきたいというふうに思います。特に、業務継続計画につきましては、若干延ばさざるを得ないというふうに私自身は思っておりますので、お願いをいたします。

また、これらにつきましては、ちょうど今、来年の新規採用職員募集をしております。締め切りをいたしました。かなりの数の方が、なぜか南箕輪村は人気がありますので、本当に多い方に募集をしていただいたところでありますので、その中で、また検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに。



3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 3番、山崎です。

2点ほどお聞きしたいと思いますが、19ページの地域づくり推進事業の中に、村の昔話DVDの説明がありました。昔話のDVDをつくることは結構だと思いますが、公民館だとか、保育園だとか、そんなようなところに設置して、利用していただくというような説明でしたが、例えば、1月から8月まで120人増員、人口がふえたという村長のお話もありましたが、これからふえていく転入者の人たちへのPRだとか、あと、従来から住んでいる我々のような住民一般の人たちみも注文をとるとか、配布をするとかいうような計画があるかどうか。かつて、絵本のときも、注文とって、販売はしたというか、そうだったと思いますが、今回もそういう計画があるかどうかというのをお聞きしたいというふうに思います。

2点目は、23ページのほうでいいのか、地域おこし協力隊2人、これから募集をするということであります。今現在2人の方が活動している大芝高原の味工房の南側の体験館ですか、あそこの中の南の一部のところ、机を置いたり、パソコンを置いたりしてやっているところを見たところですが、今現在でもかなり手狭で、一生懸命やっているけれども場所的には狭いなという感じがしたんですが。特に8月に行ったときには、エアコンもない中で一生懸命やっておりました。これから2人採用する人たちは、定住圏ということの仕事もされるんですが、あの場所でやるとすれば、非常にそれ以上は入れないだろうなというふうに思いますが、別のところを考えているのか。大きな目玉事業でもありますから、働く、活動する場所も十分提供するというか、確保していくことが大事だというふうに思いますが、この辺の考えを聞かせてください。仕事のことは別になりますから、ほかのところを考えているのかなとか、その辺のところもわかりましたら聞かせていただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） まず、村の昔話のDVDですが、先ほども主な配置場所といいますか、のほうは御説明申し上げてありますけれども、村の図書館や、いわゆる南部小の図書館などにも置いて、数多く貸し出しできるような数を置いてまいりたいというふうに考えております。また、各区の公民館ですとか、介護施設というようなところ、小中学校、上農高校、それから信州大学農学部というようなところ、今、予定では100枚を作成する予定でありますが、今申し上げたところを中心に計画をしているところであります。広く、設置状況や作成したことは、村民の皆さんに広報をして、周知をしてまいりたいと思っております。そうしたところでのまず使用をお願いしながら、また、そういった御要望等、御意見を伺いながら、今の御質問の点は検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地域おこし協力隊の場所の問題であります。

申し上げますように、観光振興、あるいは移住定住ということでもあります。当然連携は必要となってまいります。しかし、いる場所は違うということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番(大熊 惠二) 9番、大熊であります。

臨時職員の採用について、どのような基準で、どのような方法で採用していくのか、そういったメニューがあるのかどうか、またどういうところからその臨時職員というのを募集していくのか、その辺のことを、個人の能力差もありますし、どの程度できるのかもわからんという臨時職員もおりますし、その辺はどのように。往々にして、OBが入っているということもありますけれど、その辺の採用の基準というものをお示しいただきたいと思います。

それから、21ページになりますが、この臨時福祉給付金でございますが、人数がわかりましたらお知らせをお願いいたします。

議長(原 悟郎) 堀総務課長。

総務課長(堀 正弘) 最初に御質問の臨時職員の採用に関してであります。

現在、村では、一般的な臨時職員全てそうですが、登録をさせていただいております。臨時職員として採用してほしいという方を台帳に登録して、その中で、臨時職員が必要となった課が、その台帳を見ながら、どういう条件で働きたいのかということも配慮しながら選考し、面接をした上で採用を決定していくという段取りで今進めておりますので、今回の臨時職員につきましても同じ進め方で選考したいというふうに考えております。ですので、面接の上で、力量を見ながらということで判断をしております。

以上です。

議長(原 悟郎) 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長(藤田 貞文) 臨時福祉給付金の対象者の人数でございます。

これにつきましては、簡素な給付ということで、低所得者向けの給付になりますけれども、平成27年度の実績の9割ということで、国のほうからこういった指示がございまして、それで算定をしております、約1,700人ぐらいが給付の対象になろうかということで、算定基準としてございます。

以上です。

議長(原 悟郎) よろしいですか。

2番、小坂議員。

2番(小坂 泰夫) 2番、小坂です。

先ほどの山崎議員の昔話のDVDの作成に関連してなんですけれど、先ほど課長のほうから、100枚製作して、広く普及に使いたいという説明がありましたので、DVDですので、この時代ですので、ネット上の動画配信等は考えておられないか、お尋ねします。

議長(原 悟郎) 田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長(田中 俊彦) 当然、その辺は、村のホームページやらということでやってまいりたいと思います。

以上です。

議長(原 悟郎) ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番(大熊 惠二) 先ほどの臨時職員の採用のあり方について御答弁をいただいたわけですが、常時何名ぐらいがそういう待機をされているのか。以前、希望は出してあるんだけど、全然声がかからないと、こういう苦情を言われた住民もあるわけですが、最近そう

いったことはないのかどうか。

それともう一つ、臨時職員といえども、庁内で知り得た情報についてのコンプライアンスのことで、そういう誓約書とかがきちんと整備されているのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） まず、現在の登録人数ですが、今、ちょっと手元に資料がありませんので、また職種別に登録していただいておりますので、それも含めて、また後ほど答弁をさせていただきます。

コンプライアンスの関係ですが、これは採用条件の中で、一般職と同じように、秘密守秘、知り得たことは口外しないということで、条件をつけての採用となっておりますので、一般職と同じ扱いということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 登録してあるけれど、声がかからないという声があったという件について。

総務課長（堀 正弘） 今のところ、私のほうへはそういった提言は届いておりませんので、ないのかなと思っておりますが。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 臨時職員につきましては、職種によってかなりアンバランスな部分があることは事実であります。特に、保育士につきましては、足りない切りでございますので、ただ、希望の分野として事務系というのはなかなか、大勢あってもごくわずかな人数しかおりませんので、そういう部分というのはあろうかというふうに思います。ただ、声が届いているか、いないかということにつきましては、私のところにもそういう声は届いておりませんのでお願いいたします。ただ、どうしてもお願いしたいというようなことで話をいたしましても、既にほかのところに勤めているとか、あるいは、ちょっとその職種では困るとか、そういう分野はままするとありますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 再確認であります。採用のときに、そういうコンプライアンスの問題等については、説明をして、了解をいただいているということですが、文書をもって、署名捺印をしていただいて、今後そういう問題が起きないかどうか、口頭だけではなく、そういったことがきちんと書面上。今、企業が、臨時氏の職員を、いわゆる臨時の職員というか、要はパートですね、パートの職員ですら、今、書面をもって、退職した後は、職場の中のそういう知り得た情報等については一切他に漏らさないということを書面で取り交わしているわけですが、民間企業の時給800円とか850円のパートですら、そういう時代になってきていますので、その辺の口頭の説明だけではなく、書面をもって、きちんとその辺が徹底されているかどうか、確認をしたいと思います。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） ちょっと今、不確実な答えはちょっとできませんので、先ほど

の件と合わせて、後ほど答弁させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の審議を続けたいと思いますが、先ほど、議案第11号で、予算審査の中で、総務課長より答弁がございますのでよろしく願いいたします。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、午前中、9番、大熊議員からいただいた御質問の中で、答弁ができなかった部分がありますのでお答えしたいと思います。

最初に、臨時職員の登録者数であります。

こちらは、一般事務のほか、保育士、あるいは調理員等の専門職も含めまして、現在323名の登録があり、この中から、現在、臨時職を採用して、働いていただいているという状況であります。

二つ目ではありますが、臨時職員に対するコンプライアンスの関係であります。

村では、採用する時点で、任意条件説明書という、いわゆる採用の契約書にかわるものになります。これを雇用主である村長と雇用者で、署名捺印の上、取り交わしております。この中には、勤務条件であるとか、報酬等々がありまして、その中に守秘義務というものもありまして、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職務を退いた後も同様とするという内容で署名捺印をしております。これに加えまして、私ども正規職員が入庁する際に宣誓書というものに署名しますが、臨時職員にも同様の内容でこの宣誓書への署名も求めておりまして、この二つの項目がそろった上で採用をしていくということで、守秘義務についても守っていただくようお願いをしているという状況であります。

以上です。

議長（原 悟郎） それでは、続いて、議案第12号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算の確定により生じた介護保険給付費に係る県負担金の精算及び繰越金の増額と臨時職員賃金の減額による国・県補助金及び一般会計繰入金の減額補正等をお願いし、歳出では、臨時職員の賃金の減額と過年度分の介護保険料還付金及び国庫支出金等の精算により生じた返還金の増額補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,971万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,055万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第12号につきまして細部説明を申し上げます。

初めに、予算書の6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

歳入のほうから説明をさせていただきます。

4款2項、国庫補助金、3目、地域支援事業交付金でございますが、112万3,000円を減額するものでございます。この減額につきましては、歳出の補正で、臨時職員賃金の減額による包括的支援事業・任意事業費の減額に伴いまして、国の負担割合分を減額するものでございます。

おめくりをいただきまして、7ページになりますが、6款1項、県負担金、1目、介護給付費負担金でございますが、27年度分の介護給付費負担金の確定に伴う精算によりまして、不足分282万円が追加交付をされますので、これを増額するものでございます。

それから、次の3項、県補助金、2目、地域支援事業交付金と、次の8ページになりますが、10款1項、一般会計繰入金、3目、地域支援事業繰入金でございますが、それぞれ同額の56万1,000円を減額するものでございます。この減額につきましては、最初に説明をいたしました国庫補助金と同様に、臨時職員賃金の減額による包括的支援事業・任意事業費の減額に伴いまして、県と村一般会計の負担割合分を減額するものでございます。

続いて、5目、その他一般会計繰入金でございますが、27年度の事務費の確定に伴う精算によりまして、2節の事務費繰入金に5,000円を追加するものでございます。

続いて、おめくりをいただきまして、9ページの14款、繰越金でございますが、前年度繰越金の確定見込みによりまして、1,913万円を追加するものであります。

歳入につきましては以上でございます。

続いて、10ページから歳出でございます。

5款、地域支援事業費、2項1目、1362包括的支援事業・任意事業費で、288万円を減額するものであります。これは、7節の賃金で、包括支援センターにかかわる業務量が増加していたことから、介護支援係で臨時職員を1名採用する予定で計上しておりましたが、年度当初の人事異動によりまして、正規職員が1名増員されたということによりまして、不用となる賃金を減額するものでございます。

おめくりをいただきまして、11ページの8款、諸支出金の1項1目、1381第1号被保険者保険料償還金で、41万円を追加するものでございます。これは、23節の償還金、利子及び割引料で、保険料の還付金といたしまして、過年度の死亡等により生じました過誤納の保険料を還付するものでございます。

その下の2目、1382償還金利子等では、172万円を追加するものでございます。23節の償還金、利子及び割引料で、過年度国庫支出金等返還金といたしまして、27年度分の介護給付費及び地域支援事業費の実績に基づきまして、国・県及び支払基金、それぞれの法定負担割合分が確定いたしまして、その精算により生じました超過した差額分を返還するものでございます。

続きまして、12ページの9款1項1目、1399予備費でございますが、歳入歳出調整を行い、2,046万円を追加するものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に1,971万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,055万5,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第13号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入の主なものといたしまして、前年度決算の確定により生じた療養給付費交付金と繰越金の確定による増額補正をお願いし、歳出では、後期高齢者支援金及び介護納付金等の確定により増額補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,218万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,557万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第13号について細部説明を申し上げます。

初めに、予算書6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入から説明をさせていただきます。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、療養給付費等負担金であります。1,061万6,000円を追加するものであります。27年度一般被保険者療養給付費事業の実績に基づき、国庫負担金が確定しましたので、その精算により生じた過不足を増額するものであります。

続いて、5目、特定健康診査等負担金であります。8万2,000円を追加するものであります。27年度分の特定健診事業の実績に基づき、国庫負担金が確定しましたので、その精算により生じた過不足分を増額するものであります。

続きまして、2項、国庫補助金、7目、システム開発等補助金であります。これについては、平成30年からの国保制度関係事業準備事業費補助金が認められましたので、43万5,000円を追加するものであります。

続きまして、おめくりいただきまして、7ページ、5款、療養給付費交付金、1項1目、療養給付費交付金であります。99万2,000円を追加するものであります。27年度分の退職被保険者の療養給付事業の実績に基づき、交付金が確定しましたので、その精算により生じた過不足分を増額するものであります。

次に、8ページの9款、繰越金、1項2目、その他繰越金であります。33万7,000円を

追加するものであります。27年度決算確定見込みによるものであります。

おめくりいただき、9ページ、12款、前期高齢者交付金、1項1目、前期高齢者交付金であります。27万7,000円を減額するものであります。支払基金の概算算定額が確定したことにより減額するものであります。

歳入につきましては以上であります。

次に、10ページの歳出であります。

1款、総務費、1項1目、1501一般管理事務、19節、負担金補助及び交付金に43万5,000円を追加するものであります。先ほど御説明しました補助金を充てるものでございますが、国保制度改正に伴うシステムを上伊那広域連合で行うため、情報センターへの負担金であります。

おめくりいただき、11ページをごらんください。

2款、保険給付費、1項1目、1504一般被保険者療養給付事業及び同項2目、1505退職被保険者等療養給付事業につきましては、歳入の一般被保険者の療養給付費、退職被保険者等の療養給付費が増額となったことによる財源組み替えでありますので、増減はございません。

続いて、12ページであります。

3款、後期高齢者支援金等、1項1目の1543後期高齢者支援金、19節、負担金補助及び交付金に1,260万9,000円を追加するものです。支払基金への負担額が確定したことによるものであります。

おめくりいただき、13ページであります。4款、前期高齢者納付金等、1項1目、1545前期高齢者納付金、19節、負担金補助及び交付金に3万5,000円を追加するものです。支払基金への負担額が確定したことによるものであります。

続いて、14ページ、6款、介護納付金、1項1目、1537介護納付金、19節、負担金補助及び交付金を43万6,000円減額するものであります。支払基金への負担額が確定したことによるものであります。

おめくりいただきまして、15ページの8款、保健事業費、2項1目、1547特定健康診査事業につきましては、歳入の特定健診にかかる国庫負担金が増額となったことによる財源組み替えでありますので、増減はございません。

次に、16ページの11款、諸支出金、1項1目、1520一般被保険者保険税還付事務、23節、償還金、利子及び割引料に40万円を追加するものであります。過年度税額更生や過誤納等による歳出還付額が過去の3年間の平均を大きく上回り、不足することが予想されるためお願いするものであります。

おめくりいただき、17ページの12款、予備費、1項1目、1524予備費であります。歳入歳出調整を行い、85万8,000円を減額するものです。

歳出は以上であります。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に1,218万5,000円を追加し、歳入歳出の予算額をそれぞれ15億4,557万5,000円とするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第14号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、前年度決算により生じた繰越金の増額補正をお願いし、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金に係る補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ145万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,228万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第14号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入であります。4款、繰越金、1項1目、繰越金に145万7,000円を追加するものであります。27年度決算確定見込みによるものであります。

おめくりいただき、7ページは歳出となります。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目、1804後期高齢者医療広域連合納付金、19節、負担金補助及び交付金であります。繰越金に27年度3月分の普通徴収保険料139万3,000円が含まれていることから、負担金に同額を追加するものであります。

次に、8ページの4款、予備費、1項1目、1808予備費であります。歳入歳出調整を行い、6万4,000円を追加するものです。

歳出は以上であります。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に145万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,228万7,000円とするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第15号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度南箕輪村こども館建設工事、建築工事の入札を去る8月18日に実施した結果、工事請負契約の予定価格が、南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又



は処分に関する条例第2条に定める額となりましたので、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 議案第15号「工事請負契約の締結について」、細部説明を申し上げます。

議案書の2ページ、説明資料をごらんください。

建築工事の入札結果でございます。

入札会の時期は、平成28年8月18日14時でございます。

工事内容でございますが、主要用途はこども館、これは児童福祉施設でございます。構造は鉄骨づくり、平家建て。規模は、建築面積1,434.97平方メートル、延床面積1,208.13平方メートル、うち駐輪場11.54平方メートルでございます。

3の入札結果でございますが、応札者数6者。落札金額3億3,156万円でございます。落札業者につきましては原建設株式会社です。

4の工期は、南箕輪村議会議決の日から平成29年3月31日までです。

次に、1ページにお戻りいただきまして、工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的、平成28年度南箕輪村こども館建設工事、建築工事でございます。契約の方法、制限つき一般競争入札。契約の金額、請負金額3億3,156万円。契約の相手方、南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役、原武光。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤澄子議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

一応、応札が6者ということで、ほかの業者の皆さんの名前と、それから落札率について教えていただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 応札の状況であります。

6者が応札されましたけれど、業者名を申し上げます。

原建設株式会社、それから株式会社宮坂組、それから株式会社あっとホーム、株式会社ヤマウラ南箕輪営業所、それから宮下建設株式会社南箕輪営業所、西武建工株式会社南箕輪営業所でありまして、あと落札率につきましては99.99%となっております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 聞いても聞かなくても、この前、前回の臨時会のときにも申し上げてありますのであれですが、やはり村内業者、地元業者育成という観点から、村長は非常に心強く、強く要請をいたしますというお話でございましたが、やはり村内業者それぞれが力

をつけていただくというのがやはり村にとっても大事なことでございますので、その点について、一つ、再度と言いますか、まだ言ったばかりですからあれですが、その辺のこと、くどいようですが、もう一度お願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今回のこども館につきましては、総額で5億を超える事業となります。非常に大きな事業ということでもあります。したがって、この建築工事につきましては、質問にはございませんけれども、村内業者はもちろんでありますけれども、営業所のあるところも加えたところがございます。

そういった中で、下請等々につきましては、さきにも申し上げましたけれども、村内業者の育成ということも大切なことでもありますので、強いお願いという言い方をさせていただきましたけれども、その点につきましては、そういった措置はとってまいりたいというふうに思っておりますし、既に、前回の分につきましてはそういう強いお願いをしたところでもありますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） もう一点、いつも気になることでありますが、落札率がほぼ100%、いわゆる99.8何%といたしますと、100%です。そんなに正確に、入札に参加するについて、見積もりが正確に出るものなのかなということなんですが、談合という言葉は古くて新しい問題でありますけれど、その辺については、落札率についてはどんなお考えでいるのか、その点について感想がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 99.99%という、かなり予定価格に近い数字になったということでもあります。

予定価格につきましては、2,000万円を超えるものにつきましては、私の権限ということでやっております。

ただ、この建築工事につきましては、かなり絞ってあることは事実であります。いろんな材料につきましても、定価の何割というようなことで設計をさせたところがございますので、これ、かなり厳しいかなという見方をしていたところでもありますけれども、何とか予定価格の範囲内でおさまったというのが実態でございます。設計自体が厳しいということで御理解をお願いしたいと思いますし、また、予定価格、歩切りは今年度からしておりません。これは、品確法で法律違反になるという、国交省の通知、通達、そういったものがありまして、私はそれはおかしいじゃないかということで、するよという話をいたしましたら、いや、それは法律違反ですから、県から御説明に上がるという話がありましたので、それならば、歩切りはしないということでお答えをした経過もあるところであります。

したがって、時にはかなり開くものもあろうかというふうに思います。建築工事はかなり厳しいという、これ、どんな工事をしてもうそういう実態がありますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

談合の話がありましたけれども、談合はないということで我々はそういう捉え方をしておりますし、予定価格自体も私しかわかりませんし、私も、一旦中に入れてしまいますと、全くわかりません。控えは一切とらないことにしておりますので、その辺はそん

な御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 大熊議員。3度目です。

9 番（大熊 恵二） 最近といたしますか、時代の流れといたしますか、東日本の大震災があり、なおかつ、これから2020のオリンピックの問題もあり、その資材、または人件費等の高騰もあるというふうに言われておりますが、やはりそういったものも、今後、村の事業といえども、当然影響を受けてくるのかなと思いますけれども、その辺についてのお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 資材や人件費の高騰という御質問でありますけれども、当然それはそうなるだろうなというふうに私自身は思っております。土木関係につきましては、公共単価等々も、そういったものを加味しながら単価設定がされるだろうなという予想もしておるところであります。したがって、村の公共事業につきましても、影響が出るのではないかなという心配はしております。

そういった中で、これからは、入札不調ということが多くなるのではないかなと、そういうことになると、村の事業執行というのも影響を受けますので、そういうことのないように願っておるところであります。最近、入札不調というのはままた出ておりますので、過去はそういう例というのは余りありませんでしたけれど、ここ何年かは不落という、入札不調というのがかなり出てまいりました。そういったことも影響しているのかなというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから、本日即決となりました議案第12号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第12号「平成28年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第15号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕お疲れさまでした。

散会 午後2時05分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 8 年 9 月 1 4 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

7 番 都 志 今朝一

6 番 唐 澤 由 江

3 番 山 崎 文 直

1 番 加 藤 泰 久

9 番 大 熊 惠 二

8 番 三 澤 澄 子

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	藤田貞文
副村長	原茂樹	子育て支援課長	有賀由起子
教育長	征矢鑑	産業課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	建設水道課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	三澤久夫
住民環境課長	埋橋嘉彦		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

## 会議のてんまつ

平成28年9月14日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日から一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁も含め1人50分といたします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問届け出順に、抽せん順に発言を許可いたします。

7番、都志今朝一議員。

7番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

このたびの台風10号による災害で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げ、被災された方には一刻も早い復旧、復興を願うところであります。

それでは、私は、さきに通告いたしました6項目について、村長、並びに教育委員長にお伺いいたします。的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、1項目めの村政運営についての1件目、3期目の公約の自己評価についてをお伺いいたします。

村長就任以来、間もなく、3期目の任期もあと7カ月を残すのみとなり、月日の速さを改めて感じているところであります。

平成25年4月、村長選選挙時に、3期目の村政運営に対し、7項目にわたる公約を掲げ、この公約実現のために、日々努力をしてきたことと思われま。

7項目めの1項目め、子供が伸びやかに育つ村にの項目の今後の施策では、学校いじめ対策への対応では、相談員の増員、30人学級の推進、学校施設の計画的な改修整備など5件。2項目め、みんなが元気に暮らせる村にの項目では、今後の施策では、特定健診、各種健診の受診率の向上、栄養士の増員と保健師、健康運動士の連携による相談体制の充実など4件。3項目め、安心して暮らせる村にの今後の施策では、全自主防災会の支え合いマップの策定、ひまわりの家での生活介護事業の実施などの5件。4項目め、豊かな村を築く、活力ある産業振興の項目での今後の施策では、まっくん軽トラ市の定着化、商工会・農業組織との連携による特産品開発など4件。5項目め、快適な生活環境と地域の活性化での今後の施策では、大芝高原林の樹種転換の推進、農地・水管理支払交付金事業の拡大、道路・橋梁の計画的修繕、地区計画事業の推進など9件、6項目め、健全な村を目指した協働・共助の根づく信頼された村政での項目では、区、組未加入世帯の解消、南箕輪村の日の制定など3件。7項目め、広域的課題への対応では、中央病院を含めた地域医療再生の推進、県道伊那北殿線のクランクの解消など33件。多項目にわたっての公約であると思ひます。

また、村政の基本方針には、子育て、福祉、教育に優しい、生活優先の村政を目指して、

地域力を高め、1万5,000人の持続可能な力強い村を目指して、全ての人が地域の中で心豊かに暮らせる共生の村を目指して、安心・安全で活力がある元気な村を目指して、農、工、商、調和のとれた産業振興を目指して、平和で穏やかな村を目指しての6項目がうたわれており、私の決意では、3期目にかける思いの中にも、8年間の経験と実績をもとに、さらに理想の村に近づけるよう、新たな気持ちで全力で頑張るで閉じられております。

以前の質問では、評価は住民の皆さんにさせていただくものとの答弁もありましたが、立ちどまり、みずからを振り返ることも大切とも思われます。

以上、1件目の公約の自己評価についての質問といたします。答弁をお願いいたします。  
議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、村政運営の3期目公約の自己評価という御質問であります。

御指摘もありましたように、早いもので、3期目の任期も7カ月となってまいりました。月日のたつ速さを実感しておるところであります。

今、議員に御指摘をいただいたとおり、3期目の出馬に当たり、私は大きな項目として、子供が伸びやかに育つ村をはじめ、7項目の公約を村民の皆さんにお示しし、就任後は、その公約の実現に向けて努力をしてきたところであります。基本的には、2期目までの村政運営を継続しつつ、住民生活をしっかりと守り、安心・安全な住みよい村を、産業振興を図り、活力のある村を目指してまいりました。いろんな公約の部分、御指摘といたしますか、質問がありました、個々に掲げた事業といたしまして若干申し上げます。

ハード事業といたしましては、園児数の増加に対応した保育園の整備につきましては、今年度、北部保育園の大規模増改築で、全園完了をいたします。また、伊那消防署の建設、田畑公民館の建設、小中学校の施設不足の解消として、南部小学校の増築、中学校用地の確保、生涯学習施設の建設やこども館建設への着手等々、実施をしてまいりました。多額な費用を要しましたが、財政悪化を招くことなく実施をすることができました。

また、ソフト事業といたしましては、福祉健康施策の充実を図るべく、福祉移送サービス車の増車や、栄養士や保健師、教育相談員の増員、景観行政団体への移行、南箕輪村の日の制定、交流人口増加に向けての観光協会の設立、経ヶ岳バーティカルリミット等、新たなイベントの開催、企業関係では、南原地区への企業の立地、また既存企業の規模拡大等々、村としてできる限り協力をしてきたところあります。

御指摘のありました特定健診のアップにつきましては、平成27年度、確実にアップをしてきておるところでありますし、生活介護事業所のお話もありました。ひまわりの家に、生活介護事業所の機能を持つ施設に改修をしたところあります。また、農地・水管理につきましては、今年度に入りまして、南殿や北殿地区も加わりまして、全村で、多くの地区で実施をしていただいたところあります。未加入世帯の問題につきましては、世帯数が増加しておりますけれども、加入率は下がってきておりません。むしろ、一戸建て世帯では、加入がふえてきておる状況にもなってきておるところあります。

そうしたことを考えますと、不十分な面もあろうかと思いますが、私自身としては、公約はおおむね実施ができてきておるのではないかと考えておるところあります。その評価は、私の基本姿勢でありますけれども、村民の皆さんにお任せをさせていただきたいというふう



に思っております。

こうした施策を実施する中におきまして、また地理的条件等々のいろんな要素も加わる中で、おかげさまで、人口減少時代に人口が増加し、昨年実施されました国勢調査におきましては、人口増加数、人口増加率とも県下最大となりました。そうしたことを受けまして、全国的にも注目をされる村となっておりますことは大変ありがたいことでもあります。そんなことを申し上げまして、申し上げましたように、公約はおおむね実施ができてきておるといふふうに考えておるところであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7 番（都志今朝一） 従来の村政運営のほかにも、上伊那の代表としての立場ある仕事もふえ、体も心も大変であると思われまふ。これからは、村政運営の責任者として、活躍をお願いし、2件目の来期改選の村長選に出馬の意欲があるかをお伺いいたします。

平成17年4月16日に、南箕輪村村長に就任以来、来年の4月15日で任期の3期12年になります。私も、3年半ぶりに、今定例会の一般質問のために、3期目立候補時に作成した部内討議資料を開いてみました。村民目線に立ち、村民一人一人を大切に村づくりのために奮闘され、7項目の公約、今後施策では、95%近くが実行されており、驚いているところでもあります。

さて、8月18日付の報道によると、中川村村長が17日に記者会見をし、来年5月の任期満了に伴う村長選に不出馬を表明した。3期目の任期を約9カ月残しての表明である。村の課題や可能性については、長く同じ視点、問題意識でかかわるより、違う人に、違う角度から、しっかり検討してもらおうほうがいいと考えた。また、村長選に向けて、村民が村の現状や将来をしっかりと議論するには、十分な時間が必要。いろいろな人が出て、いろいろな論議が必要であり、村のあり方を再度、それぞれの村民に再検討してもらい、その中での選挙が行われるのが一番いいと締めくくっている。住民の反応は、3期で一くくりの声も上がっている。

南箕輪村は人口が増加し、県下一若い村として発展しており、子育て、福祉、教育に優しい、安心・安全な村づくりに、唐木村政色も評価されており、8月1日現在、人口1万5,272人の村づくり、より強い地域づくりを一層推進させなければならないと思います。

また、今年度は、昨年度よりの南原住宅団地の焼却灰の除去工事、生涯学習施設建設工事、南箕輪村こども館建設工事、北部保育園給食室増改築工事など、多くのハード工事が予定されており、道半ばかとも思われます。財政的には厳しさがより一層増すと思われ、健全財政の維持、推進がより一層求められると思います。

時期尚早の質問とも思いますが、それではお伺いします。

来期改選の村長選挙に出馬の考えがあるかをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 来期改選の村長選に出馬の意欲があるかどうかという御質問であります。

改選期まで7カ月となりました。村民の皆さんにその去就を明らかにしなければ、時期となってきております。また、そんな話題も村内、あちらこちらから聞かれるような、そんな時期となってきております。現在、新たな地方創生事業が加わり、期限までにやり遂げてい

かなければなりません。また、人口増加対応といたしまして、今年度は大規模なハード事業を手がけており、今、全力でその推進に取り組んでおるところであります。加えまして、県町村会の理事となり、ハードな日程も加わり、次期のことを考えている余裕がなかったというのが現在までのところであります。

しかし、改選期も確実に近づいておりますので、これから、後援会や関係者の皆さんと相談をしながら、12月議会に向けて、そんな話をさせていただきたいと思っておるところでございます。したがって、その態度の表明につきましては、12月議会で明らかにしてまいります。

今、中川村のお話もありました。中川村の話でありますので、それはよそのこととしてでございます。いろんな考え方があろうかと思いますが、早く表明をして、いろんな考え方の中で議論をしていく、そういうことも必要であろうかというふうに思いますし、また、今やっておる事業に全力で取り組んでいく、こうしたことも私自身は必要であるというふうに思っております。

本村の村長選の状況、過去ずっと振り返ってみますと、選挙日の2カ月から、そんなくらいから動きが始まるというような状況を踏まえまして、12月議会で私は十分ではないかというふうに考えたところがございます。それと同時に、今申し上げましたように、本当にハードな日程であり、自分自身のことを考えている暇がなかったということも事実でございますので、これから、申し上げましたように、後援会や関係者の皆様方と相談をしながら、次期の態度を明らかにしてまいりたいと思っておりますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 村民の皆さんの意見もさまざまであります。家を建てるとなら、南箕輪村へという声も多く聞かれております。また、以前と比べ、平穏な村になったとの声も聞かれております。3期目の任期を全力での取り組みをお願いし、2項目めの村の防災対策、下段地区への雨量計の設置についての考えをお聞きいたします。

村では、27年度に村内3カ所に設置し、局所的な雨の状況が把握でき、豪雨に対しての対策が整ってきております。設置場所は、南原保育園、大芝荘、役場の3カ所であり、雷雨の多い西山に近い地点での設置場所のように思われます。

このたびの台風10号による暴風雨の影響で、岩手県や北海道では、堤防の決壊などによる甚大な災害となった。気象庁によると、岩手県岩泉町では、24時間雨量で、8月、1カ月分平均雨量を超える203.5ミリの雨量を観測し、北海道でも記録的な雨量を観測した。岩泉町の地形は、山に囲まれた狭い平地が災害を大きくした。

幸い、南箕輪村では、地形的には恵まれているが、土砂災害警戒区域や急傾斜崩壊危険箇所もあり、豪雨に対しての備えも必要とも思われる。以前より、ゲリラ豪雨の回数も減少しているようには思っているが、下段地区には住宅もふえてきており、雨量計の設置が必要であると思われます。設置についての考えをお聞きし、2項目めの質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 雨量計設置の御質問であります。

村では、昨年度、南原保育園、大芝荘、役場の雨量計を設置し、データを役場で確認できるシステムを構築いたしました。

議員御指摘のとおり、下段地区をはじめ、村内各所にバランスよく配置をするのが理想ですが、データ送信という環境整備も同時に検討しなくてはならないところでもあります。今後は、設置した雨量計の活用状況を検証してまいりたいというふうに考えております。現在は、この気象データというのは、本当はかなり細かく、正確に発表されておるところであります。下段地区には天竜川があります。天竜川につきましては、北殿に水位の観測地点もあり、またライブカメラも設置されております。そういったことからすると、対応は十分可能であるというふうに思っております。

また、大雨警報が発令されれば、担当課が役場の招集となり、さらには全職員が自宅待機をとり、すぐにでも出勤できる体制をとっておるところであります。こういったことを考えれば、職員の危機意識というの也不错向上してきておるところであります。見回り等も、警報が出れば、その状況によって行いますので、当面、そんなことで体制をとってまいりたいというふうに思いますし、肝心なことは、ことし起きたいろんな災害を見るにつけ、早目に避難準備情報、避難勧告を出すという、このことが一番大切なことではないかなというふうに思っております。空振りを恐れずに、住民の命を最優先にしていく、こういったことを心がけていくことが大切であり、重要であるというふうに思っております。本村の場合は、私自身、平成18年に、天竜川の豪雨災害におきましては、県下で一番早く避難勧告を出させていただきました。そんな経験もありますので、そういった重要性、認識をしております。そういった体制を今後もとってまいりたいなというふうに考えておるところであります。

したがって、雨量計の設置につきましては、今ある雨量計の活用状況を検証してまいりたいということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 下段地区には、上段部の降雨が集中すると、あふれる水路もあります。村民の安全・安心のために、雨量計の設置をお願いし、3項目めの村道管理についての1件目の村道6号線のシラカバ立ち枯れ対策についてをお伺いいたします。

6号線の春日街道寄りに、道路両側の街路樹にシラカバが10本植栽されており、このうちの3本が立ち枯れしています。平成26年度の補正予算で、枝打ちの整備がされた街路樹であります。

6号線は、大芝高原に向かう主要幹線でもあり、村の顔となっている道路でもあると思います。また、朝夕には、通勤などの車で混雑もしております。風などにより倒木のおそれも考えられます。倒木により、車などに被害を及ぼしたり、人的被害も考えられます。早い時期での伐採が必要と思われます。考えをお聞きし、1件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 6号線の街路樹の問題であります。

6号線は、確かに大芝高原に向かう主要道路であり、村の顔となっている道路でもあります。そういった道路の環境整備は必要であるというふうに思っております。

この6号線には、ハナミズキ、ヒメリンゴ、シラカバと、多様な樹種を植え、供用を開始

したところであります。20年が過ぎまして、健全な木が弱ってきておることも御指摘のとおりであります。また、シラカバが3本枯れておるといふことも承知しておるところでありますので、これは早急に伐採するようにしておるところでありますので、そんな点は御理解をお願いしたいと思ひます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 国道寄りには、ヒメリンゴの木からハナミズキに樹種転換されており、統一性もとれ、きれいに整備され、見た目もよくなつてきていると思ひます。

続いて、2件目のシラカバの木の樹種転換についてをお伺ひいたします。

街路樹は、定期的な手入れも必要であり、シラカバは高さが高くなり、枝の剪定などの作業には高所作業車などが必要になり、管理面でも大変とも思われます。思い出のある木であるとも聞いておりますが、この折に樹種転換を考えてもいいと思われます。考えをお聞きし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 樹種転換の考え方でございます。

平成26年度に、枯れて抜けていた箇所につきましては、ハナミズキを補植させていただいたところであります。シラカバの伐採をした後につきましては、これはハナミズキを植えていけばいいというふうにしておるところでございます。残りのシラカバにつきましては、当面の間は現状のままでいきたいなというふうを考えております。これは、当時の村長の強い思い入れというのがありますので、余りそのことを壊していきたくないなという、私自身もそんな気持ちもあるところであります。しかし、いずれは枯れていくということでありますので、必然的にハナミズキに樹種転換ができていくというふうにしておるところであります。

したがいまして、今ある街路樹をどう整備をしていくか、このことに重点を置きながら、春日街道より下は街路樹、上は花壇ということで今やっておりますので、6号線を通る皆さんの目を楽しませるような、そんな工夫もしてまいりたいなというふうにして思ひます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 街路樹が見苦しくならないように、定期的な管理をお願いし、4項目の大芝公園道の駅構想の進捗状況についてをお伺ひいたします。

大芝公園の長寿命化計画、施設整備、社会資本整備総合交付金事業で大芝公園50メートルプール撤去、駐車場整備工事並びに繰越事業の同工事第2工区も完了し、大芝公園の施設整備も順調に進んでいると思われます。道の駅構想には、ほかの課題の数多くのクリアを要する条件があると思われます。

長野県の南信地区には、現在までにある道の駅は14駅あり、観光地の多い木曾には7駅、続いて下伊那郡に4駅、上伊那郡には、飯島に2駅、伊那市に1駅で、人を集客する観光地に行き交う道路沿いなどに多くの駅があり、駅の内容的には、地域の特産物、農産物などに販売が多い。

では、お伺ひいたします。

私のとり方ではありますが、以前の村長の考え方では、大芝高原の道の駅構想は可能性が

低く感じてきております。ここ1年余りでの変化の考えと進捗状況はどうであるかをお伺いし、4項目めの質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 道の駅構想であります。

大芝公園の道の駅構想につきましては、以前にも同僚議員から質問が出ておるところであります。

御指摘のとおり、大芝高原には年間70万の方々利用されている、上伊那の中でも有数の観光地となっております。また、同時に、村民の憩いの場であることはもちろん、大芝まつりやイルミネーションフェスティバルなど、長年にわたり開催されるイベントや、昨年からは始まりました経ヶ岳バーティカルリミット、ことし初めて開催をした芝フェスなど、村の元気と活力、また全国へ向け、南箕輪村の知名度アップに大きな役割を果たしているものと考えておるところであります。

全国的に見ますと、道の駅の利用者が大変多く、道の駅は地域の拠点施設として、また地方創生を推進する重要なアイテムに位置づけられ、整備に当たっては、各種の補助が利用できるようになりました。道の駅に登録することは、大芝高原の整備がさらに進み、より一層、村の元気と活力の源になるものと考えとります。

以前、難しいと申し上げましたのは、大型農道沿いに道の駅をつくるということは大変難しいだろうというお話をさせていただいたところでもあります。

道の駅に登録につきましてはいろいろな条件があります。24時間利用可能な駐車場やトイレ、公衆電話があること、情報提供施設があることなどの要件があります。トイレや駐車場には、道の駅にアクセスする道路の交通量に応じて必要な目安があり、50メートルプールを駐車場化し、大型車を含め、駐車可能台数がふえましたので、登録に必要な要件はおおむねクリアできたところでございます。国との調整の中では、大芝高原のメイン部分を道の駅として登録し、大芝高原にあるセラピーロードや温泉、豊かな自然や各種のイベントといったさまざまなアイテムがある大芝高原全体を道の駅の利用者に利用していただき、好みに合ったいろんな楽しみ方で満足をしていただくことや、現在取り組んでいる6次産業化の要素を徐々に付加して、一層、村の元気と活力の向上を目指すことについて御理解をいただいております。

当面の課題としては、大型農道から道の駅として登録する場所までの公園内の園路を村道に認定する手続と、情報提供施設、案内所の整備が必要となっております。道の駅に登録後に情報提供施設を徐々に整備することは可能になっていきますので、まずは園路の一部を村道認定する手続を進めてまいりたいと。これは都市公園になっておりますので、県との協議も必要となってきておるところであります。そんな話も詰めてきておるところでございます。

そうしたことを受けまして、来年3月ごろまでには、道の駅の登録申請をし、平成30年度にオープン予定を目指して進めていきたいと、今の考え方はそういう考え方を持っております。

したがって、情報提供施設につきましては徐々に整備をしていく。道の駅に登録されれば、そういった補助金もつきやすくなっていくのかなというふうに思っておりますし、トイレ改修という部分もまだまだ残っておりますけれども、これらも、そういったものが利用できれば、整備をしていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、道の駅につきましては、地域の拠点施設になり得るという考え方がありますので、早急にそういった登録申請をしながら、オープンができるように努力をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 大芝公園の道の駅構想には、多くの課題もあり、時間をかけての検討も必要とも思われます。焦らずに進めていただくことをお願いし、5項目目の学校施設の維持管理、中学校第一グラウンド、トイレの維持管理についてをお伺いいたします。

まず、中学校第一グラウンド使用については、ことしの防災訓練の会場使用に当たり、北殿自主防災会の手違いにより、多大なる御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

さて、中学校第一グラウンドは、北殿地籍にあり、北殿区及び公民館事業の折に、お借りし、使用しております。防災訓練も、一昨年までは中部保育園をお借りし、使用していましたが、人口がふえ、対応ができなくなり、グラウンドに変更しました。使用の折は、トイレも使用しております。仮設トイレが3台設置されており、1台は一穴式トイレで、あとの2台は小便器用であります。いずれも水洗式で、いずれのトイレも鍵はかかっておらず、自由に使用が可能な状態であります。

北殿公民館の盆行事での使用時に、区民よりの苦情があり、今回の質問の折、私も現況を確認しました。

一穴のトイレは、排せつ物が乾いており、水を流しても流れない状態でした。小便器の1台は、詰まっているか、便器の縁までたまっており、使用が不可能の状態でありました。また、小便器のトイレは、ドアの下部に開口部もあり、害虫の発生なども考えられます。不衛生に思えました。また、トイレ周りの草も伸びておりました。

それではお伺いいたします。

トイレの維持管理はどのような形で行われているかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） この件に関しては、教育長より答弁いたします。お願いします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

中学校の第一グラウンドのトイレでございますが、中学校が管理をするということになっております。私が就任してすぐでしたが、同じような要望がございまして、今そちらにお座りの唐澤次長さんと2人で見てきたところでもあります。その後も、特に大きな補修等が必要であるというようなことを聞きませんでした。今、御指摘のようなことになっているようでありまして、薬品で、まずは今のところ対応しているわけですが、今後は、中学校とも相談しまして、グラウンドを使用するサッカー部、それから陸上競技部、こういったところを中心として、定期的にトイレの清掃を行って、環境の保全に努めていきたいと思っております。なお、周辺の草が大分伸びているようでもございますので、それも含めて管理をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） あそこに、建物として昔つくったトイレがあると思いますけれども、それが使用できない形に今は、ベニヤなどでしてあります。その理由と、それを今後使用する可能性はあるかどうかをちょっとお伺いします。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 都志議員の今の簡易トイレの東の建物のことだと思います。この建物につきましては、はっきりした年はわかりませんが、今から15年ぐらい前だと思いますけれども、もともとあった男女便所を立て直したといいますか、新しくきれいにしたという経過がございまして、当時、便所として使っていましたけれども、下水のつなぎ目の高さが合わない、できないということがわかりまして、倉庫に今なっております。現在、今おっしゃったように、入り口を閉鎖しまして、北側のシャッターのみが入り口になっていて、そこで開閉して、椅子等を置いて、いろんなクラブの大会等で使っております。ただ、中がちょっと整頓されておられませんので、シャッターの鍵も壊れております。鍵を至急直して、整理整頓しながら、倉庫して使っていく、継続して使ってまいりますので、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 仮設トイレもちょっと、多分くみ取りだと思いますので、定期的に見てもらってほしいように、私が見た目では思いましたので、今後そういう管理をお願いしたいと思います。

トイレなどは清潔が一番と思われまふ。適切な管理をお願いし、6項目めの教員住宅の今後の利活用についてをお伺いいたします。

7月29日付の報道によると、南箕輪教育委員会は、27日に開催した村総合教育会議で、村教委側が説明、建物も古く、利用者も減少した。村や村教委の評価委員からも、アパートなどのあっせんを検討し、段階的な廃止が妥当とする指摘もされております。所有者の意向も聞き、廃止の時期は未定、できるだけ早い時期に結論を出したいとしている。

では、お伺いしますけれども、教員住宅の廃止後の利活用はどのような考えをお持ちかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） この件に関しても、教育長のほうより答弁いたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 教員住宅でございますが、たびたびお答え申してきているわけですが、北殿の教員住宅5戸あります。大泉の教員住宅はアパート形式になっておまして6戸、それから沢尻の南小の校長住宅としてお借りしているものがあるということでございます。南部小です。

平成22年と24年の2回、村の行政評価委員会からも、今後も維持等に費用がかさむ可能性がある。施設処分も選択肢として検討願いたいと、あるいは時期的な見きわめが必要であると、こんなことで来ておりました。

教育委員会としましても、この教員住宅、教職員のニーズがなくなった場合は、費用対効果も踏まえながら、段階的に施設の処分を検討すると、こんなふうな方向で来ていたわけですが、つい平成26年度分の教育委員会の事業評価におきまして、議会でも報告してあ

りますが、縮小から段階的廃止が必要であり、アパート等のあっせんなどを検討されたいと、こんなアドバイスが入っておりました。今年度、精力的に、教育委員会の定例会の中でこの件について審議してまいりました。結果的には、原則廃止とし、今後の利活用を検討していくとの結論に至りまして、今年度第1回の総合教育会議、7月27日に行われましたが、村長にもこのようなことをお知らせし、内容決定について同意を得ております。

これを受けまして、特に、昨年度から使用されていない沢尻の教員住宅につきましては、過日、8月31日付で所有者と賃貸契約の解除が成立しました。土地、建物ともに地主にお返しをするということでもあります。それから、教員住宅としての使用は、基本的には今年度をもって終了したいと考えているわけですが、大泉の教員住宅、現在入居者が3名ございます。北殿の教員住宅には2人が入っております、この方々にも来年度はアパートに、どこかをあっせんするというような話をしまして、今後の利用を含めて、村の担当部局と協議をしてみたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） ことしいっぱいで一応廃止というような形でありますので、あと、よりよい利活用となることをお願いし、以上で、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから5分、50分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時50分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

先ほどの7番、都志議員の教員住宅の関係の質問について、教育委員会から答弁漏れがあるそうですので、答弁をお願いいたしたいと思います。

征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 済みません。先ほどの答弁の中でのことですが、大泉の教員住宅の件につきましては、現在、土地の所有者と契約解除に向けての協議中であります。したがって、まだ決定は見えていませんので、ちょっとそこをつけ加えておきます。北殿住宅においても、まだ確定をしておりませんので、協議の段階でありますので、よろしく申し上げます。

議長（原 悟郎） それでは、続いて、6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 議席番号6番、唐澤由江です。

厳しい暑さも終わり、秋風が吹いてきました。

地域コミュニティと防災、健診や人間ドックなど疾病予防と、2本の足で元気に歩き、元気な社会生活を続けるにはどうしたらよいかという点について、五つの課題、16項目について一般質問します。

まず、地域コミュニティの現状と防災・減災について質問します。

地域コミュニティとは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、その他さまざまな住民同士の交流が行われる地域社会、集団を指しております。

住民のふえている地区はどこか。今さらながら、防災・減災の立場で、地域コミュニティがクローズアップされております。実態をお願いいたします。



議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） それでは、6番、唐澤由江議員の御質問にお答えをいたします。

地域コミュニティの問題であります。

御承知のとおり、生活の基本となっているのが地域コミュニティであります。そのことはそのとおりであります。

世帯数にしますと、村全体がかなりふえてきております。平成28年9月1日現在で5,890世帯に対しまして、3,946世帯が地域コミュニティに加入をしていると。25年度で見ますと、3,738世帯でしたので、200戸がふえておるとい状況であります。全ての区で増加している状況であります。世帯数がふえても、加入率は下がっておりませんので、その点では本当にありがたいな、地域コミュニティの部分というのが徐々に向上してきておるといかなというふうには思っております。

このことは、区の役員や、また職員が、転入時に丁寧な説明をして、連携を密にしたことよって、そういった現象があらわれてきておりますので、今後もさらに加入率向上に努めてまいりたいというふうには思っております。

地区別の話が出ましたけれども、全ての区で増加しているという状況でありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 各区の加入金についてはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 加入金につきましては、区によってさまざまでございます。徴収していないというのが大芝区のみであります。金額は5,000円から8万円までとなっておりますが、多くの区で3万円前後の区となっております。金額の多い区につきましては、公民館建設にかかわる負担金を上乗せしているのがその要因ということでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 平成24年度では、自主防災会というのが区とは別にあったのは、北殿、南殿、田畑、沢尻だけでありましたが、現状はいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 自主防災会の件でございます。

区長が会長を兼務している地区は3地区であります。したがって、ちょっとその辺は、担当課に確認、お答えを申し上げます。

会費を徴収している地区が8地区となっております。4地区が会費を徴収していないと、こういった状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 自主防災会で、区長が自主防災会会長を兼務している、3地区であります。塩ノ井、大芝、北原、この3地区が区長兼務の自主防災会となっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 災害は忘れたころに起きるとも言われていますけれども、地域防災計画を活用して、いざというときには、地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが重要だと思います。やはり、地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持、活性化するという。それから、災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにするかというようなことが大切かと思います。

大泉では、昨年から、独立した自主防災会ができ、さまざまな問題課題を話し合いました。どんな役割があるのかというようなことを部員で話し合い、昨年は救急、応急手当について、救出・救護の係から発表したり、それから、ことは、家から緊急搬送するために、手づくり担架を披露したりしました。物干しざおを使って、担架として運ぶ。そこへ、シーツを切って、安全を守るためにひもがわりに使ったり、また背もたれのある椅子も担架がわりにして運ぶとか、一時避難場所というのを各組から出してもらって、避難指示があったら避難場所へ避難し、それ以後、避難所へ行くというようなこと。それから、各自名前を記入し、その後、どのような問題があるかというようなことを話し合ったわけです。避難所の運営ゲームというのも実施したりして、住民がみずから提案し、自発的な防災活動を、トップダウンではなく、ボトムアップ型の活動をしていきたいというようなことが先日の防災訓練に確認されました。

次の問題です。

今後のコミュニティ活動のあり方ということですが、大泉地区社協「日の出会」は、縁側サロンということで、毎月1回、第2公民館と西部地区館で集まり、話し合いやものづくり、踊りなどをやっております。おやきづくりをやりたいということがあればやっております、1カ所10人ぐらい、大体20人ぐらいずつ集まってきました、延べ今までに140人が集まっております。デイサービスもやめて来ている人もおります。区長からは、災害時に役立ち、孤立を防ぐとエールをいただいたところです。そのほか、大泉川を美しくする会の草刈りや、桜を植えたり、蛍の名所になったり、いろんな、まんの会とか、顔の見える活動しております。最近では、原医院の北側のマリーゴールドの春日街道沿いが、13組、それから大泉福寿会の人たちの花壇がずっと続きまして、花が本当にきれいになっております。これらも地域コミュニティづくりの一端を担っているのではないかと思いますし、振り万灯等もコミュニティ活動に役立っているのではないかと思います、村長のお考えはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地域コミュニティのあり方の御質問であります。

申し上げるまでもありませんけれども、区や隣組や自主防災会組織というのは、地方自治の根幹をなします。そういった中に、できるだけ多くの方に加入をいただきたいというふうに思っておるところであります。

しかし、村内には、同時に、自主的な活動をしていただいている多くの団体があります。これは、村が指導性をとっている団体や、あるいは地域ごとに、それぞれ工夫を凝らしながら活動している団体というのは数多くあります。

村が指導的な役割を果たしているという部分の一部では、交通安全協会、あるいはまっくん除雪隊といった会があります。また、地域の歴史、文化を学び、後世へ伝えていく活動を

行っている団体もありますし、御指摘がありましたように、道路、河川の清掃整備や花壇整備といった環境保全に関する団体もあります。また、子育ての親子や地区社協といった福祉に関する団体もあります。村内には、多くの地区で、農地・水管理保全会というのも立ち上がってきております。そういった中で、さまざまな活動が行われているということは、本当にありがたいなと感謝をしておるところであります。

南箕輪村も、まだまだこういった活動というのは多く見られるようになりまして、地域力という部分では高まってきているのかなというふうに思います。さらに今後は、行政も一緒に、どうしたら地域コミュニティがさらに活発化していくのかということを考えながら、できる部分のお手伝いはさせていただきたいなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 藤枝市を前に、水保全の関係で視察をしました。そこは、花回廊基本構想ということで、いつも、どこでも、どんなときでも、花でつながる活動を行い、人生のさまざまな場面に花でつながり、花が潤いを与えてくれる生活の場になっているということでした。その市長さんは3期目ということで、この花回廊基本構想というのを、何か、主なあれにしているようでしたので、また今後もよろしく願いいたします。

次に移ります。

防災・減災はということです。

1番の熊本地震から学び、準備することはということで、熊本県で4月14日の夜に強い地震が起きまして、益城町では、5年前の東日本大震災以来となる震度7の激しい揺れが観測されたようです。家屋の倒壊、火災、道路が陥没など、大きな被害が出て、倒壊家屋の犠牲になるなど、多くの方が死傷しました。本当に、4万4,000人が避難し、県内5,000カ所に及ぶ避難所になったようです。そんな中で、自衛隊と警察、消防などが救出活動に当たって、政府は、地震発生後5分後に官邸対策室を設置したようです。

まず、このことから私が考えるのは、建造物の耐震化や防火などの揺れへの備え、それから、木造物の倒壊、家具の転倒防止、火災から守るということが大切ではないかなと思いましたが、村長のお考えはどうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） これは、防災・減災で3番まで一緒にいいということですか、御質問。

6番（唐澤 由江） 1番で。

村長（唐木 一直） いや、耐震化が③にあったもので。

6番（唐澤 由江） 済みません。

村長（唐木 一直） 1番だけで結構です。

6番（唐澤 由江） はい。

村長（唐木 一直） 防災・減災の取り組みの部分であります。

地震というのは、特に、防災から減災重視という、こういう取り組みに変わってきておるところであります。これは、いつ起こるかかわからないということでもありますので、その対策というのは大変難しくなっていて、減災重視ということでもあります。

今、耐震化の話が出ましたけれども、また後ほど質問があろうかと思っておりますけれども、耐

震化というのは、重要な一つの要素であります。今回の九州の地震を見ても、古い家ほど倒れておるといふ状況でありますので、耐震化を進めていく必要性は感じておるところでございます。

減災の観点からすると、やはり、自主防災会の力量をどう高めていけるのか、そして、同時に、個々の意識をどう高めていけるのか、このことが一番重要なことでありますし、まず命を守る算段をしていただき、それから次の段階に進んでいただくということだろうというふうにご考えておるところであります。その辺は、常に広報しながらお願いをしてきておりますし、これからもお願いをしてまいります。

特に、この9月4日に行われました地震防災訓練、村では、非常持ち出し袋を持つての避難をお願いしたところでもありますけれども、ほとんどわずかであります。まだまだ、意識の向上というのはこれからだという認識に立ったところでもあります。平成18年の災害のときも、避難準備から避難勧告、避難指示を出しましたけれども、薬を忘れた、こういう方が圧倒的に多かったわけでもあります。常にそういった意識を持っていただくことを高めていきたいなというふうにご考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 次に、地域防災計画の作成方法はこのものなんですが、既に、地域防災計画というのは、国レベル、また村レベルでもあるわけですが、これではだめだ。東日本大震災において、自助、共助及び公助を合わせてはじめて大規模災害に対策ができるということが言われました。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が幾つか追加され、その後、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村ごと、一定の居住者、事業者において、自発的な防災活動に関する地域防災計画制度というのが新たに、26年4月1日に創設されました。

今まで、公助というのを重点に考えていたことが、自助、共助、公助のバランスをとるべきということが言われてきて、先ほど、自主防災会でも言いましたとおり、ボトムアップ型の計画を、トップダウンでなく、つくっていくことが必要であるというふうにご認識されております。村としてはどのように考えているのか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まさに御指摘のとおりだというふうにご思っております。行政でできることというのは、自主防災会を災害が起こったときにいかに支援をしていくことができるのか、あるいは、その後の対応は行政でせざるを得ないというふうにご思っておるところであります。その前段階として、まず行政が入る前に、自主防災会でできる限りのことはやっていただきたいということ、人命を守るといったことはお願いをしたいということでもあります。そういった活動が進むように、さらにもお願いしてまいります。

防災士だとか、防災アドバイザー、防災士もかなり多くなってまいりました。そういった皆さんを活用しながら、それぞれの自主防災会で、自助、共助が進む、そういう方策を検討していただければありがたいなというふうにご思います。

また、自主防災会連絡協議会がありますので、その辺の話もしながら、体制強化に向けてお願いをしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 震度7が連続した熊本地震を受けて、全体の7割に当たる33道府県が災害防災計画を見直さなければいけないということを言われまして、47都道府県への共同通信のアンケートによりますと、耐震化を進めなければいけない。それから、物資配布についても盛り込まなきゃいけない。それから、地域防災計画の見直しの優先項目としては、公共施設の耐震強化が12自治体。それから、住宅の耐震強化が50自治体。支援物資の円滑な配布などの避難所運営が、いろいろ考えていかなきゃならないということで、国も、平成26年3月に、地域防災計画のガイドラインというのを出しております。ですので、村の作成方法も、今後、積極的に考えていっていただきたいと思います。

次に、耐震化と減災の周知と徹底をとということで。

死者11人を出した台風10号による豪雨災害は、河川の氾濫や土砂崩れにより道路が寸断され、集落が各地で孤立、岩手3市町村、1,100人孤立状態と言います。東北、北海道で甚大な被害が出たところで。また、4月に発生した熊本地震は、負傷者が2,000人以上、死者95人ということで、人的な被害が大きかったようです。特徴的だったのは、最大震度7を2回観測したこと。また、震度1を越す地震が、6月上旬までに1,600回以上にのぼって、今なお避難生活が続いているということだそうです。

9月4日、10日間の嘉島町の復旧支援状況をお聞きしました。村長も、今まで災害予測されていなかった地域、18年の災害以来心配していなかった我が村でも、想定外の事態がないとは言えないというお話でありました。耐震化がおくれ、家屋が倒壊し、避難所も倒壊したわけです。そんな中で、ブロック塀だとか、道路の狭さ、人手不足だとか、いろんな問題点があるかとは思いますが、このことについて、村長の見解をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 耐震化の問題からお答えをいたします。

本村の場合の耐震化率というのは約70%、こんな推計となっております。耐震診断を実施した住宅というのは、過去から現在までに493軒ありますが、改修に至ったというのが5軒ということで、本当に少ない状況であります。これは、さまざまな要因があります。お金がかかったり、いろんなことがあります。

村では、本年度、南箕輪村耐震改修計画の第2期の策定を予定しております。耐震化に関するアンケート調査も行う予定でありますので、このアンケート調査を計画に反映させ、効果的な対策をとってまいりたいと考えております。

御指摘のとおり、熊本地震では、古い住宅の倒壊が多かったということが報告されております。自分の命をまず自分で守るということ、減災につなげていくためには、耐震化が重要な要素になってきますので、計画を策定しながら、住民にお願いもしてまいるところでございます。

あと、災害の起こった後の対応等々についての御質問がありました。

支援物資の問題だとか、あるいは人手不足の問題だとか、これは、まず第一義的には命を守る。その次に、行政としてどう動くことができるのかという部分では、避難物資を調達する、さらにボランティアを募ると、こういったことは行政でやっております。そのために、多くの民間業者と災害協定をしておるところであります。食料品を含めて、やっております。

ろでありますので、一番の部分は水という部分、これは本村にも大手の飲料メーカーの支店がありますので、そこも契約をして、現在では、耐震性の自動販売機も、大芝や役場にも設置いただいております。そういったことも進めながら、できるだけ速やかに復旧ができるようにしてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 心強いお話をありがとうございました。

避難所運営で配慮することはどうかということですが、水がないわけですので、感染症予防が第一です。手洗いの徹底といっても、水がない場合にはどうするのかと、本当に心配になります。体を動かして、ストレスを予防し、積極的に助け合いながら、ウエットティッシュだとか、簡易トイレだとか、畳だとか、そんなようなものも必要になると思いますし、孤独死、仮設住宅の孤独死というのが、188人も東北ではいたとか、それから、女性に配慮して、授乳や着がえの場所、それから、性暴力やDVなども起きているようですので、本当に大変なことになると、避難生活というのは大変なこと、プライバシーもないし、本当に大変だと思いますが、いかがでしょうか、村長の見解を。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 避難所に関する御質問でありますけれども、唐澤議員に御指摘をいただいているように、避難所は、まさに、地域住民の皆さんの共助による取り組みというのが極めて大切となってまいります。そんな意識づけはお願いしたいなというふうに思いますし、県北部の地震では、神城の奇跡と言われた事例もあるところでありますので、そんなことも学んでいければというふうに思っております。

高齢者とか、いろんな要援護者につきましては、福祉避難所と提携をしておりますので、そちらに、避難されてきた段階で徐々に移していく。そのほかの方は、避難所で生活をしていただくということになります。

さまざまな問題につきましては、その都度対応していかなければなりませんけれども、医療スタッフ等々も必要になってくると思います。そういった面につきましては、医師会等々と連携をしながら、避難所運営ができるのではないかなというふうに思っております。そういった訓練というのも大切になってきますので、それらを視野に、またいろんな方策もとってまいりたいというふうに思っております。

また、話がありましたように、大泉地区の自主防災会で、避難所運営訓練を実施したということでもあります。こうした取り組みを全村に広げていければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 次の健康と医療問題に移ります。

毎年1月に、健康部すこやか係によって、健診の取りまとめがされています。村では、平成20年度から始まった国保の特定健診受診者の受診率アップを目指しております。50%に達したというようなことが聞かれて、うれしいと思います。

その中で、住民の健診の実態はどうか、それから、人間ドックの受診の実態はどうか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健康問題でございます。

健康の中で、健診というのは、六つの法律で義務づけられている部分であります。したがって、村で実施しているのは、母子保健関係、学校関係、国保や後期高齢者に関するもの、そして健康増進に関する、こういった健診を実施しておるところであります。

御指摘のとおり、受診希望調査を行っております。ただ、これは回収率が70.8%ということで、もう少し上げていかなければならないなというふうに思っております。

村全体の実態の把握というのは困難な状況であります。全村民にアンケートをしながらやっていたいかなければなりませんので、これは困難な状況であります。国保に入っている方、あるいは後期高齢者に入っている方、こういう部分はつかんでおるところでございます。

国民健康保険の加入者で申し上げますと、特定健診につきましては1,227人で、受診率は、速報値でありましたけれども、初めて50%を超えました。これは本当に受診勧奨が実を結びつつあると感じておるところでありますので、この辺は、さらにこれらを強化していけばというふうに思っております。

人間ドックの受診につきましては、国保では266件、後期高齢者医療で52件ということになっております。人間ドックを受けた後も、健診結果をお出ししていただいておりますので、それによって保健指導を行っておるという状況であります。

あとは、社会保険だとか、いろんな部分で行っている人間ドックにつきましては、これは状況を把握することは困難でありますので、そんな点はぜひ御理解もお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 人間ドックって、結構、基礎ドックと、それから併用するドックがありまして、結構高価なんですけど、大勢受けているんだなというふうな感じを受けました。ありがたいなと思います。

それから、がん予防の傾向と対策をということで、がんは、今現在、2人に1人はがんだというふうに言われておまして、日本人の6割はがんになるということで、それも食生活の影響が強くて、高齢化によるもの、食生活の変化で、洋食、豚肉、乳製品、卵などというようなことが言われております。がんのデータ等もありまして、2番と3番と一緒にあれしますけれども、保健計画の見直しをということで、30年度に見直し、5年に1度になっておりますが、がんの実態についての統計が平成23年のものですので、もう少し新しいものを随時入れられないかなというふうな気がしますので、2番、3番、お願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） がん予防の傾向と保健計画の見直し、関連の質問でございます。

がんは、本当にふえてきておりますし、がんの罹患というのも変わってきております。男性におきましては、1位が前立腺となっておるところであります。女性では、1位が乳がんということになっております。この原因は、御指摘のように、高齢化や食生活の欧米化ということが言われておりますし、検診の普及で患者が急速にふえておる、このことはいいことでありますので、しかし、そのこともふえている要因になっておるところであります。

村でも、平成16年から前立腺がんが非常に多くなってきておりますので、検診を実施して

おります。50歳以上の男性が対象で、腫瘍マーカーの検査を行っておる。簡単に受けられる検査であります。ぜひ受けていただきたいなというふうに思っておるところであります。そのほかのがん検診等々につきましてもやっておりますので、この辺は検診をいかに受けていただくかという努力はしてまいります。

保健計画との関係でありますけれども、保健計画というのは、平成26年度から平成30年度までの健康づくり、疾病対策などについて策定した計画であります。その中で、生活習慣病予防の項目におきまして、がん対策というのを掲げておるところでございます。

計画の変更という部分であります。種類やいろんながんの順位も変わってきておるといふ御指摘であります。

計画は最終年度である平成30年の早期に見直しを行う予定でありますので、もう一年ということでもありますので、その計画に反映をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） がん検診を受けたのは、国保以外の方も受けられるということで、ことしは村では2,600人が受けて、予算は1,100万円ということで、早期に発見すれば、本当のがんの治療費は高いし、自己負担額も高いわけで、なおかつ行政もお金が大変かかるということだと思えます。受診率100%にすればいいという都知事候補もいましたけれども、現実的にはどうかなという気もしました。

次に移ります。

ロコモティブシンドロームの予防はということで、人間、歩けるまでは健康寿命ということで、ほぼ女性は12年間是不健康なときがあり、男性は9年ぐらひはあるというふうに言われております。

日本整形外科学会が2007年に、要介護となる危険の高い言葉として、ロコモティブシンドロームを提案して、運動の健康、身体活動、運動の重要性が明らかになっております。私は、ウォーキング、それからゲートボール、マレットゴルフというようなものが、やっぱりそういったものを予防できるのではないかなというふうに思います。筋力をつけながら、やはり痛いところを痛くないように、ストレスも解消するようというふうに思っております。

やはり、ロコモチェックというのが大事で、片足立ちで靴下がはけない、掃除機の使用や布団の上げおろしが困難、家の中でつまずいたり滑ったりする、15分ぐらひ続けて歩けない、横断歩道を青信号で渡り切れない、階段を上がるのに手すりが必要、2キログラムの買い物をして持ち帰るのが困難というのが一つでもあれば、既にロコモの可能性があるということです。しっかり足腰を鍛えるのが大事ではないかなと思えますが、村長の御見解はいかがでしょう。

議長（原 悟郎） 唐澤議員、その前に、保健計画の見直しは飛ばしていいんですね。

6番（唐澤 由江） いいです。一緒にお聞きました。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ロコモティブシンドローム、新しい言葉、私は初めて聞きました。勉強不足で申しわけないなというふうに思っておりますけれども、これは運動を行う器官に障害が起こり、能力の低下している状況ということのようであります。



村では、既に、いろんな取り組みを行っておるところであります。てくてく健康教室、冬の健康づくり教室、げんきアップクラブ、出前講座で行っている運動指導等、上げられておるところであります。まさに、これは要望につながってくるというふうに考えております。できるだけ多く、こういった講座に参加していただくことも重要でありますし、マレットゴルフやゲートボール、村も盛んでありますので、そういったこともこの要望につながってまいりますので、そういった大切さというのをPRしていく必要があらうかというふうに思いますので、その点は、広報の中でまたしっかりとPRをして、ロコモティブシンドローム予防につなげていければというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 女性の活躍とその実態はということでお聞きしたいと思います。

東京都知事に小池百合子氏が当選されました。この方は、支持を得なかった、推薦もしてもらえなかったというのですが、女性なんか推薦しっこないというような立場で推薦しなかったんだと思いますが、当選されて、本当に、同じ女性としてこれからは、どのように二元代表制である知事と議会というのを運営していくか、楽しみにしております。

ところで、戦後、女性が参政権を得て、初行使してから、4月10日で70年を迎えました。しかし、議会での女性の地位は低く、衆議院の女性比率は9.5%です。191カ国中156位ということで、本当にOECDでも最下位ということでもあります。県議会も9.8%、市議会も12.7%ということで、なかなか女性の議員比率が上がっていきません。

それで、日本をはじめ、世界では、女性の活躍推進を掲げております。しかし、就業率や賃金などで男女格差は依然として大きいわけで、労働分野だけにかかわらず、年金にまで影響し、高齢期の女性の貧困という大きな問題にまでなっていると言われております。

村で管理職の比率を上げてはということですが、女性管理職として、ぜひそういった点から、今まで、20年たった男女共同参画基本法でも、20年たっておりまして、ポジティブアクションとして、女性比率を30%まで2020年に上げたいということが平成15年6月に決定されておりますけれども、なかなか30%というのは上がっておりません。そんな意味で、女性管理職を30%ぐらいにしていっていただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 庁内の女性管理職を30%ぐらいということでもあります。

現在は、11人中1人です。10%を切っておるという状況であります。ただ、その下の統括係長、係長というクラスで見ますと、女性が約7割近くを占めておるところは本村の実態であります。かなり多くの女性係長が誕生しておるということは御理解をいただきたいと思っておりますし、本村のような小さな自治体につきましては、年齢構成や、あるいは仕事との兼ね合いもありまして、何でもかんでも女性管理職をふやせばいいわというわけにはまいたしませんので、その点は年度によって違ってくる場合もありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 村長にお任せします。

なぜ、外国では女性リーダーが多いのかということですが、小池百合子都知事の就任で、

世界の女性リーダーに焦点が当たっております。ことしは台湾とイギリスのメイ首相が生まれまして、G7先進7カ国では、比率が30%を達成していると言われております。イギリスのメイ首相とドイツのメルケル首相もいますし、フランスはパリテということで、均等に、50%をめどに入れている。北欧も、前からクォーター制を入れておりまして、ポジティブアクションを、女性比率を上げるようにしているのが現状ですが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 日本では女性リーダーが少ないんじゃないかと、一般的に考えるとそういう御質問だろうというふうに思います。

この原因というのはいろいろあるかというふうに思います。特に、日本では、30代から40代前半にかけて、女性の就業率というのは、欧米諸国、アジア各国に比べて、非常に低い数値であります。これは、出産、子育てのための、労働市場から一旦退く、こういったことが要因ではないかというふうに言われております。教育、子育てに手厚い北欧諸国との違いも、日本の女性リーダーが少ない要因の一つになっているのかなという思いもあるところであります。

したがって、ここら辺の教育、子育て、手厚い施策というのをやっていくことによってふえていくのではないかなというふうに思っておるところであります。

それから、それぞれの国の文化や歴史、経済状況など、さまざまな要因がありますので、一概に何がということは難しいのではないかなというふうに思っております。

現在では、男女雇用機会均等法が施行されて30年が過ぎておりますので、女性というリーダー、女性がリーダーになれないということはない、こういう社会状況となっておりますのではないかなというふうに思っておるところであります。

ただ、私の考え方でありまして、一億総活躍社会の実現、提起されておるところであります。これは、リーダーだけが活躍すればいいというものではないというふうに私は思っております。女性が、生き生きと、誇りを持って仕事をしていける、こういった社会にしていくことが大切ではないかなというふうに考えておるところであります。女性の社会進出というのは、リーダーになることが目的であってはならないというふうに思っております。必然的にその中でリーダーになっていく。こういうことが自然だろうというふうに思っておるところであります。リーダーになるための仕事をしているということではなくて、生き生きと、自分で信念を持って、生きがいを持って、女性が活躍できれば、それが必然的にリーダーにつながっていくのではないかなというふうに思っておるところでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 介護保険の問題に移ります。

介護保険で、生活援助が縮小するということが言われておりました。ヘルパーらが利用者宅へ行く訪問介護の中で、掃除、調理、買い物、薬の受け取りなどが、今の現状の要介護1と2、それをまた、将来そういった一、二割を自己負担にしていくというふうにしていきたい。それは、膨らみ続ける介護保険の給付費、10兆4,000億円になりますか、そういう意味で、突然出されておりますが、まだ総合事業へ移行していない時期でありまして、今のところ、要介護1、2が215人ですか、要支援が82人ということで、そういった人たちが自己

負担を、今の一、二割が10割になるということは、本当に困ることではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会におきましては、要介護1、2と認定された方を対象に、介護保険の対象から外すなど、軽度介護者の介護給付費を縮小する方向で本格的な検討に入っていることはそのとおりであります。そのほかにも、利用者負担の2割負担対象者の拡大等々も検討をされておるところであります。この中で、生活援助につきましては、社会保障審議会における議論でも、多くの委員は、給付抑制策に反対や慎重の立場であります。前回の制度改正による予防給付の訪問介護、通所介護を総合事業に移行したことへの検証がなされていない段階での検討は時期尚早であるという、こういう意見が大半を占めておるところであります。したがって、見送られる公算も大きいのではないかなというふうに予想しておるところであります。国の方向がまだ固まっておりませんので、何とも言えませんが、今年度中には結論が出されるものと思っておるところであります。

そういったことを注視しながら、村としての対応を検討していかなければならないという段階であります。できる限り、負担軽減という部分は考えていく必要があるかというふうには思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員、時間を見て質問をしてください。

6番（唐澤 由江） 社会保障費に消費増税をしないということですので、福祉の切り捨てにならないように、国がやらないことでも村長はやるということで、ぜひよろしくお願い致します。

次に、5番に移らせていただきます。

カラスの問題です。

毎日、カラスがあちこち、ムクドリもそうですけれども、電信柱に50羽ぐらいは朝起きると、とまっております。なかなかリンゴの被害や本当に大変です。

どうしたらいいのかなというふうに思っていて、カラスの死骸を箕輪のJAへ行って買ってつるし、見せしめにするんですが、余り効果はありません。

箕輪町へ対策を聞いてみました。年間5回、20万円の委託料をもらって、JAからの補助らしいんですが、猟友会で5回、日曜日の朝5時から、半径200メートル以内に住宅が10軒以内の場所を選んで駆除して、もう5回終わったということだそうです。本当に、箕輪から追われて、北原、大泉に来るのかなと思いますが、村の実態はいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 有害鳥獣、本村では少ないほうであります。村も、獣害対策、自治体と協議の上、カラスの対応をしております。銃器を使った一斉駆除も行っておるところであります。平成28年度、今年度は8月末時点で、銃器による一斉駆除も行って、27羽を捕獲しておりますし、カラスのおりで37羽ですか、捕獲しております。そんなことで、村もやっておりますので、御理解をお願いいたします。

カラスというのは非常に頭のいい鳥でありまして、追われれば、また違うところに行って、そこが手薄になれば、またもとに戻ってくると、追い駆けっこの状況でありますけれども、

村も粘り強く、獣害対策自治体と協議しながら対応しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） きょう、駒ヶ根の様子が、講習会を開くというようなことで日報に出ておりましたので、また参考にして、どんどん駆除をしていただきたいと思います。

最後に、4番の、村から通ったり、そこをついの住みかにしている方からの要望で、小規模多機能ふれあいの里に住んでいる2人の女性、どことなく都会的な雰囲気でしたけれど、まっくんバスはすぐ来るかしらとのこと、役場ロビーにいました。家は田畑、北殿、それぞれであったが、今ふれあいの里に住んでいると。買い物をして、北原公民館でおりなければならず、持ち運びが困難なので、ぜひ、ふれあいの里までまっくんバスを回してほしいということでした。もちろん、協議会で審議することとは思いますが、ぜひお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まっくんバスの要望でございます。

数限りない要望もあるところであります。利用者からすれば、できるだけ近くに、できるだけとまってもらいたいというのが本音であります。

ただ、今4コースで5巡回をしておるところであります。一つの停留所をふやしますと、例えば、今話がありました北原をふやしますと、一巡回につき10分時間がふえます。そうすると、50分ふえてしまいます。そうしたことで、1日4巡回にしていかなければ成り立たないという状況も生まれてきますので、どこをどう配置して、どこをどうふやしていくかということは、また協議会の中で、いろんな状況を勘案しながら検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） こんにちは。3番、山崎文直です。

秋雨前線の影響で、ここに来て大雨が続いています。

近年の日本列島は、地球温暖化の影響もあるかと思いますが、災害が続いています。熊本の地震から、このごろでは台風災害が続き、この中で注目する点は、観測史上最大とか、かつてない大雨とか、通常のコースと違う台風の進み方など、従来の経験からは大きく違ってきている災害の特徴があります。そういう中で、災害に遭った地域の早い復興を願うところではありますが。

そうした中で、この地方については、私も常々思っていますけれども、三つのアルプスに囲まれて、これが大きな壁となって、思ったよりも雨が少なかったとか、風が少なかったと

かということでは、非常に助かっているなというのをこのごろも感じているところでもあります。

それが、逆に言うと、災害に対する危機感というのが、どうかすると薄らいでくるといようなこともありますので、常々、災害は忘れたころに来るといことで、防災に対する意識というのをみんなを持っていかなければいけないなというふうに考えているところでもあります。

私は、今回4点について、村側の意見、方針等をお聞きしたいというふうに思います。

1番目の質問であります。熊本大地震の被災地への職員派遣により得た教訓から学ぶことでもあります。

1の地震災害、4月14日、16日と、大きな地震が発生し、いまだ余震が続いているところでもあります。その中で、本村でも2名の職員を、この間、派遣しました。現地を見るということで大きな意味があると思います。それに関連して質問をするところでもあります。

1番目の質問でありますけれど、今回の熊本の地震でも、大きな特徴として、被災した家屋がそのところで倒壊したり、潰れたりということで、そのまま残っている家屋が多いということでもあります。これについては、長野県でも、栄村だとか、白馬、小谷村の地震でも同じような現象があったところでもあります。東日本の大震災のときには多くの家が流されてしまったという部分と、被害の状況が違うところがあるわけです。

こういったところを見たときに、私も、もし自分の家がこういうふうに倒れた場合には後処理をどうするのかなというのを、他地域の被害を見ながら、自分のところで起きたら大変だなという思いをしているところでもあります。こういうところで、基本的な考えでありますけれども、こういった倒壊したような家屋を、いわゆる解体するとか、片づけるとかいった部分について、もちろん個人で負担してしなければならない部分もありますけれども、行政の支援などというのはどのような程度が考えられるのかと。

先日、2人の職員が派遣されて、帰ってこられた、その報告書の中にも、8月1日から役場で、申請を受けた家屋の解体工事が始まったというような報告がされています。このようなところで、お金にかかわる部分もありますので、こういった点での、いろんなケースは考えられると思います。基本的な点で、行政の支援ということについてはどんなことが考えられるのかということをもまず1点お聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えいたします。

災害関連であります。

今回の熊本地震、いまだに大きな余震が続いている状況であります。きょう現在でも避難生活を送っている方々がおいでになり、本当に大災害であったと改めて痛感しておるところであります。

地震というのは、本当にいつ発生するかわからないという状況であります。熊本のこの地域も、地震の起こる確率というのは非常に低かった地域であります。その地域でこれだけの大地震が起こったということ、この地域でも起こり得るということを改めて考えていかなければならないというふうに思っておるところであります。

同時に、今、局所的な本当に大雨という状況も生まれておりますし、台風も今起こって、発生をしておるところであります。この地域は、本当に、両アルプスのおかげで台風の影響

は少ないという、このことはおかげさまであるなというふうに思っておるところであります。

被災家屋に対する公的支援等々についての御質問であります。

まず、国の制度といたしましては、被災者生活再建支援制度があります。これは、被災家屋が全壊や半壊、大規模半壊に認定された場合に、その程度に応じて、段階的に300万円を限度に給付金が支給される制度であります。その他には、災害援護資金貸付制度が利用できる場所でもあります。これも、被害の程度に応じて、低利の資金の借り入れができるものがあります。また、被災家屋から出される廃棄物の処理も大変な問題であります。これは、市町村が事業主体となって、建物の解体等を円滑に進めるために、国の補助事業があります。こうした制度を活用していくこととなっております。制度的にはそんな制度ということで御理解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 今まで少しわからなかったことが一つ解決したというか、被災者の支援制度、いろいろあるなということもあります。さらに、村の段階でも、充実した支援制度というの今後考えられるかというふうに思いますので、前向きな検討をこれからもお願いしたいと思います。

2番目の質問ですが、このたび、村からも2名の職員を派遣しました。村側からの説明では、家屋の被害の状況の調査、固定資産の仕事等をされた職員を派遣したわけですがけれども、その調査だったというふうな話を聞いてます。

9月4日に、お二人の報告会が役場で開催されたそうです。私もぜひ聞きたいというふうに思ったわけですが、その時点では、まだ自主防災会の役員であるために地元で活動しているということで、ぜひこういった機会、ほかでも実現できればいいなというふうに、まずお願いをしておきたいと思いますが、この2名の人が行った、その現地で見てきた状況から、今後、村でどのようなことが対策として生かされるのかというようなところは、村長として、どういう点が考えられるのかということについてお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 1点目の質問で、若干落としたところがあります。

制度としてはいろいろあるわけでありまして。村の対応というような御要望がありましたけれども、この辺は国の制度等々を利用していただければというふうに思っておるところであります。

個人個人の対応としては、今、地震保険というのがかなり充実しておりますので、自己責任として加入をしておくこと、これは本当に大切なことだというふうに思っております。これは自己責任であります。国の支援制度というのは300万円を限度、それから貸付制度につきましても低利の資金ということでありまして、これは返していかなければならないということでもあります。そうしたことを考えると、やはり地震保険という制度に加入しておくことは大切かなというふうに思っておるところであります。

次に、職員派遣により得た教訓はという質問であります。

村でも2名の職員を約2週間、嘉島町に派遣いたしました。家屋調査に当たったところでございます。2名の職員は、本当に自分の目で見て、その意識というのが高まったんじゃないかというふうに考えるところでもあります。

総合窓口というのも開設していかなければならないということを経験してきておるところ

であります。そのための準備をどう整理しておくか、こういったことも必要であるというふうに感じたところであります。

家屋調査というのは罹災証明のために必要でありますので、全職員の協力体制で実施する必要があるということも認識をしたところでありますし、他の自治体からの応援職員、この受け入れ体制というのも必要であるなというふうに感じたところであります。こうした支援をしていただける自治体職員の受け入れをどうしていくかも今までは想定しておりませんでしたので、その点につきましても、これからは防災計画の中できちんと捉えていく必要があるかというふうに思っております。

地震の場合は、相談窓口というのも本当に重要な役割を果たしていくのではないかとこのように思っております。そういったこともすぐに開設ができるようにしていかなければというふうに思います。

前々から申し上げておりますけれども、地震発災直後につきましては、まず自主防災会や近所の皆さんの自助や共助で、自分の命を守って、要援護者や被災されている皆さんをみんなまで助けていただくことが、一時的には一番早くやらなければならないことであります。

それと同時に、避難所の開設、これは行政として速やかにやってまいりますし、地震の規模によって違いますので、各区の公民館になるのか、あるいは大規模な避難所の設置が必要なのかというのは、その都度、即座に判断をしております。村にも、村体や小中学校の体育館等々もありますので、そういった場所を避難所に充てていくということも考えておるところであります。避難所運営をどうしていくのか。物資をどう調達していくのか、当面は、水やいろんなものを含めて、避難所生活に困らない体制をとっていく。このことが2番目だというふうに思っております。

それから後、被害の状況調査というのが始まってくるわけでありますので、そうしたことをどうしていくのかということも、全職員がそういったものに充たれるという体制は組めないというふうに思っております。他の自治体の職員の要請ということも当然必要になってまいります。そんなことも防災計画に生かしていかなければならないというふうに思っておるところであります。

また、ボランティアの問題も非常に大きな問題になってくるというふうに思っております。ボランティアの受け入れ体制をどうしていくのか、宿泊等々含めて、どうしていくのか、この辺も十分に検討していく必要があるかというふうに思います。

その段階、段階によって対応していくということは大切なことでありますので、地域防災計画をさらに検討しながら、より実践ができるようなものにしていく必要性を感じておりますので、徐々にそういうものを整えていければというふうに思っておるところであります。

しかし、実際に地震が起こった場合には、本当にその手順どおりにいくかどうかというのは大変難しさもあろうかというふうに思いますけれども、その都度、臨機応変な対応というのも必要になってまいりますので、できるだけそういった体制が、対応ができるように、また訓練等も重ねていく必要があるかというふうに思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 貴重な体験だったというふうに思います。総合窓口の開設というようなことを言われました。

先ほど、同僚議員の中からも、防災の関連で話をされていて、地域コミュニティの話がありました。私ども南殿の自主防災会でも、発足して10年がたっている部分で、あり方を、今、検討の見直しをしているところであります。一つは、自主防災会の会長さんというのは区長さんが兼ねてはおりませんが、しかしながら、区との関係は、ここでもう一回見直しをして、きちんと強く関連していくことが大事だろうと。考えてみれば、コミュニティの、建物の責任者は区長さんであります。区長さんを差しおいて、どんどん自主防で使うというわけにもいきませんので、そういった意味での連携はさらに大事なかなというふうな見直しをしております。

そういった点で、実際の災害が起きた部分についての現地での体験を、これからもぜひ防災計画等にも生かしていただくようお願いをしまして、1番目の質問を終えたいと思います。

2番目の質問であります。こども館についての関連の質問であります。

1番目ですが、こども館という名称が正式に決まり、建設が本格化してきます。

その中で、南殿区では、昨年度、28年2月1日に教育委員会から来ていただいて、こども館の説明をしていただきました。とても、大変ありがたかったわけでありますけれども、このときも、まだ対象については、役員、組長の段階ではあります。

その後、こども館が建設される予定地の近くの住民の人たちとも話す機会が時々あります。その中からでは、まだまだ地元の人たちについては、こども館の施設の内容、性格がまだわからないという部分があります。これは否定ということではありません。学校だとか、保育園というのは何となく想像がつくんですけれども、こども館というのは初めての建物ですから、地域の住民の皆さんもどういった性格かということがわからない部分もあります。例えば、子供がいるんだから、かなり声が、大きい声が聞こえるのかいとか、地元の衆も利用できるんだろうかとかいうような意見もございます。

先般、教育委員会のほうから設計図等が示されまして、中には、にぎわい夢広場だとか、研修室等もありますから、また中には、村民交流ゾーンというのを設けていくという、こども館の最初の説明の中にもあります。そういった意味では、今後、地域の中にも開放されていくということが考えられますので、この辺のところについて、ぜひ地元の説明会も開いていただきながら、意見も聞いていただいて、やっぱりいいものをつくっていくという方向でいっていただきたいなというふうに思いますので、この辺のところの考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） こども館につきましての御質問であります。

こども館につきましては、これまでも御説明をしておりますけれども、児童館機能、子育て支援機能、放課後児童クラブ機能、村民交流機能など、さまざまな機能を持った施設で建設をしております。今、関係課で、こども館が実施する事業内容を検討しております。具体的に詳しい内容が決まり次第、またお知らせはしていきたいなというふうに思っております。大分、煮詰まってきたところであり、先も見えてまいりました。

地元説明につきましては、山崎議員御指摘のとおり、ことしの2月1日に南殿区、2月の20日には北殿区に、それぞれ担当課から説明に伺わせていただいたところであり、御意見、御要望等もお聞きいたしました。また、これから本格的な工事が始まってまいりますので、近隣の住民の皆さんには、工事内容や施設内容等、説明をしていく必要はあろうかなという



ふうに思います。このことは、担当課でも考えておるといふふうに思っております。

村として初めての施設でありますので、開館後、さまざまな事業を実施する中でも御意見をいただき、よりよい施設にしていくように努めていかなければならないと思っております。

こども館は、先ほど申し上げましたように、さまざまな機能を有しております。特に、村民交流機能につきましては、世代間の交流というのがメインになっております。この中では、いろんなイベントも計画していかなければならないところでありますので、ぜひ住民の皆さんの御意見もお聞きしながら、どういったイベントが有効かとか、あるいは住民の皆さんが参加しやすいようなイベントを検討していく必要があるかといふふうに思っております。この辺は、やりながら、走りながら、いろんな意見も聞きながらということになろうかと思っておりますので、そんな点は御理解をいただきたいといふふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 確認ですが、じゃあ、今後、近隣の皆さん中心に、説明会はする計画があるということよろしいですね。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 山崎議員の御質問ですけれども、今回、三つの工事で全て業者が決定すれば、調整の後に、近隣の方に対しては説明を申し上げますので、計画はしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） わかりました。やっぱり長年続く施設ですから、ぜひ地元の意見も聞いていただいて、よりよいものにしていくということをお願いしたいといふふうに思います。

2番目ですけれども、前の定例会の質問で、こども館の全体の運営は子育て支援課が行うという、同僚議員の質問で答弁がありました。子育て支援課が主になって、その運営をしていくということだと思いますが、ここで、南箕輪村ネウボラの計画のところにもありますが、この建物の中でも、妊娠期から子育てにわたるまでワンストップ拠点としていくという、こども館の性格もうたわっております。そういう意味でいくと、通常考えるに、いろんな相談業務という部分については、こども館の中でしていくことは当然考えられると思いますが、例えば、出生届だとか、子供さんの予防接種、転入してきたときの届け等も、これから子供さんが予防接種を受けていくとかいう問題、そういう点、いろんなところの住民窓口がすることになるわけですが、これを向こうに引っ越すという話にはならないと思いますので、そういう点では、こども館の中で全て、子育て支援にかかわる事業をやるというわけにはいかないといふふうに思いますけれども、この辺についての各課の検討とかいう部分は、今現在でどんなふうに検討されているのかといふのをお聞かせいただきたいといふふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） こども館の運営のあり方であります。

ワンストップというふうなお話も申し上げてきたところであります。ワンストップという

のは、全てそこに行けばできるという、これが一般的な定義でありますけれども、連携によって、いろんなできるものもありますので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

例えば、出生届とか、いろんな届け出、これは役場の窓口でやっていただかなければなりません。これまでこども館でやるというわけにはいきませんので、そんな点は御理解をお願いいたします。出生届や転入届の際には、同時にいろんな手続をしていただかなければなりません。児童手当の届け出、福祉医療の届け出、ごみチケットの届け出、予防接種ほか、さまざまな手続があるところでもあります。こういった手続につきましては住民環境課の窓口でしていただくということでもあります。その手続の中におきましても、そこらを回るということではありません。それぞれの職員が住民環境課の窓口まで来て、来庁者の方に一つの窓口で対応ができるようにしておるところでありますので、これが、まさに総合窓口になっておるところであります。

こども館が開館しましても、住民サービスが低下することのないよう、役場窓口の手続につきましては現在と同じように行ってまいりますけれども、それ以後の業務として、こども館へ移行できるものはできる限りこども館に移行してまいります。連携をとり、住民の皆さんに迷惑がかからないようにしていくことを基本としておるところであります。両方で連携をとるということでもありますので、役場とこども館、両方の窓口で対応できるといったことも出てまいりますので、連携をさらに強めていく必要があろうかと思えます。

現在、どのような仕事をこども館で実施するのかを詰めている段階であります。最初から完璧というわけにはいかないかなという思いもしておるところであります。職務を推進する中で、より理想的な形になっていけばと思っておりますので、柔軟性を持って、この辺は考えてまいりますし、検討もしてまいりますし、また課の枠を超えて検討もしておるところでありますので、そういった対応をしてまいります。できる限り、こども館でいろんな業務ができるようにしてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 新しい建物があって、学校があり、こども館があり、役場があり、いろんなところで連携をしなければならないというのは当然でありますので、今もありました、課の枠を超えてというところが本当に大切になってくるかなというふうに思いますから、ぜひ十分なる検討をお願いしたいというふうに思います。

これから建設が始まります。ぜひ、いい建物をつくってほしいなと思います。蒸気機関車のデザインがあります。雨漏りとか、そういうことが絶対ないように、ぜひ、これからもよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

消防団活動についてであります。

消防団活動につきましては、ことしは消防団の操法大会、ラッパ吹奏大会で、南箕輪の消防団はすばらしい活躍をされました。郡の大会でも、3部門で入賞したのは南箕輪村だけというすばらしい活動であります。小型ポンプ操法につきましては、県大会で5位ということで、4月からずっと訓練に励んできた皆さんには、本当に御苦労さまでしたということでもあります。

非常に頼もしさを感じるところではありますが、その一方で、団員の減少が進んでいるとい

う現実もあります。団員の減少そのものとしてですが、その中で、もう一つは、今現在、団員に登録をされている団員、その中でも、現実としてポンプ操法の訓練だとかになかなか出てこられないという団員がおります。それは、企業の中で、夜勤があったりとか、長期の出張があったりだとか、そういったいろんな理由があるかと思えますけれども、団員でもなかなか訓練に出られない。どうしても、毎年、二十数名のうちに操法の練習に出てこられる人は3分の1ぐらいとかいうような形になってしまって、訓練に出る人たちは、非常に、ある意味では負担になってくるという部分が現実としてあります。

そういう意味で、一つの解消の方法として、各企業に対して、消防団と村も一緒になって、団員がこの訓練等にできるだけ参加をできるような要請というのをさらに強くお願いしていくとか、そういうことが大事ではないかなというふうに思います。消防団の団員の皆さんも、近年、みんな団結力が強くて、交流等も進めてきて、私どもが現役のころとはまた違った内容があります。そういったところを補助する、助けていく部分についても、村と消防団が一緒になって、さらなる協力要請というのをしていくべきではないかなというふうに思います。この辺のところについての考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 消防団関係の御質問であります。

ことの上伊那大会におきまして、南箕輪消防団の活躍、本当に目覚ましいものがあったところであります。団員の皆さんの常日ごろからの御労苦に感謝をしておるところであります。

村と消防団が一緒になって事業所の協力依頼ということの質問であります。

団員になっていただくという協力依頼というのはお願いもしておるところであります。しかし、その中身として、今話のありましたように、夜勤をその期間中やらないようにとか、出張は控えさせていただきたいというお願いは、村として企業にはできないところありますので、その点は御理解をいただきたいなと思います。企業活動の部分まで村が踏み込んでそういうお願いをしていくということは難しさがありますし、その企業の業績にも影響してしまいますので、その辺はお願いしたいと思います。団員になっていただきたいという部分、あるいは非常時には出てる体制を組んでいただきたいというお願いはしておりますし、これからもしっていくつもりであります。

いろんな協力の仕方があるわけでありまして、村では、平成20年の4月から、南箕輪村消防団協力事業所表示制度の実施要綱を定めました。事業所との連携強化を図っておるところであります。イメージアップの部分ということでもありますし、長野県でも、協力事業所には事業税減税というような措置もあるところあります。また、消防団応援ショップという制度もあります。現在、村では、認定をしております事業所が12事業所、応援ショップが9店舗あります。各企業の御理解と御協力をいただきながら、今後も協力企業をふやしていくようにしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） まさしく、企業活動に影響するまでは、村としては当然無理かというふうに思いますが、私も聞くところによると、ここで名前を出すというわけにもいきませんけれども、事業所の中には、何か非協力的だなというふうに言われている事業所、それ

から、今ありましたように、協力していただける事業所、少し差がある部分があるかと思えます。そういった意味少し把握をしていただいて、必要性を訴えていただくというのをぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

2番目の質問でありますけれども、予備消防団員の皆さんも、今現在の団員数の中に入っているわけです。数えられている。しかしながら、なかなか予備消防団員の皆さんが、例えば、訓練に参加していくという部分については、団のほうでも、いわゆる強制的に訓練にという意味にはしにくい部分があるかと思えます。予備消防団員、現在どんなような立場に、団の中での指令系統だとか、そういう部分でどういう立場にあるのか、訓練にどの程度参加しているのか、そういう意味でも、ある意味で待遇面ということでも整備していくことによって、予備消防団員の皆さんも消防団活動に積極的に参加できるようになれば、さらなる消防団の力になるかというふうに思いますので、この辺の現状と考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 直） 予備消防団員の御質問であります。

予備消防団員を含めましての現在の消防団員の数となっております。予備消防団員も加えないと、なかなか団員が確保できないという悩み、実態があるわけがございます。この辺も、消防団の幹部の皆さんには、方法等、いろいろお願いもしております。一番のネックは、やはりポンプ操法であります。4カ月に及ぶ朝早くからの活動というのがネックになっていることもそのとおりだろうというふうに思いますので、この期間を何とか短くできないだろうかというようなお話もしておりますのでございます。

予備消防団員、各部2名以内ということで、現在21名の予備消防団員が活動しておりますし、条件といたしましては、消防団員を経験し、即出動できる者ということで選んでいただいております。幹部を退任された団員を任命しているとのことでありまして、有事の際には、機動力は本当に高い状況にあるところであります。この予備消防団員の活動につきましては、所属分団の管内の出動ということでもよいし、本人の希望でそれ以外でもよいということになっておるところであります。あとは、報酬等の待遇面につきましては、消防団員と全く同じ待遇となっておりますのでございますので、これからも予備消防団員をいかに活用していくかということが重要になってくるというふうに思っておりますので、そんな点は、ぜひ、待遇面も同じにしながら、出動できる団員数をふやしていかなければならないというふうに思っております。予備消防団員、本当に貴重であります。消防団活動を長年経験していただいて、なおかつ予備消防団員として消防団に残っていただくということでありますので、頭が下がる思いであります。そういった皆さんに支えられながら、南箕輪村の消防団も成り立っているということでもありますので、できる限り、待遇面でも考えていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 予備消防団員というのは、まずもって経験がある方です。2名以内ということになってます。もちろん、その選出については、できるだけ地元にいる方が選出の一つの基準になるかなという意味では、各家庭や地域のことも知っているという強みがありますので、予備消防団員、予備という言葉がいいのかどうか、このことも含め

て、今も答弁でありましたように、予備消防団員のこれからの重要な位置づけというのをさらに進めていくべきだというふうに思いますので、お願いしたいというふうに思います。

最後の4番目の質問に移りたいと思います。

アレチウリ、オオキンケイギクなどの駆除には、定期的な行動をとることでの問題であります。

ことしの7月30日に、例年のように、天竜川の合流地点、大泉川と天竜川の合流地点でアレチウリ駆除が行われました。私どもも、議会、区長会、商工会の関係者、いろんな団体の皆さんが参加をされて、大勢の皆さんで取り組まれています。これについては、とてもいいことだなというふうに思いますが、私としては、7月30日ですと、既にアレチウリがかなり大きくなってきている時期であります。何メートルにも育っているアレチウリがきてまして、もともと断たなければだめというようなことがあります。もとまでたどり着くのが容易じゃないなど。いつも思うんですけども、私もあの近くで水田をつくっているもんでありますから、田植えが終わった、少したったころ、そのことだと、30センチぐらいであります。そうすれば、もう本当に、見つけてすぐ抜けると。何とか、この時期から始めていけないものかなというふうに常々思っております。

7月30日のときの説明にもありました。できれば、6月にして、7月にやって、8月にもやったらいいかなと。全くそのとおりであります。ただ、7月30日は、7月の最終日曜日を全県で統一の駆除の行動日だということを決められているので、このときにはこれでいいと思いますし、アレチウリを退治していくという意義を皆さんに伝えるにはいいかと思しますので、この辺について、今、水保全の団体だとかいうのも設立されてきています。区の問題もあります。先ほど、村長の答弁もありました環境に関するグループも幾つかあります。そういったところにも協力を要請しながら、月に1回とかいうような形で定期的な作業ができれば、退治が早く進むのじゃないかなというふうに思いますので、村のところで、ぜひ音頭をとっていただいで進めていくことが大事かなというふうに思います。

特定外来生物ということで、アレチウリ、天竜川ばかりじゃなくて、今、大芝高原あたりもいっぱいあります。前にも、一つの木が全部覆われて、その木が枯れてしまったということが、この外来生物を歓迎しない一つの理由かというふうに思います。

オオキンケイギクについては、天竜川の西春近のほうでもいっぱい咲いています。結局、花が咲いちゃうと、きれいなものですから、そこから刈るといって、住民から苦情があるという話も聞きました。花が咲く前に刈り取るということも大事かなと、こういうことで、外来生物に対する一つの考え方も住民に勧めていただいで、ぜひ村が音頭をとって、定期的にするというようなことをしていけないものかというふうに思いますが、ぜひ意欲的な回答をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） アレチウリ等々についての質問であります。

確かに、特定外来生物、旺盛な繁殖力がありますので、在来の生態系を破壊しておるといことはそのとおりであります。

御指摘のとおり、村では、長野県のアレチウリ駆除全県統一行動と合わせて実施をしているところであります。これは、各種団体に呼びかけながら、大勢の皆さんに参加していただいで行っておるところであります。この部分につきましては、年1回ということで行ってお

ります。これを何回かやるということは、これは団体等々、多くの負担をおかけすることになりますので、村としては1回ということと考えておるところでございます。

そのほかでは、地区や農地・水環境保全会、この団体へもお願いをしております。そういった団体の中でお願いができればというふうに考えております。そんなことで御理解をいただきたいと思えます。村が音頭をとって年何回もするということはちょっと不可能でありますので、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいと思います。

あとは、各地区のそういった環境の部分の保全会が多くの地区で出てきておりますので、そういった皆さんが定期的にやっていただければありがたいなというふうに思っておるところであります。

オオキンケイギクにつきましては、観賞用という部分で、なかなか咲いている最中に刈ると、かなりの苦情をいただくようでありますので、この辺の難しさもあるというふうに認識をしておるところであります。

当面は、アレチウリをどうしていくのかという、その辺は環境保全会にも投げかけてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 特定外来生物ということで、そのほかにも、例えば、ブラックバスだとか、アメリカザリガニだとか、タンポポなんか、西洋タンポポ、もうこの地区では昔からあった日本のタンポポというのはほとんど見られなくて、大体咲いているのは西洋タンポポ、こういうヒメオドリコソウだとか、いろんなものが日本じゅうにいっぱいふえてきています。こういうのは、一つは、みんなでやろうという運動でやっていかないと、どこかで金を出したり、どこかで事業者に頼んでやるというのだと、なかなか解決しない問題ですから、ぜひ、今ありました保全会だとか、地区の中でも話題にさせていただいて取り組んでいくということで進めていってほしいなというふうに思えます。

先日、志賀高原でも、学童が池に生えた外来生物の退治に、生徒の皆さんも出てやったということがありますので、学校の段階でも、そういった学習も進めていただきながら、取り組んでいただきたいなということを要請しながら、私の質問を終えたいと思えます。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、加藤泰久議員。

1番（加藤 泰久） 1番、加藤泰久です。

通告した4件について質問をいたします。

以前より、傍聴者が少ないという課題になっておりましたが、きょうは区長会の皆さんに傍聴に来ていただいて、まことにありがとうございます。大勢の傍聴者の中で、緊張感のある質問ができるかと思えますので、よろしくお願ひいたします。

まず、人口増加対策について質問をいたします。

県内の村では最も人口が多い本村は、人口が1万5,000人を超え、さらにふえ続けております。若い世代の転入も多く見られ、児童生徒が増加し、増加は想定を上回る状況で、これにより、保育園、学校等の施設の増改築、新築に取り組んでおります。

村長は、28年度でこれらの問題に一定のめどをつけると言っております。保育園の改築、中学校特別教室建設、さらに、先日入札により建設業者が決まりましたこども館、これらは来年3月完成を目指している事業であります。28年度半ば、この時点での進捗状況はどうか、質問をいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の御質問にお答えを申し上げます。

人口増加対策についてという御質問で、特に、保育園や学校の今年度の進捗状況はという御質問でございます。

かねてから、平成28年度で人口増加対応の施設不足に一定のめどをつけるということは申し上げてきたところでございます。その中で、予想を超える転入者、特に、子供の数がかなりふえてきております。そういったことを考えますと、一定のめどをつけるという部分につきましては、保育園につきましてはある程度一定のめどはつきましたけれども、学校施設につきましてはまだまだこれからというような状況も生まれてきておりますので、以前言ったこととの整合性の部分、問題があるかと思っておりますけれども、子供の数、これほどふえるという予想をしておりませんでしたので、当面はそんなことで続くということは御理解をお願いしたいというふうに思います。今の1歳児、学齢人口でいきますと190人を超えております。通常、160人ぐらいで推移すればなという見通しでいたところでございますけれども、子供の転入者が意外と多いという状況でありました。そんな点も御理解をいただきながら、当面は続くということをお願いしたいと思っております。

御質問の増改築の問題であります。

まず初めに、保育園のほうから申し上げます。

保育園につきましては、北部保育園、今年度、大規模増改築を計画したところであります。8月1日に工事の入札を執行し、8月8日の臨時議会で建築工事請負契約の締結について議決をいただいたところであります。工事の進捗状況でございますが、現在、増築する給食室部分の整地が終わり、建物の基礎工事が始まっております。今後、平成29年3月31日竣工を目指して、工事を進めてまいります。これ、予定どおり竣工になっていくということで計画を考えておるところであります。

保育園全体では、北部保育園の増改築で、5園全ての増改築工事が終了し、これで当面の人口増加、保育園関係につきましては対応ができるものと思っておりますが、この中で、南原保育園につきましては、今後の動向に注視をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。あの地域、特に宅造もかなり多くなってきております。そういったことを考えると、注視をしてまいります。

学校関係であります。

まず、生涯学習施設であります。本体工事、機械設備工事、電気設備工事ともに、8月8日までに契約の締結が終わりました。既存の中学校の校内の特別教室の改築もあわせまして、来年の3月末の完成を目指し、現在本体工事の基礎部分の工事を進めておるところでございます。

ます。この事業につきましても、3月末まで完成ができるというふうに考えておるところであります。

また、こども館につきましては、本体工事、機械設備工事とも、9月1日までに契約を締結いたしました。それぞれ工事着手に向けた準備を進めていただいております。しかし、電気設備工事につきましては、8月18日に行われました入札会で、残念ながら入札不調となってしまったところでもあります。9月6日に再度入札会を開催いたしまして、落札決定となりました。本議会の最終日に契約の締結について提案をさせていただき、御承認をいただければ、造成工事に伴う開発行為の検査終了とともに、本格的な工事に着手できるものと思っております。これにつきましては、工事の進捗状況によりまして若干延びる可能性というのはやむを得ないというふうに思っております。繰越明許で措置ができるのか、そんなことも検討しながら、また進めてまいりたいというふうに思っております。

大規模工事関係、学校、保育園関係につきましては以上でございます。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 計画されている事業が順調に推移しているというお話を聞き、安心したところでありますが、後半、28年度末までには大変工事も入り組んでくるかと思いますが、順調な完成を希望するところであります。

続きまして、28年度以降の課題についてということで質問をさせていただきます。

28年度末に目標とした大型事業が終了したとしても、ただいま村長よりお話があったように、以後の人口増加に伴う課題や事業等についてどうであるか、質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 28年度以降の状況であります。

課題も多いところでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今年度かなりの事業をやっておりますので、一定のめどがついていくことはそのとおりであります。ただ、教育関係施設につきましては、まだまだ当分続くということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

来年度につきましては、南箕輪小学校の図書館を普通教室に改築をしていく予定であります。図書館につきましては、放課後児童クラブ室がこども館が完成いたしますとそちらに移ってまいりますので、そこを図書館に改修していくという計画を今持っております。

さらに、これから先10年間は人口が減らないという推計も出ておりますし、まだまだ子供の数がふえてくることを予想しております。そういったことを考えれば、南箕輪村の学校給食センターの増改築が必要となってまいります。

また、南部小学校の増築、現状で見ましても、南部小学校につきましては2クラス不足することになってきておりますので、この増築は早急に行っていかなければならないというふうに考えておるところであります。これは、増築しないと、生徒の受け入れができませんので、きちんとしてまいります。

そして、同時に、南箕輪中学校の増築の検討並びに周辺整備も行っていかなければならなくなっております。中学校につきましては、平成34年が生徒数のピークとなってまいります。現状、転入がないとしても、80人ぐらい生徒数がふえてまいりますので、2クラスは確実に



必要となつてまいります。そういったことと同時に、周辺整備、前々から議会にもお話を申し上げてきておりますような事情がありますので、この整備もきちんとしていかないと、後々の増改築という事業ができなくなってしまうので、その辺もあわせてやっていかなければならないというふうに今計画をしておるところであります。

また、人口増対策とは別に、その他の事業といたしましても、村民体育館や屋内運動場がかなり老朽化してきておりますので、この改築、あるいは村公民館の改修も必要になってまいりますし、前々からの懸案事項でありました郷土館、これは本当に古い建物であります。耐震性も全くありません。この建設も計画していかなければならないところでもあります。

また、同時に、きょうの御質問もいただいたところでもありますけれども、道の駅、大芝高原、していく、これは補助金を当て込んでおるところでございますけれども、道の駅構想の中で、管理等だとか、情報発信施設、そんな整備も必要となってきますし、ほかのインフラ整備という、道路関係につきましてもまだまだやっていかなければならないところが多いわけでありまして。特に、早急にやっていかなければならないのは中込線の歩道整備、これは今年度から始めてまいります。それも当面続く。こういった事業もあるわけでありまして。

そうしたことを考えますと、まだまだ、これは本当に大変な財政状況が続くんだというふうに思っておるところでございます。しかし、できる限り節減に努めながら、事業選択をしながら、事業の実施をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） ただいまの答弁を聞く中で、それぞれ残された大きな計画、課題等が数多く残されているということがわかりました。そうした中で、村長さんも健康に留意され、この手腕を発揮して、この難題といえますか、課題をクリアしていただきたいという村民の声も多く聞くところがございます。

次に移りまして、今後の村の財政見通しはということで、大型事業により、本年度一般会計予算が前年度比7.4%増の65億7,000万円で、4年連続で過去最大規模を更新して、歳入が増加しているところがございます。歳入においては、現在の景気でいけば、今後も個人村民税や固定資産税の増加は見込まれると思いますが、不確定な交付金はともあれ、今後の村財政の見通しはどうか、質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今後の村財政の見通しの御質問であります。

一定のめどをつけるというふうに申し上げてきましたけれども、予想を超える人口増、また出生者の予想を超える数となっておりますので、まだまだ先まで続くというふうに考えておるところであります。

先ほども申し上げましたが、かなりの多くの事業を実施していかなければならないところでもあります。したがって、補助金のとれるものにつきましてはできるだけ補助金をとってまいりたいと、同時に、これは起債、借金もしていかなざるを得ないというふうに考えておるところであります。今までもそうありますが、そのほとんどが後年度で交付税措置がある、いわゆる有利な起債を充てるように努めてきたところでもあります。そんなことも、これからは実施をしております。おかげさまで、定住自立圏の締結ビジョンもできましたので、地域活性化債も使えるという状況の中にあるところでもありますので、そういった有利なもの

を活用しながら、乗り切ってまいりたいというふうに思っておるところであります。

健全財政の分野でございますけれども、借金の部分から申し上げますと、償還の据え置き年度が経過してくる元金の償還が出てまいります。公債費は高どまり、こんなことが予想されるといいますか、既に予想をしておるところであります。このことは織り込み済みでやっております。

また、児童数の増加によります臨時保育士等の賃金の増、これも避けられないというふうに思っております。今年度末には、700人を超す保育園の子供の数となってまいりますので、これを45人の正規職員というわけにはまいりませんので、そんな点も御理解をお願いしたいというふうに思います。

また、高齢化に伴うところの扶助費の増も当然予想していかなければなりません。医療費、あるいはさまざまな福祉サービス、こういったこともふえてまいります。

それに加えて、既存施設の老朽化の対応だとか、広域行政が始まっております新ごみ中間施設の建設が始まっております。その負担金など、財政的な課題もかなり多くなってきております。新ごみ中間処理施設につきましては、補助金だとか、やはり後年度で交付税措置がある財政支援も受けてまいります。同時に、本村の場合には、伊北環境行政組合が広域連合に統合となりますので、その負担金部分でなから賄っていけないのではないかなというふうに考えておるところであります。ただ、これ、最大事の何年間はそういったわけにはならないということでもあります。通常時では、賄っていけないというふうに思っておるところであります。

そういった中で、財政状況もかなり厳しくなってきますけれども、まずは人口増加対応を最優先して、計画的に実施してまいります。そうした中で、極力財政の影響を抑えていきたいというふうに考えておるところでございます。

収入面におきましては、人口増によりまして、個人村民税の増というのは当然予想しておるところでありますし、普通交付税の基準財政需要額も、国勢調査の人口増によりまして、今年度からふえてまいりました。普通交付税町村分では3.3%の減額になるところが2.8%、7%から8%本村ではふえておるところでありますので、そういった影響も出てきております。財政調整基金、あるいは減債基金も積んでおりますので、将来に対しての備えにしていけるのではないかとこのように考えております。

また、今議会の補正予算でも、学校改築基金7,000万円の繰り入れを、減額をする補正予算を提出いたしました。これは、繰越財源で余裕が出たということをお願いしたところでもあります。

そういった状況も加味しますと、健全財政の中で維持ができるのではないかとこのように考えておるところでございます。極端な財政悪化を招くことなく、計画的な行財政運営ができていくものと、私自身は考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 今後とも、大きな事業、また課題を含めた中で、職員の皆さんの叡智を結集し、村長さんの手腕を発揮して、健全財政維持をしていっていただきたいと思っております。

続きまして、大芝高原の美化についてということで質問をさせていただきます。

先月は、村の三大イベントの大芝高原まつりが行われ、大変にぎわい、村内外から多くの人の参加があり、楽しい1日を過ごすことができました。大型農道沿いや公園内の土手も手入れがされており、来場者もよい印象を受けたと思われます。

大芝湖のしゅんせつ計画について質問をいたします。

大芝高原の中心となっております大芝湖であります。湖上ステージは人気スポットになっており、多くの方が、開会式や踊りを踊って楽しんでおりました。

湖上ステージの工事関係者の話によりますと、湖底にはヘドロ等が堆積しており、悪臭の原因であったり、悪臭が漂ったりしているということでございます。これは、私も以前に質問しましたが、大芝湖のヘドロ撤去のしゅんせつ計画はどのようになっているか、質問をいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝湖のしゅんせつの計画の御質問であります。

ことは、本当に暑い夏でありましたけれども、大芝湖への流入の水が平年より多かったというふうなことで、大芝湖の悪臭についての苦情は特段なかったところであります。ただ、年によっては悪臭の苦情というのも出てきております。

大芝湖につきましては、長い年数の経過によって、かなり泥がたまっておることはそのとおりであります。過去に1回、全職員と一部業者で、大芝湖に入ってしゅんせつを実施した経過があるところでもあります。ただ、そのときも、汚泥の全部をとることは大変難しかったところでもあります。しゅんせつには、コイなどの魚の誘導を行い、水を抜いてから、機械等で、たまった泥をすきとったりしなければならぬ、こんなことが必要となってきておりますので、かなり多額な費用がかかります。しかし、多額な費用がかかってもやっつけていかなければならないことはそのとおりだろうというふうに思っております。

現状では、都市公園の補助金というのは、補助対象の中に、汚泥の抜き取りだとか、大芝湖の清掃だとか、そういうものが使えませんので、これからどんな補助金が出てくるのかなということを期待しながら、都市公園の景観美化などに活用できる補助金があれば、実施をしていく必要があるかというふうに思っております。そんなことがあればいいかなというふうには思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、どこかで実施をしていかなければならないというふうに考えております。しかし、当面は、人口増加対策、児童や生徒を置き去りにするわけにはまいりませんので、そんな点はぜひ御理解をお願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） それぞれの支出には優先順位がある中で、今、こういう難題に向かっている財政面でもありますので、すぐとは申しませんが、将来にわたっての計画というふうなふうで組んでいただいております。

次に、大芝湖畔の木々の剪定やら、公園内の間伐整理をというようなことで質問をさせていただきます。

湖畔は芝が手入れされて、幼児連れの家族や皆さんには大変人気があり、湖畔周りの流木や中の島のつくりは、日本庭園を思わせるようなふうにつくられており、情緒があるところでもあります。しかしながら、なかなか中の島におきましても、木々の定例や剪定がなされて

いないということで、それを望む声もあります。また、セラピーロードにおいては、平日でも多くのウォーカーやランナーが利用し、にぎわっており、チップを敷き詰めたコースは手入れされておりませんが、一步コースを外れ、林内に入りますと、雑然としているところがございます。また、その上のほうの学校林においても、手入れができておらず、雑木林化されている状況であります。これは産業課の管轄というような聞いておりますが、これらについて、どのように計画的に整備をしていくかというようなことについて質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原全体の木々等の状況の質問であります。

大芝高原、大芝湖の周辺につきましては、広葉樹が多く、かなり手入れが進んでおるところでありますし、芝の手入れも定期的に行っており、本当にきれいな公園となっております。常に公園美化に努めておる状況でありますし、中の島の話が出ましたけれども、剪定だとか、枯れ枝の除去等につきましては行っておりますので、見苦しい状況のないようにしてまいります。大芝公園、都市公園内だけでもおよそ50ヘクタールという広い公園であります。人材と予算というのも限られておりますので、計画的に管理を進めていかなければならないと、そういったことで計画的に管理を行っておりますところでございます。

間伐等々につきましては、大芝湖の村有林整備基本計画を策定しておりますので、計画的な間伐を実施しておりますところでございます。これは計画に基づいてやっておりますので、間伐はできてくというふうに思っております。平成20年度には多目的広場の東側、平成22年度にはキャンプ場周辺の間伐を実施しました。大芝湖周辺についても、今後、計画区域となっておりますので、計画的に進めてまいります。

また、セラピーロードの話も出ました。多くの皆さんに御利用いただいて、本当に定着してきて、ありがたいなというふうに思っておりますし、健康増進の拠点ともなっております。セラピーロードにつきましては計画的にといたしますか、今も歩きやすいように整備がなされておるところであります。

セラピーロードを含めたみんなの森をどうしていくのかという点につきましては、村民総出の間伐事業等々も実施しておりますところでありまして、自然環境とどうマッチをさせていくかというのは、これが一番の大きな問題となっております。植物の生態系、動物の生態系、これを壊さないような環境整備というのは、私は必要だろうというふうに思っております。ただ単にきれいに整備をすればいいということではありませんので、その中に生えているいろんな植物や、ササユリもあります。ササユリは、本当に手入れをしていただいておりますので、ありがたいなと思っております。そういったもの等、加味しながら、自然体系を壊さないような整備は十分考えながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 広い大芝高原でありますので、それぞれの場所に、自然環境を壊さないような整備の仕方ということが必要になってくるかと思いますが、毎年行われております育樹祭の規模が縮小されているように思うのであります。戦後間もなく、大変な時期に、各戸1人ずつ参加し、経ヶ岳にカラマツの苗を何百本も背負いながら植林して、後世の村民のためというような植林をした精神を尊重し、公助、自助の奉仕の心を持って、大芝

高原の整備をして、業者委託だけではなく、村民が参加して、育樹祭をもう少し充実させて、村民の愛されるような大芝高原になるように努力していただくようなことを提案したいと思いをします。

続きまして、3番目の中央アルプスジオパーク構想について質問します。

このジオパークのジオとは地球ということで、かかわるさまざまな自然遺産や、例えば、地層だとか、岩石などの地形、火山、断層などを含む自然豊かな公園のことを言うそうであります。日本の全国のジオパークの数は、日本ジオパークとしては全国に28カ所、世界ジオパークとして8カ所というように現在は決められておるそうであります。

この中央アルプスジオパーク構想は、駒ヶ根市が中心となって、上伊那地域8市町村で構成するものであります。先般行われました中央アルプスジオパーク構想推進協議会設立準備会が、9月8日に駒ヶ根市で行われて、上伊那8市町村より、行政だとか、観光、山岳関係者らが150人ほど出席したと報じられております。この会の参加要請リストには、南箕輪村は空欄となっております。村の担当課はどこであるか、質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 担当課は産業課でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 産業課で取り組むとしても、それぞれの市町村におきましては、観光協会とか、それぞれのところも参加しているところでもあります。経ヶ岳が、中央アルプス北端の、中央アルプスの一端となっておりますので、南箕輪村はこのジオパーク構想にちょっと消極的に取り組んでいるんじゃないかと思われませんが、今後の取り組み、どのようにするのか、質問をいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ジオパーク構想に消極的という御指摘でございますけれども、決してそういうことはございません。積極的に参加をして、取り組んでおるところでありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

まず、このジオパークでありますけれども、南アルプスなどが加盟している日本ジオパークと糸魚川市などが加盟している世界ジオパークがあり、中央アルプスにつきましては日本ジオパークの加盟を目指しておるところであります。加藤議員御指摘もありましたように、駒ヶ根市が中心となりまして、上伊那8市町村が連携して、ジオパークの認定に向けて取り組んでくという確認ができておるところであります。9月8日には、全ての、御都合の悪い首長さんもおいででありましたけれども、7人の首長がそろいまして、キックオフミーティングが開催できたところあります。私も参加しておるところでございます。

御承知のとおり、ジオパークにつきましては、大地の公園であります。貴重な地形や地質などに加えまして、植生分布や生態系、あるいは景観などの自然条件、さらには人々の生活、歴史、文化、産業などのかかわり合いも要素となっております。このジオパークの指定を受けまして、これらを保全し、教育や観光などのツーリズムに活用しながら、地域の活性化を図っていければということで、本村も加盟をさせていただいて、取り組んでおるところであります。

しかし、この日本ジオパークにつきましては、現在は本当にハードルが高くなっておる。

このことは、先進地の事例の中でも話がありましたけれども、大変難しくなって、競争率が高いということになっておるということを聞かされたところであります。と同時に、4年に一度審査があって、再認定を受ける必要があるということでもありますので、再認定におきましては、イエローカードとか、レッドカード、認定の取り消しということもあるということでもあります。そういうことで、しっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っておるところであります。

南箕輪村の部分で申し上げます。経ヶ岳につきましては一番北端に位置しております。したがって、大変難しさもありますけれども、ただ本当にジオパークとして経ヶ岳も加えていただきたいという願いもしておりますし、一緒に取り組んでいくということになっております。日本200名山の一つであります。そういったことと同時に、扇状地、こういった中で改善を可能にした西天竜、また扇状地の末端には豊富な湧き水、ワサビ畑、こんな、いろんな資源もあるところがございます。同時に、伊那から木曾へ米を運んだ歴史の道であります権兵衛峠もあるところであります。そういったものを一体としながら、ジオパークを考えておるところでありますので、そんな点は御理解をいただきたいと思っております。

この事業につきましては、駒ヶ根市が中心となって今進めております。加速化交付金等々でコンサルタント会社も入れながら、調査をしておるところでございます。ジオサイト、ポイント的なそういうものも、それぞれの市町村で幾つか上げていくことができるんじゃないかというふうに思っておりますので、今そんな調査も初めておるところでございます。

また、村の取り組みといたしましては、独自に加速化交付金もいただきながら、経ヶ岳や権兵衛峠の登山道の整備、ガイドブックやPRの映像の作成を今進めておるところでございますので、これから取り組みを強化してまいります。

そんなことで、一緒にやっていくという確認ができておりますので、よろしく願いいたします。

また、同時に、国定公園化というような話も出ておるところでございます。今、経ヶ岳を除く南の部分は県立公園になっております。国定公園の部分にも経ヶ岳と一緒に加えていただきたいということをお願いもしておるところでございます。これからの部分というのは、本当に住民活動というのが大切になってまいります。したがって、住民レベルの経ヶ岳の愛好的なそんな団体ができれば、本当にありがたいなというふうに考えておるところであります。それが理想であります。そういったことを含めて、行政としてどう支援ができるのか、どう立ち上げていくことができるのか、この辺はこれから模索をし、検討をしていきたいと思っておるところであります。

ジオパーク構想につきましては、上伊那広域連合、一丸となって取り組んでいくということで確認をしておりますので、そんな点はよろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） この中央アルプスジオパークというような形では、自然豊かな素晴らしい公園であるというふうに思っておりますので、上伊那8市町村、足並みそろえた中で、南箕輪もしっかり取り組んでいただくことを希望するところであります。

4番目に移りまして、地区計画の実施状況はということで質問をさせていただきます。

地区計画は、各区より提出された事業を選び、村が執行するものであり、今年度は大型事

業の実施のために、地区計画が抑えられているとも聞いております。

きょうは、各区の区長さんが傍聴されており、計画の実施時期等がわかれば、なるべく早く連絡、また区長会での報告というようにしていただければ、各区民への説明等もしやすいと思いますが、ここ28年度のちょうど半ばの今の時点での実施状況を質問いたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地区計画の実施状況の質問であります。

区からの御要望等々もいただいて、昨年度から、中間的に実施状況については各区長さんにお知らせをしておるところでございます。そんな点はぜひ御理解をお願いいたします。

今年度の状況であります。8月までの実施状況になります。

総務課関係では、防犯灯につきましては、実施済みが1件あります。交通安全ミラーにつきましては、現在9件に着手をしており、防火水槽につきましては、発注に向けて準備中があります。消火栓につきましては、細部協議のものが1件であり、今年度実施予定の約6割となっておりますところでございます。総務課関係は約6割が進んでおることです。

建設・水道課関係であります。大変申しわけないなというふうに思っておりますけれども、大型事業の関係で、道路、水路関係につきましては若干予算を削減させていただいたところがございます。これは、去年の区長さんに御了解もいただいております。そういった中で、道路改良、河川整備、水路整備、舗装修繕等につきましては、実施済みが6件、実施中が2件であり、今年度実施予定の約3割となっております。

緊急性の高いものにつきましては、できる限り早期に実施していくことにしておりますけれども、この地区計画につきましては、実施に当たっては細部を協議しなければならないものもかなり多くなってきておりますし、また、同時に、用水路等につきましては、水がなくなる時期で工事をしなければならないということでもあります。着手できないという状況もあるところでもありますし、同時に、農繁期を避けなければならないという事情もありますので、事業の多くはこれからという状況となっております。

今年度計画した事業につきましては、年度内に終了するように努力をしております。しっかりと実施できるようにしてまいりますので、よろしく願いいたします。できるだけ早く実施をするということには変わらないわけですが、いろんな状況がありまして、なかなか思うように進まないという箇所もありますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

以上であります。

議 長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいま言われたように、時期的な問題もあり、または担当課の仕事の多忙さもある中で、ことし計画された地区要望が年度末には完全に遂行されることを希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（原 悟郎） これで、1番、加藤泰久議員の質問は終わります。

20分まで小休止いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時20分

議 長（原 悟郎） 会議を再開いたします。一般質問を続けます。

9番、大熊恵二議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

先ほど、加藤議員も申し上げられましたが、本日は区長会の皆さんの傍聴をいただき、大変この場に立つ緊張感を感じずるものであります。区長会の皆さん方におきましては、村政の最先端で御協力をいただいておりますこと、村政が円滑に回っていくのは区長会の皆さんのおかげだと、常日ごろ、私一議員として感謝を申し上げる次第でございます。これから、私の拙い質問をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、事前に通告をさせていただきました問題につきまして、これからお尋ねをしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

昨年4月より、御存じのように、地方教育行政法改正がなされました。4月から新しい教育改正法がスタートしたわけですが、それから1年半たちました。教育大綱もでき、そして、何回開かれたかわかりませんが、総合教育会議、村長が教育委員を招集して行う会議ですが、総合教育会議も開かれていると思います。

そんなことで、今月末をもって教育長が退任をされるわけですが、その前に、ぜひお聞きしたいというようなこともありまして、これからお尋ねしてまいります。

1番目でございますが、地方教育行政改正法が本村でもいよいよ本格始動となります。1年半の準備的な時間も要してきたわけですが、現在どのようになっているか。それと、この教育改正法は、村長が、直接、教育委員長、そして教育長、この合わさった役の人事権を村長が持つということございまして、以前は教育委員会の中で担ってきたさまざまな施策が、直接、村長がそこに口を挟むことができると、こういった大きな改正点があります。

そこで、村長並びに教育委員長にお尋ねいたします。

地方教育行政法改正から1年半、現在どのようになっているか、それから、今後どのようにしていこうと思っているのか、その一端をお話しいただければと思います。お願いいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えいたします。

地方教育行政改正に伴う御質問であります。

御質問のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されております。本村の場合には、新教育長が誕生する前ということでもありますので、この10月1日から本格的なスタートとなってくるところであります。本村でも、同法律の施行に伴いまして、関係条例の改正等、所要の手續を済ませてきたところでございます。

また、この間、改正法の柱の一つであります総合教育会議を設置し、平成27年度に2回、今年度1回、合計で3回の会議を開催してまいりました。これ、私が招集ということになっておりますので、そういった会議を招集してきたところであります。各会議では、今後の教育施策の運営等につきまして、教育委員の皆さんから貴重な御意見等をいただきながら、本年の2月24日には、南箕輪村教育大綱を策定したところであります。このことにつきまして、議会全員協議会でもお話を申し上げたとおりであります。このことによりまして、地方公共団体としての教育施策に関する方向性が明確になったところであります。今後さらに、教育委員会との連携が図れることになりました。また、会議の透明化を図るために、議事録につきましては村のホームページに掲載をしてありますので、またごらんいただければと



いうふうに思います。

こうした1年半の経過とともに、できるだけの準備を整えてきたところでございます。10月1日から新たな教育長を迎え、教育委員会もスタートすることができます。今後、さらに教育委員会の審議の活性化、迅速な管理体制の構築、首長との連携強化が図られるというふうになっていくのではないかと考えております。

しかし、申し上げたときもありますけれども、本村の場合は、法施行前から、教育委員会とは常に意思疎通を図ってきております。本当に、施設整備や教育現場でのいろんな問題点等々、私自身は教育長や教育委員長と意見交換をさせていただいてきたところであります。そういったことで、私の考え方も理解いただいておりますというふうに思っておりますし、私も、私の考え方を申し上げて、そのとおりに実施もしていただいた事項というのものもあるわけですので、本村の場合には、この法律がスタートする前から、そんな法施行後のような体制がとれていたというふうに私自身は理解をしております。

変わったところということになりますと、議会の同意をいただきながら、教育長を私自身が直接任命することができるということでもあります。そのことを除けば、大きく変わることはないというふうに考えておりますけれども、これから私の関与が強まるという部分もあるわけでもあります。ただ、教育というのは、やはり中立性という問題もあります。公正中立ということの基本を基本にしていかなければなりませんので、そういったことには気をつけながら、また私の考え方も申し上げていきたいというふうに思っております。

教育大綱が策定してありますので、基本的にはこの教育大綱に沿って、いろんな施策を実施していくということになります。そんな点は御理解をお願いしたいというふうに思います。この教育大綱を私自身と教育委員会側が、お互いに理念を共有し、あるいは施策を共有する、このことが一番重要であるというふうに思っておりますので、その辺は、またスタートの後に、しっかりと意思疎通を図ってまいりたいなというふうに思います。

以上であります。

議長（原 悟郎） 続いて、三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 法改正から1年半の準備期間とも言える時間経過もあり、準備は万全かと、御質問であります。

ただいまの村長の答弁と重複する部分が大分ありますけれども、御容赦いただきたいと思っております。

昨年4月1日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、関係条例の改正を行い、本年8月末には、関係規則の改正等、所要の手續を済ませております。また、この間、昨年度からことしにかけて、合計3回の総合教育会議を開催させていただいております。当面する教育政策、あるいは運営の課題等について、村長と意見交換を行いながら、本年2月24日には、村の教育大綱を策定いただきました。

今まで、1年半の経過を過ぎましたがけれども、できるだけの準備を整えてきたものと思っております。今後も、引き続いて、村の第5次総合計画、あるいは南箕輪村教育大綱のもと、この大綱の基本目標に掲げてあります、次代の担い手を育み、一人一人が輝く村となるよう、10月1日付で着任されます新しい教育長とともに、一層教育行政に取り組んでまいりたいと

いうふうに考えております。

なお、今までも教育委員会は、合議制を大事に図ってまいりました。今度は、教育委員長と教育長を一本化した教育長という立場の方が来られるんですけれども、この合議制ということ従来のように大事に考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 大熊です。

私も、今月7日に、長野市におきまして、県庁において、県の総合5カ年計画の識見者の1人として、参加をしてまいりました。その中で、雑談の中で、それぞれ聞いてみますと、この事務局をどこに置くのかと。大方が、今、この1年半は教育委員会に事務局を置いてあるわけです。庁部局に置くというのが一般的というふうに言われておりますが、現在、どのようになっているのか、またどのようにしようと思っているのか、事務局の設置についてお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 事務局の設置についての御質問でございます。

基本的には、事務局は庁部局に置くという、このことはそのとおりでというふうに理解をしておるところであります。ただ、この1年半の間というのは、教育総合会議もそうでありましたが、総務課の人事体制というのはなかなか整っておらなんだということでありまして、教育委員会に事務局を置かせていただいたところでもあります。今後につきましては、これから、10月1日から始まりますけれども、当面はちょっと教育委員会のほうで事務局をお願いしていかざるを得ないというふうに思っております。この9月1日の人事異動で、総務課がまた1人減員となってしまいましたので、そんな事情は御理解をいただきながら、この辺の体制も来年の4月1日からはしっかりと整えていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） ぜひ、盤石な事務局で、特に教育という部門は、これから村を背負っていただく子供たちの大事な部局でありますので、その点、一つ、言うまでもなく、再認識をされまして、万全の体制で臨んでいただきたいとお願いしておきます。

2番目に移ります。

本村での子育ての定義について、子育て、子育てという、非常に本村は子育てのしやすい村、子育てに日本一と、こういうような文句が踊っておりますけれど、そういう影響もあり、流入もあり、新しい人たちがどんどんふえていると、こういう中で、本村の子育ての定義についてを質問いたします。

この質問書にも書いてありますが、経済的な施策、そして福祉を中心とした施策は、大変、子供が育っていくプロセスの中で重要であります。しかしながら、子供の成長に伴い、保護者の考え方もだんだん変わってくるというのが世の常であります。新たな問題といえますか、これは自然にそういうふうになってくるわけですが。

私も、きょう昼飯を食いながら、何か物足らんなど思いながら、考えておまして、私が若いころ勉強したアメリカの心理学者のマズローという博士の言葉を思い出しました。マズ

ローの欲求5段階というのがあります。それで、この欲求の5段階は、1番低次元と言うと失礼になりますが、低次元は生理的な欲求。いわゆる、これは、食事ですとか、水ですとか、それから睡眠、そういったものをまず要求すると、人間は。そして、2番目に安全と安心の欲求。これは、着るものですとか、それから住むところ、そして安全、そして健康、こういったものが2番目の欲求となってまいります。3番めは愛と所属の欲求というのがあります。これは、職場で所属する、または学校でも何年何組というようなことで所属する、それから、いわゆる親和といいますか、友人、そして家族、それから愛情、そういったものを求めるという、この3番目にマズローの欲求のあれがあります。4番目に自己の尊厳と他者の尊重の欲求というのがあります。これは、自我を承認すること、そして周囲から認められたい、認めてもらいたいという要求が出てまいります。最後に、自己実現の欲求というのがあります。これは、人間の尊厳とは、また人の、要するに生涯成長、人間というのは、マズローという博士は、人間は生涯、死ぬまで成長するんだという見解で、この5段階の欲求というものを出しているわけですが、この見解が日本の高度成長時代に、大変多くの人々の共感を呼んで、産業界を初めとして、教育界に多大な影響を及ぼしたという、そういう大きな評価がされております。多分、このマズローの5段階の欲求については、お聞き及びの人は結構いるのではないかなと思います。

そういう中で、この2番目の、話がちょっとずれましたけれど、本村の子育ての定義について、保育の段階、子育ての段階では、非常に本村の施策に満足したと、しかし小学校の高学年、または中学生になって、だんだん欲求が高まってまいりますと、保護者のほうから、うちの息子は、うちの娘は、成績はどうなんだろうかと、こういう問題が出てまいります。そういう中で、本村の場合、親のそういう思いに教育行政が応えていくことが少し、本村では子育てについてはかなり高度なものがありますが、教育のそういったものに対しては劣っているということはないと思いますが、普通であると、すぐれているとは言えないという段階だと私は思っております。

こういう点で、新しい教育法が改正になり、そういう中で、子育ての定義に合わせて、そういったものをこれから積み重ねていく、構築していく、そういったことが要求されるのではないかと、また、そういったことをすべきだと私は思うわけですが、その点について、村長並びに教育委員長にお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 子育ての定義についてであります。

高度な御質問もいただいたところであります。マズローの5段階の定義、私ももう少し勉強していかなければならないなというふうに思っております。

子育ての定義であります。私は、子育てというのは、妊娠期から18歳まで、高校を卒業するまでというふうに位置づけておるところであります。そういった中で、母親や子供、その家族も含めて、総合的な支援を行うことが子育ての定義と考えております。この総合的な支援の中で、18歳までということになりますと、当然、教育、学力の問題もこの中に含まれてくるということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

本村の場合は、御指摘のとおり、福祉部門の保育園までの子育てというのは、かなり力を入れてきたところであります。そういったことは充実もしてきております。そういったことで、人口増加にもつながっている一面もあるところであります。

御指摘のとおり、この保育から教育、この過程をどうしていくのか、これは、これから本当に重要な分野になってくるといふふうに私自身も捉えておるところでございます。本当に、子供の成長に伴いまして、さまざまな問題が出てきているということは御指摘のとおりであります。特に、小学校、中学校と、課題も異なっております。このことを理解していかなければならないというふうに思います。

特に、学校につきましては、これは私自身の考え方ではありますが、まずは子供たちに生きる力を育んでもらいたいと、そして友達や仲間づくりに一生懸命取り組んでもらいたい、そして、さまざまな経験を通じて成長していただきたいなという思いを持っております。同時に、学校でありますので、これは勉強をしっかりしていただきたい、これは学力の向上であります。学力の向上は、当然といえば、これは当然のことです。しかし、今の社会状況の中では、家庭の経済力によりまして、教育の格差というのが生まれてきております。これは、本当に残念なことであります。こうした解消も私自身は必要であるというふうに考えておるところであります。

そういったことで、これ、あとで教育委員長のほうからも話があるかと思っておりますけれども、今、学校では、中学校3年生を対象に、希望者に、受験に向けた放課後学習の実施を去年から始めました。しかし、なかなか担っていただける人材に苦勞しておるようであります。そんなことを解消しながら、さらに進めていただければというふうい思っておりますし、私自身は、これ、以前に、大熊議員の御質問でもお答えをした経過がありますけれども、小学校の高学年ぐらいからそういったことができれば、一番理想的かなというふうに思っております。しかし、これは環境を整えなければ不可能であります。本当に担っていただく人材をどう確保していくのか、このことをクリアしていかなければならない悩みもあるわけです。いろんな分野を組み合わせながらやっていく、このことを模索していければというふうに思っております。

新聞報道でも若干ありましたけれども、長野市でしたか、学習塾の先生をお願いしているというところもあるようであります。また、つい最近、信大の理事の皆さんとの、違う問題で来ましたときに、いろんな話もさせていただきました。ぜひ、夏休み中の信大生の活用等々、そういうことも考えられるんじゃないかという、期間限定での実施ということになりますけれども、そんな話もいただいたところあります。しかし、これは、本当に学生がそういった部分をやってくれるかどうかというのは、これからの問題であります。したがって、さまざまなことを組み合わせながら、実施していけるような検討をしていくということをお願いしたいと思います。

中学校3年生から始めておりますので、さらにそれを小学校高学年まで、どれぐらいまで必要かということも考えながら、実施ができていけば一番理想でありますので、時間がかかりますけれども、将来にわたってやっていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 御質問の子育ての定義については、それぞれの立場で見解が異なるであろうというふうに思っております。私は、教育委員長という立場で、教育委員会が関与する義務教育段階での私なりの考えをお話したいというふうに思っております。

本村は、ほかの市町村に見られない人口増加を示して、児童生徒数もふえてきております。特に、南箕輪村小学校は、ここ10年間ぐらいは、上伊那で最も児童数の多い大規模校となっております。このため、施設面ばかりでなくて、多様な子供さんがいたり、あるいは保護者の対応に苦慮しているのも事実であります。先生方も、多様な子供の指導だとか、あるいは保護者の対応に、毎日努力をされていますが、中には、学級経営がうまくいかないだとか、保護者との意思疎通が欠けがちであるとか、そういった問題も生じてきています。

特に、最近では、昔に比べて、保護者の中には、我が子の学力、全般の学力じゃなくて、我が子の学力というふうな、我が子ということに大きな関心と期待感を持つ方々も多くなっているように感じております。学校は、そういった学力の向上という要望に応じてやらなければなりませんけれども、学校は塾とは大きく異なっていることがあります。それは、塾は、主として個人で学習するんです。ところが、学校は、先生も含めた、多くの仲間とともに学習する中で、ともに成長していくことが大きな特色であると私は考えております。私は、ここに学校教育の原点があると、意義があるというふうに考えておりますけれども。

したがって、義務教育段階の子育ては、まずは各家庭において、親の生き様を見せながら、親がしなければならぬしつけだとか、あるいは学習環境をきちんと整えてやるだとか、そういったことをしていただいて、その上に立って、学校で、学級だとか学校の仲間とともに成長するものであるというふうに思っております。私も、長年教員生活を送ってまいりましたけれども、よく、卒業生を送り出したときに、親御さんから、親も子供とともに成長しましたという感想をいただいたことがあります。ここにも、義務教育段階での子育ての姿があらわれているんじゃないかなというふうに考えております。上から目線で子供を見るのではなくて、親も日々努力して、成長していく、そういう姿が子供にとっては大きな励みになり、それが子育てにもつながっていくというふうに考えております。

さっき、村長も、子供の貧困に関したこと、少しお話しされましたけれども、最近こういったことが盛んにマスコミで報道されております。文科省の調査によりましても、就学援助を受けた児童生徒の割合が2割にのぼっていると。それから、家庭の収入だとか、保護者の学歴が子供の学力に大きな影響を与えているというふうに指摘されております。

こうした点を踏まえて、本村の教育委員会でも、一昨年秋から、高校受験を目前に控えた中学3年生を対象にした放課後学習を始めました。ことしも若竹祭が終わった10月初めから、希望者に、数学と英語の補習学習を週2回、計25回行う予定でおります。自分の持っている教材を持参し、自学自習しながら、理解できないところを講師の先生に丁寧に教えてもらう、そういった形の学習会です。部活でなかなか学習ができなかったり、あるいは塾に行きたいけれども、経済的理由でそれも難しい。あるいは、中には、家で1人で勉強するよりも、大勢の仲間と勉強したほうが緊張感が出ると、そういった子供さんもおられます。そんな中学3年生は、大いにこの放課後学習に参加していただきたいなと思っております。

なお、講師の先生方は、非常にベテランぞろいです。また、ことし初めての試みですがけれども、本村から高校へ進学した先輩である高校1、2年生にも大勢手助けをしてもらうことになっております。また、さっき村長もお話しされましたけれども、小学校段階においても、そんな学習機会を設けていただきたいという要望もお聞きしておりますので、来年度はそんな声にもお答えできればというふうに、教育委員会でも検討中であります。

なお、ことしと昨年、教育委員会と各学校から2名ずつの先生方で県外視察に出させてい

いただきました。昨年は福井市、それから、ことしは富山市の小学校1校、中学校1校を視察させていただきました。私、そこで感じたことは、富山県だとか福井県、いわゆる学力テストでは常に全国上位に占めている県でありますけれども、長野県とやっていることは大して変わらない。そんなに遜色がないことを長野県でもやっております。ただ、一点違うことといえば、向こうの学校は基礎基本をきちんと徹底してやっている、どの先生も、どのクラスに行っても。例えば、鉛筆の持ち方はこうすだとか、そういったところまで徹底してやっている。そこら辺のところ、ひいては学力にもつながってくるかなというふうに考えております。そこら辺が、長野県ではやや甘いところがあるかなというふうに思います。

先般、8月に、県の教育長以下各課長等々が合庁に来まして。

9 番（大熊 惠二） 委員長、あとの質問がつかえておりますので、できるだけ簡潔にお答えください。

教育委員長（三澤 久夫） はい、それじゃあ、済みません。

それじゃあ、そういったことで、終わります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 大熊です。

あとの質問がつかえておまして、大変時間が迫っておりますので、大変、これは時間内にできるかどうかわかりませんが、私の立場も御理解をいただいて、御答弁をお願いいたします。

わかりました。

いずれにしても、そういうマズローの5段階の欲求のように、保護者の欲求、それから子供たちの欲求もだんだん上がってまいります。それにどう応えていくか。それから、今、教育委員長が言った思いが、現場の教師にきちんと伝わっているかどうか、この辺もしっかり話をしていただかないと、この議場だけの話では困るんであります。その点、強くお願いしておきます。

3番目に入ります。

全国学力テストの公表のあり方についてを質問いたします。

本村では発表しないということになっておりますが、教育法改正以来、年々、長野県下でも、発表する、または全体の流れを説明するという学校がふえてきております。

下伊那郡の高森町では、小学校が2校、そして中学校が1校、人口規模も本村よりちょっと少ない、非常に規格的には似た環境にあります。そこでも、今、お話がありました無料学習支援の塾が、まちの教育委員会が主催して、ことしの7月からスタートいたしました。町内に住んでいる元教師5人が先生になって、英語と数学をことしの7月から、高森町では月に1回教えているようにしております。

それと、高森町では、やはり学力テストの実態を、今までは本村と同じような状態で説明しておりませんでしたけれど、今度説明するように高森町は切りかえたようであります。軽井沢もそういうふうに変わってきておりますし、年々、県内でも変わってきております。やはり、時代とともに、教育も変わっていかなくてはならないと思うところであります。

それらについて、個人が特定されるとか、お互いに競争の教育になってはいけないとか、そういう大義名分があるようですが、改めてお尋ねいたします。

全国学力テストの公表のあり方について、本村ではどのように考えているか、もう既に新聞では発表になっていますけれど、これからことも含めて、お答えをいただきたいと思います。

これは、今度、村長もかかわってまいりますから、村長と教育委員長、お願いいたします。  
議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 学力テストの公表のあり方の質問でございます。

公表、結果につきましては、各市町村教育委員会の判断に委ねられておるところでありますので、基本的には教育委員会の判断を尊重しております。

ただ、私といたしましての考え方であります。調査結果についての分析結果や分析結果を踏まえた改善方針、こういったことは公表をできるだけしていくべきだろうというふうに私自身は考えておりますので、完全非公開ということではなくて、そういった分野についての公表というのはお願いができればというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、三澤教育委員長。簡潔に。

教育委員長（三澤 久夫） この件に関しては、教育長が答えます。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 学力テストの結果を公表するか、しないかというような問題は、こういう場で説明をしたり、意見交換はしてきたつもりであります。

文科省のほうでは、毎年4月、この学力テストをやるわけですが、その前後に通知を出しております。それから、結果が8月に出来ますが、その前後にも文科省からの通知が来ております。その文科省の通知の冒頭には、必ずこういう文句がついているんです。ちょっと失礼します。調査結果の公表を行う教育委員会または学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果についての分析を行い、その分析結果をあわせて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すことということでありまして、数字を出す場合にも、ちゃんとその分析結果、あるいはこれからどうしてその足りないところを補っていくか、そういったところもあわせて示せということになっております。

実は、この全国テストは、今、3年に1回、理科も加わりました。それから、英語、これは小学校においておまして、今3年生から外国語ということで活動が始まっておりますが、その5年生と6年生は、英語という教科と、こういうふうに指定をして、これも3年に1度試験をやると、テストをやる。こういうところまで踏み込んで、先を決めているわけでありませう。

それで、私どもも考えてみますと、辰野・両小野中学校もありますが、箕輪もうちも、それから宮田も、中川も飯島も、全部中学校は一つしかないわけでありませう。その中学生の3年生の結果がばらばらに出てくると、今度は大変なことになりまして、上伊那じゅうの自治体における中学校の数字の競争に陥る可能性が出てくるわけでありませう。もちろん、南箕輪村中学校の中の個々の数字のやりとりはもちろんでありますが、そういう危険性をはらんだものでありませう。

大熊議員もそうだと思いますが、私も、1960年前後に行われました学力テスト、いわゆるこの犠牲にもなっておるわけでありませう。随分、これは全国的に問題になり、混乱も起こり

ました。その反省の上に立って、文科省ではしばらく学力テストをやめてきたわけです。そういう経緯を頭に置きながら、南箕輪村中学校では、非常にすばらしい発表を、これは全戸に配布しているわけですが、数字を使わずに、どこが悪かった、これからどうしていいか、そういうことを含んだ形での公表をしております。そこだけは、ぜひ申し添えて。

しかし、先ほど、村長も申されましたが、やがてはそういうものを重視した形での公表は考えていかなくちやいけないのかなと思っているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 御存じのように、今、小学校の英語のお話もありましたが、最近のニュースですと、いわゆる学習指導要領で、ちょうど東京オリンピックの2020、小学校でも英語が教科化される。平成18年には道徳教育が教科化されるという、非常に、教育の現場はどんどん変わってまいります。そういう中で、学習指導要領というのは約10年に1回開かれるんです、定期的に。そういう中で、日本の教育をどう持っていったらいいかということだと思っておりますが、やはり教える側がついていけないという現実があります、先生たちの。英語に手を挙げる先生はほとんどいないと。これ、非常に悲しいことであります。先生の獲得をどうすればいいのかという、これは教育委員会の大きな課題であります。これは、村長も含めて、そういうことになると思うんですが、そういう点で、ぜひ先生の確保の努力といたしますか、頑張りといいますか、そういったことを特にやっていただきたいということをお願いしておきます。

5番まで通告してありましたが、ネウボラについても、南箕輪版をやりたいと思っておりますが、このネウボラについては、私の後にも質問する議員もおりますので、これは私が言うよりも、その議員に、どんなことを言われるかわかりませんが、譲りたいというふうに思ってますし、その後の信州型コミュニティスクール。これ、私、県の教育委員会に行ってみて、今、県の副委員長でやっております。ことし、75%が県の目標であります。前の小林校長、大変立派な校長でありました。きっと足跡を残していただいているというふうに理解しております、もう時間ありませんからお聞きしませんけれど、次回質問、そのときに教育長はいませんが、次回質問をしたいと思っております。

また、言いたいことは山ほどあるんですが、私の段取りの悪さで、この3問までとさせていただきます。

最後になりましたが、本当に、私と教育長は、2年弱になります。私が再度議会にお世話になるようになって2年弱になるわけですが、非常に、教育長自身は2期8年、本村の教育行政に大変力を注いでいただき、特に、人口がどんどんふえる。そうすると、子供もふえてくる。そういった教育の現場で、いわゆる教育の教室の確保、いろいろなそういう教育委員会が抱える現場の問題に非常に御苦労されてきたことと思っております。ここ2年弱の間、私も教育長と議論を交わす中で、大変、人間性あふれる、豊かで連帯感のあふれる、しかも潤いのある教育行政をやっていただいたというふうに思っております。ぜひ、教育長を退任された後も、大所高所から本村の教育について、これからも御指導いただけるもの、またいただきたい、こんなふうに思うところであります。2期8年、教育委員長として大変御苦労いただきました征矢教育長に、南箕輪議会構成する議会の一議員として、心からお礼と感謝を申し上げたいと思っております。



一言ありましたら、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 身に余るお言葉をいただきました。とても力不足で、あちこちにいろいろなものをまき散らして退任ということになりますが、どうぞ教育委員会を見捨てないように、暖かいところで御協力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 大変お世話になりました。一つ大所高所から、これからも御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

まだ、2分ほど時間がありますが、この後の問題を続けるには時間が少ないものですから、次回の持ち越しということで、今回、私の質問はこれで終わらせていただきます。十分、私の意図するところが伝わったかどうか。私と村長は、どちらかというと昔からあうんの呼吸で、いろいろやってきた部分もあります。十分、村長には伝わったと思いますし、これからきちんと運営をしていただけるということを確認を持ちまして、9番、大熊恵二の一般質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、9番、大熊恵二議員の質問は終わります。

ただいまから3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時25分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

あらかじめ通告いたしました二つの項目について質問いたします。よろしく願いいたします。

まず最初に、子供の貧困について質問をいたします。

この冊子は、長野の子ども白書という2015年版であります。

この中で、児童憲章、我々は日本国憲法の花神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るためにこの憲章を定める。児童は人としてとうとばれる。児童は社会の一員として重んじられる。児童はよい環境の中で育てられるという児童憲章のもとに、長野県の子ども白書がこの1年をまとめたものです。定価は2,500円でありまして、ぜひお買い求めいただきたいなと思ひますけれど、2015年度版は、子供の貧困が特集されております。

この特集と、この間、取り組んできた子供にかかわる運動と調査をもとに、5項目について質問をいたします。なお、教育委員長さんと村長さんの関係で、ちょっと順序が入れかわるときもありますのでよろしく願いいたします。

昨年、政府が発表した最新数値2012年では、子供の貧困率は16.3%、約6人に1人となっております、年々増加しております。

データファイルとして、ちょっとお届けしてありましたので、ぜひ参考にしてください。一番最後のページに、県別の子供の貧困率、雇用形態があります。長野県は、順位では32位ということで、11.1%の貧困率、ワーキングプア率が7.9%、非正規労働者率が38.8%とな

っています。

そこでお聞きいたします。

まず第一として、福祉医療の窓口無料化についてお聞きします。

白書では、小児科の先生の報告があります。小児科の先生は、これ、一昨年からというのは、去年のもので、その前の年からということですが、長野県の福祉医療給付制度改善を進める会の会長をしている健和会の和田先生であります。昨年、7万4,000の子供障害者の医療費窓口無料を求める署名を持って、阿部知事に面会し、お願いしましたが、実現はしませんでした。子供の貧困対策としても、窓口無料は重要だと言っております。

その中で、ある保育士さんが、2週間もせきが続いている3歳児が、お昼寝のときもせき込んで眠らないので、お母さんに医者に見てもらったほうがよいと声をかけました。お母さんは、ちゃんと見せたほうがよいとは思っているが、今、財布に1,000円しかないので支払いができない。家にある薬で様子を見るしかないと言われました。また、そういうお母さんは、困っていても話をしない、話さないということ、相談してはいけないと言っていると言っております。

和田先生自身も、小児科の医師として、受診してきた子供が余りに痩せているので、話を聞いてみると、子供は、先生、ティッシュペーパーもおいしいものとそうでないのがあるんだよと、空腹に耐えかねて、配られるティッシュペーパーを食べている実態を、これは中日新聞の記事で報告をされております。

緊急でもないのに時間外に受診するコンビニ受診がふえるとか、必要ないのに薬を欲しがるといったお医者さんもいるかもしれません。多くの場合は、医者に行かなくても治るかもしれない、風邪などはそういうことがあるかもしれないと言っております。けれども、そんなことを続けていたら、もっと悪化してしまうことがいつか起こるだろうと先生はおっしゃっています。窓口負担というハードルで、コンビニ受診を減らそうとするのは、貧困層だけを医療から遠ざけることになると言っております。完全窓口無料を実施した群馬県では、時間外受診はむしろ減ったというデータもある。昼間のうちに安心してかかれることで、夜中に悪くなって慌てることが少なくなったのではと言っております。貧困層であっても、子供が健康に育っていきえるようにするための窓口無料は、第一歩として必要なことだと言っております。

この間、県への署名は10万を超え、私自身も、一昨年は多くの方に署名をお願いして、いただきました。特に、障害者施設がありますひまわりの家では、短期間に数十人の人に署名をしていただきました。その思いをまだ実現できていないのは残念でなりません。

全国では、39都府県で窓口無料になっております。窓口無料ゼロの県は現段階で6県のみになっております。厚労省は、ペナルティーと称して、市町村国保の補助金削減措置をしています。それが、長野県でやらない理由になっています。しかしながら、資料にもおつけしましたけれども、全国知事会の要望や国会審議を通じて、削減の見直しを行うと行っております。

歯科治療調査の中でも、窓口無料が求められています。この中にもありますけれども、長野県保険医協会で、学校歯科検診の受診状況や口腔崩壊の実態把握調査を行っております。小学校では、6万770人の健診のうち、2万787人が要歯科受診、要するに、歯科の受診をしなさいという方が34.2%、そのうち受診した児童は57.2%で、残りの42.8%は受診をしてい

ないという報告です。中学校では、25.6%が要受診というふうになっていますが、そのうち、62.4%が受診をしていないという報告になっております。そういう中で、保健の先生が、口腔内崩壊状態、ほとんど歯が残っていないような状態の子供を見たことがあるというのが、小学校で47.8%、中学校で39.1%もあるという報告もされております。受診しない理由は、親の意識が53%、家庭環境が18.4%、経済的理由が15%となっておりますが、家庭環境も、父子、母子、外国籍など、貧困との関連もあると思われまます。

本村では、これは30年前の話ですけれども、うちの子供たちの保育園時代には、全国で競って歯磨き、歯の健康に取り組まれ、村の保育園は全国でもすぐれた実践となっていました。そのため、今、うちの子供たちも、歯磨きはとても熱心ですけれども、三つ子の魂百までと言いますか、その孫たちも、歯磨きは厳しく取り組まれていて、おばあさんから見ると、そんなにやらなくてもいいんじゃないかと思うほどのときもあります。

歯と全身の健康との密接な関係が報告されていますが、親が子供を医療機関に連れていきやすい環境の整備として、医療費の窓口無料化は必要な事項と考えていると言われています。

村長は、県の医療福祉部会の一員となっております。ぜひ、村民の声を受けとめて、県として、一日も早く福祉医療窓口無料の実現を求めていただきたいと思います。御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、福祉医療の窓口無料化についての御質問であります。

この問題につきましては、三澤議員から、過去何回か御質問をいただいている経過があるところであります。多くの県で窓口完全無料化を実施している状況というのは承知しておるところであります。しかし、それぞれの県によりまして、所得制限があったり、年齢の差があったり、そういうことはあります。内容が一律ではありません。そんな点はぜひ御理解もいただきたいなというふうに思っておるところであります。

この医療費の窓口無料化につきましては、一番の要因は、議員御指摘のとおり、国保の国庫負担金の減額調整措置、ペナルティーであります。しかし、これにつきましては、早急に見直すべき意見が大半を占めているところであります。そういったことを受けまして、厚労省は、平成29年度から、国保の国庫負担金の減額措置の見直しを念頭に、年内の調整を進めている状況であります。また、日本一億総活躍プランの中でも、国保の国庫負担金の減額措置の見直しを含め検討し、年末までに結論を得るということになっておるようであります。

こうしたことを受けまして、県におきましては、長野県福祉医療給付金事業事例研究会において、現物給付を導入した場合の事務処理上の課題などについて今検討しておるところでございます。今、そんな県の状況であるという、こういったことはそういう状況であります。

また、この問題については、本村だけで完全窓口無料化をやるというわけにはまいりません。これ、医師会との関係があります。いろんな事務手続の問題があります。そういったことで、県下で統一をしてやっていかなければならないという状況がございますので、そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

私も、御指摘のとおり、県の医療審議会やいろんな委員も、町村の代表として委員としてなっておりますけれども、審議会は、いわゆる諮問に応じて審議をするということでありま

す。こういった諮問がございませんので、そんな点はそういう御理解もお願いしたいというふうに思います。

このペナルティーがなくなっていけば、当然そうなるのかなというふうには思っておるところでありますし、今、県でもそういった事務処理上の課題を検討しておるところでございますので、今その動向も注視しておるといふ状況であります。

また、歯科医療調査のお話がありました。

数値は、三澤議員承知をしておるとおりであります。この歯科の部分につきましても、経済的理由から、未受診のまま口腔崩壊に至るといふことは、看過することができないというふうに私自身は思っておるところであります。ただ、この問題も、医療費無料化、これ、全く同じ問題でありますので、この場で実施するといふことは申し上げることはできないところでもありますので、そんな点はぜひ御理解をお願いいたします。

ただ、この調査結果の内容を見ますと、未受診の理由のトップが親の意識という、こういうことがトップになっておるところでございますので、この辺は、この意識を変えていかなければならないというふうに思っておるところであります。したがって、学校と保護者の連携を密にし、子供の健康を守っていくことに力を入れていく必要があるのかなというふうに思いますので、この辺は、また教育委員会をお願いをしておきたいというふうに思います。親の意識でそういうことが起こらないように、そんな通知も出していただければというふうに考えておるところであります。

医療費無料化には、過去からいろんな議論があるところでもあります。無料化にすれば、医療費がかなり伸びるのではないかと、そういった議論もあるところでもありますけれど、全国各県の部分を見ますと、ほとんどが完全窓口無料化となっておりますので、いずれはそうやっていくのではないかなというふうに私自身は思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今おっしゃったように、流れだというふうに思いますし、圧倒的多くの県は、たとえペナルティーがあろうと実施しているということでもあります。

私も、孫を東京で歯医者さんへちょっと連れていったことがあります。親が時間がなくて、連れていく余裕がなかったので、おばあちゃんが連れていったわけですけども、やはり受給者証さえ持っていけば、お財布を持っていかなくて済むという状況は、全国では当たり前と。長野県へ引っ越してきた方は、何で持っていくのと、受給資格がありながらという話は多く聞いております。もう県としても、一刻も早く決断をしていくことが大事かなと思いますし、そういうことをぜひ医療部会のほうでも提言をしていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、就学援助の調査結果と学校での状況について、これもまた、資料をおつけしました。

後ろから2番目の自治体別就学支援実態調査結果というのがあります。これは、上伊那医療生協の安心まちづくり委員会で、上伊那の状況を全部調査いたしました。本村でも、小学校で8%、中学校で10%の対象者数となっております。

就学援助制度は、法律は、市町村が実施することになっており、義務教育を受ける家庭の生活保護基準に該当する要保護、準要保護に支給されるものであります。

全国では、1997年は6.6%でしたが、2012年は139万人、14.1%になっております。県別では、山口県が最も多い23.86%、続いて大阪、高知、東京となっております。一番少ない県が静岡県の5.6%であります。地域、県で違いはありますが、申請、給付は市町村が決めて運用していることにあります。

本村では、今までも、必要な人が受けられるよう、申請の方法、認定についてもおちがないうよう、繰り返し求めてまいりました。村では、毎年入学時に全員に書類を配布しています。

そこでお聞きしますが、書類と説明書の配布と同時に、申請書をつけているのでしょうか。そして、これは全家庭から確認できるようになっていきますか、お聞きしたいと思います。また、本件の認定要件はどのようなものになっていきますか。生活保護の基準見直し、引き下げが行われ、それに伴って認定基準が下がるとあり、本件の認定基準についてお聞きいたします。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

三澤教育委員長。

教育委員長（三澤 久夫） 就学援助の状況と子供の貧困対策についての御質問であります。

認定要件につきましては、準要保護者につきましては、例えば、村民税の非課税だとか、減免だとか、あるいは国民健康保険上に基づく保険料の減免だとか、執行猶予、徴収猶予等の措置を受けた者としております。

申請者と認定状況を申し上げますと、過去3年間で言いますと、平成25年度は111名の申請に対して93名の認定、平成26年度は131名の申請に対して124名の認定、平成27年度は141名の申請に対して125名の認定、それぞれ支給してまいりました。今年度は、8月末現在ですけれども、140人の申請に対して129人を認定している状況です。全体に占める就学援助者の割合ですけれども、平成25年度まではおおむね6%台で推移してきておりますけれども、平成26年度からは9%近くになっておるといふふうに思っております。こうした状況から、今後もしばらくは、児童生徒数の増加とともに、就学援助者数も増加していくのではないかなというふうに思われます。

現在、教育委員会では、こういった要保護・準要保護就学支援のほか、新たな支援策を来年度実施に向けて検討中であります。

また、学校でできる子供の貧困対策についてですけれども、保護者の相談だとか、あるいはアドバイスなどを行いながら、学校に通う子供さんの学力が保障されますように、少人数の習熟度別指導だとか、あるいは放課後補習などの取り組みが考えられますけれども、なかなか学校側で貧困に悩む家庭内に踏み込んで支援をしていくことが難しい状況であります。貧困によって、子供たちの無限の可能性の芽が摘まれてしまうことがあってはならないというふうに思っております。それぞれの子供たちが夢と希望を持って成長していけるよう、今後は地域のボランティアの方々の御協力もお願いしながら、教育現場で何ができるか、考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ちょっと済みません。質問がちょっと途中で終わりましたので。

まず、認定について、申請をして認定された数を今お知らせいただいたんですけれども、入学時に全員に書類を配布すると、そのときに、申請書を一緒につけているのかどうかとい

うことと、その申請書は、一応全部回収して、必要か、必要じゃないかということを確認する作業がまず大事ななというふうに思うんですけども、そういうふうな申請の仕方をしていのかどうかということをお聞きしたかったわけでありまして。

あと、認定の基準が、生活保護基準による場合が多いので、それに本村ではどれだけの、あと実態を加味した状況ができるかどうかということをお聞きしたいと思います。

今お聞きしますと、やっぱり申請に対して、認定から落ちた家庭は、実際のところはどうなのかということも含めて、ちょっと申請があれば、そのところは経済的困難、いろんな、校長の確認状況とか、そういうボーダー上の人たちも救えるような状況があるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 三澤議員の質問にお答えしますが、事務的な申請書類を全生徒につけているかという部分、ちょっと事務処理の中身になりますので、それは確認して、後でお答えをいたします。

また、要保護、準要保護の関係の認定でございますが、今のところ、いわゆる、先ほど申し上げました村民税を課税されていないだとか、減免、あるいは国民年金保険料掛金等の話をしましたが、これ以外に、村では独自の、御承知のように、家族全員の前年の収入合計の金額が基準、いわゆる額の、生活保護基準額の合計額の1.3倍以下を認定しておりますので、総合的に勘案しまして、こういったものの要件がかなう場合には認定しているという状況でございます。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） あと、小中学校とも、入学前にいろんな準備が必要になるわけがありますけれども、例えば、新潟市では、小学校6年生については入学前に支給とか、福岡市では、小中学校ともに入学前に3月支給にしたということがあります。貧困対策が重要になる中で、できるだけ保護者の状況に配慮して、学校教育がスムーズに進むように図っていききたいということでありまして、ぜひ、そういう点でも考慮をお願いしたいなと思います。

今、お答えもいただきましたけれども、ちょっと子供の貧困対策として、伊那北小学校の取り組みがこの白書の中にもありますけれども、2008年の派遣切りが問題になる中で、校長先生が緊急提言として、家庭、地域に、憲法26条教育基本法、第3条、第4条を掲げて、協力を訴えました。学校徴収金の見直しや行事の見直し、学用品、運動着、リュック等の再利用などを呼びかけました。学年の一斉購入品も、家にあると聞いての準備や、辞書やそろばんは学校予算で購入して配置する。学用品で、採用できるものは貸与で済ませる等々、さまざまな工夫をいたしました。再利用の呼びかけは、全家庭に向け協力を、進学時は中学校へも、例えば、制服とかそういうものがあるかどうかという協力要請もしました。就学援助についても、伊那北小学校では、このとき積極的に説明を行い、受給者は20%になったと報告されています。どの子も引け目を感じないで、平等に学ぶことができる学校を目指すということで取り組んでおります。

入学の伊那北小学校のような取り組みは、本村ではできるのかどうか、その点だけお聞きします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 先ほど、委員長のほうからお答えしましたが、教育委員会の中で

は、今まで話があった制度のほかに、3月とか2月の段階で貸し付けができるかどうかということについて検討は始めております。まだ結論が出ませんので、御承知を、御理解をお願いしたい。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） あと、学用品の再利用とか、制服とかの準備について、ちょっとお願いいたします。

議長（原 悟郎） 学用品の、伊那小学校の例を今挙げてありますが、村でもできるかどうかという。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 学用品、あるいは制服の再利用という話ですけれども、今、中学校で、現在、リユース制度、2年前からルールを決めまして、その前からも取り組んでおりますけれども、そういった取り組みはルールを決めております。今、いわゆる学習施設、生涯学習施設の建設に伴って、中の改装もあわせて、そういったスペースも確保するために、そういう改造はしている経過がありますので、そういったことも取り組んでまいりますし、小学校の関係につきましては、具体的にはちょっと検討はなされておられませんので、これはまた今後の課題だと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） それでは、先に4番のほうをちょっとお聞きしますけれど、高校の授業料の無償化であります。

自民党政権になって所得制限がつきまして、無償化には所得の申告が必要になりましたが、困難な働き方をしている人ほど所得申告の実務が難しいと言われております。無償化で排除される心配があると言われております。

また、高校生の、いや大学生のブラックバイトや、卒業さえ困難な過大な授業料、卒業しても平均300万、多い場合は1,000万以上の借金を背負って社会に出るということで、全労働者の4割が非正規雇用という状況で、低賃金が拡大し、有利子の奨学金は返済が大きな負担になっています。

県では、給付型奨学金を今度創設したということですが、本村での高校、大学生、専門学校生などの就学支援はどのようになっていますか。また、給付型奨学金について検討する必要があると思いますが、お考えをお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 奨学金のお話でございます。

教育委員会というよりも、財政措置が伴う問題でありますので、私のほうから答弁をいたします。

本村では、いち早く貸付型の奨学金制度を設けたところであります。これは、利子補給や保証料の補助をするというものであります。

給付型につきましては、今、国のほうでも検討しておるところであります。平成29年度の予算編成過程を通じて、制度内容等について結論を得て、実現すると、こういうふうに明記されておるところでありますので、その辺の様子を見ていかないと、本村では何ともお答えができないところであります。国でもそういうことを実施していくということになろうかと

思いますので、期待をしておるところでございます。日本の将来を支える若者のために、国民が納得できる制度設計をしていただければ、本当にありがたいなというふうに思っておりますし、経済的理由によりまして、学力の受ける、そういったことが損なわれないようにしていかなければならないということでもあります。

私は、一番のこの問題の根本的な部分は、やはりこの資料にありますけれども、非正規労働者が余りにも多いということでもあります。40%、これは本当に異常だなというふうに思っております。このことも含めて、国でいろいろ検討をしていく必要があるのではないかなというふうには思っておるところであります。このことが解決しないと、地方創生、幾ら頑張っても、なかなかそれは難しいという状況もあります。いろんな問題に絡んでまいりますので、その辺は国できちんと対応していただければというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） それでは、3と5とあわせて質問いたします。

貧困問題にかかわる法律として、生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されました。自治体が持っている情報を活用して支援を行うことができるということで、例えば、住民税非課税世帯、国保の滞納者などに、生活に困っているのではないかと呼びかけて、相談に乗り、生保の利用や助言等の支援を行うことができます。また、ひとり親世帯では、病気等で就労困難な家族もあり、課を超えた素早い対応が求められています。

本村では、さまざまな相談の際に、課を超えてこういう取り組みをしていただいていることは承知しておりますけれども、就労支援等、村ではどのように取り組んでいるか、お聞きいたします。

また、こども館については、多くの方が質問しておりますので、一つだけ、今、公民館で行っている子育て支援室の活動は、こども館の中で安心して相談できる体制にあるかをお聞きします。

職員体制や組織、運営については、今検討中ということではありますが、それぞれの現場の声をよく聞いて、建設に反映していくことが大事だというふうに思いますが、現状の進捗状況をあわせてお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 生活困窮者自立支援法についての御質問であります。

これ、生活保護に至る前の段階で支援を行う支援策として、こういった法律ができたところであります。

本村では、早期支援につながるように、庁内各部署での情報共有と連携により、それぞれの部署に役割をおいた支援を行っておるところであります。また、県等とも連携をとりながら、支援等につなげられるよう、一人一人の状況に応じた支援計画を作成した支援会議というのを行っております。したがって、そういった会議におきまして、いろんな意見を出し合いながら、早期に支援できるようにしておるところであります。まさに、これは横の連携が大変重要となってまいりますので、そういったことをしながらやっておるのが実態であります。一時的な支援というのにも必要になるときがあるわけであります。事実そういった事例もあります。食料の確保だとか、いろんな事例が出てまいります。社協やまいさば上伊那、福祉事務所と連携して対応しておるところでございます。



それから、ひとり親世帯の就労支援の問題であります。

ハローワークのひとり親世帯サポート事業や長野県のひとり親の就業支援事業等、求人情報や就業に向けての教育訓練、資格取得や助成をこういった部分で行っておりますので、村では、これらの情報を児童扶養手当の現況届の申請書と一緒に送付して、周知を図ってきておるところであります。情報提供をしっかりとやっておるところであります。

また、県の事業で、毎月、役場の多目的相談室で実施しております女性の就業相談につきましては、ことし10月から、子育て女性再就職トータルサポート事業として、これは村が実施してまいります。この事業につきましては、専門の女性就業支援トータルアドバイザーを配置いたしまして、女性の就業に向けて支援をしていきたいということで、村がやっていくということになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。また、多くの御利用をいただければと願っておるところでございます。

それから、こども館の問題であります。

今、検討をしております。公民館で行っております子育て教育支援相談室、どうなるかということでもありますけれども、当然、こども館の中に配置をしてやっていくということで今進んでおるところであります。

職員体制につきましては検討中ということでもありますけれども、専門職として正規の保健師を採用することになっておりますので、保健師は配置してまいりたい。そして、臨床心理士も配置をしてまいりたいと考えておるところでございます。あとは、館長や事務職、あるいは、一番問題は放課後児童クラブの指導員であります。これ、本当に大勢の皆さんにお願いしなければなりませんので、この辺の体制はどうしていくのか、細部について詰めておるところであります。こういった関係につきましては、来年度の職員採用の中で措置をしていかなければならない部分もあるわけでもありますので、十分配慮をしてまいります。

それから、現場の声をよく聞いてということでもあります。

今、それぞれの担当課の会議の中で、現場の声は聞きながら詰めておるということでもありますけれども、現場の声を聞くことも大事でありますけれども、ある面、課の枠を超えるという部分はなかなか難しいところがあります。したがって、その部分は、私自身の考え方で、トップダウンでやっていきたいというふうに思っておりますので、その辺はそういう御理解をお願いしたいというふうに思います。えらいワンマンということではありませんけれども、組織機構の中で、課の枠を超えてやるということになりますと、これはなかなか職員も動きが鈍くなります。したがって、その部分はトップダウンで私はやってまいりますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 強い指導力で、ぜひいいものができるように期待しております。

それでは、2項目めとして、介護保険とこれからの医療、介護についてお聞きします。

1として、29年度から介護保険要支援1、2の介護予防・日常生活支援総合事業がスタートします。準備期間が残り6カ月ですが、形が見えてきません。3月議会でもお聞きしましたが、その後の状況について質問します。

1、介護予防生活視線サービスの内容と利用単価について確定はいたしましたか。

2、現行と同じサービスが今利用している介護事業所にそのまま継続していくことについ

て、事業者への説明と報酬単価、人員基準や運営要件などは説明できておりますか。

また、住民主体の多様なサービスとして、ボランティア養成の状況とまっくん支え愛事業の充実体制はできていますか。

また、各地区で、地域ケア会議が行われ、現在、村内でどのような取り組みが行われているかをお聞きします。

北殿サロンは、隔月で、高齢者交流事業と交互に取り組んでおりますが、試行錯誤の状況で、どちらも要支援1、2の現行サービスにかわるものではないというふうに思います。

全体として、ボランティアでというようなことで、国のほうの方針が変わってきておりますけれども、介護職と専門職がこういう生活支援も含めて行ってこそ、自立の体制がより図られて、重症化しないという点では、その点をしっかりとやっぱり確認していただきたいと思います。

以上、ちょっとお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護保険についての御質問であります。

単価だとか、そういった部分の質問でありますけれども、総合事業におきましては、現在の基準から若干緩和した基準と単価で実施するサービスAを村が設定する必要があり、現在、要支援認定者が利用している通所介護、あるいは訪問介護事業所を村が指定して、サービスAの受け皿として整備していくことになっておりますので、そういった事業所と御意見をお伺いしております。どの事業所も、経営的には大変厳しい状況もありながら、サービスAにつきましては実施をしていただける旨の回答をいただいておりますので、その点はそんな御理解もお願いいたします。

一方、住民主体のサービスも立ち上げていかなくはなりません、これはすぐに具体化できるという、なかなか難しいところがあります。至難のわざであるというふうに思っております。

村では、まっくん生活支え愛事業で、有償ボランティアを活用した事業を行ってまいりましたので、当面はこの事業を充実させていく必要があるというふうに考えておるところであります。したがって、さらに充実はさせてまいります。

今年度、社協と協同しながら、支え合いの地域づくりを目指した地域支え合いセミナーを実施しておりますが、受講された方が何らかの行動、活動に結びつけられるよう、終了後も継続して支援もしていきたいと考えておるところであります。こういったことを繰り返しながらやっていかなければならないというふうに考えておるところであります。

地域サロンのような取り組みも始まっておる地域もありますけれども、それは隔月であったり、月1回であったりとか、大変難しい部分があります。そういったものをどう支えていくのかという、この人材が問題であります。地域ケア会議も開催しながら、地域での意識の醸成を図ってきておるところでありますけれども、これは本当に難しいところあります。村や社協がどう支援できるのかということも、引き続き考えていかなければならないというふうに思っております。こういった取り組みが、回数が定期的に開催されるようになりますと、地域支援事業としての運営にかかる活動経費が補助対象となってまいりますので、そういったところまで持っていくことができれば、これは本当に好ましいというふうに思っております。そうなるように、また村も考えていかなければならないというふうに思ってお

りますけれども、本当にこれは難しい問題であります。人材をどう確保していくか、このことの問題がありますので、引き続き、地域とも協力を取り合いながら、村の支援方策というのを検討してまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、今までの事業者の皆さんがサービスAの緩和したものでも受けていただけるといってお話になっておりますので、当面は安心かなと思いますけれど、ただ、多分80%ぐらいでいくと思いますので、その分については、内容が落ちるといことは確かだというふうに思うんです。

昨年4月に、介護報酬の大幅な引き下げがございました。県議団でも、その実態調査を行って、前もお話いたしましたけれど、小規模の事業所では10%の引き下げで、経営状況が深刻になっていて、このまま続けられるかというアンケートにも、もう続けられないのではないかというお答えもいただいたところもありまして、伊那市でも、既に事業所が閉鎖したとかということが何件か報告されております。

県では、この間、宅老所をたくさんつくってきました。村でも、地域密着型の介護施設としてたくさんつくり、皆さんが利用しておるところであります。総合事業では、さらに報酬単価が下がる、今の状況でも下がるわけですけれども、これ以上続けられないという声もあります。

県内でも、例えば、豊丘村では、独自の運営補助金を、制度をつくったということで、小さな事業所ではそういうものを全部支えていくことがなかなか難しいということで、予算化して支援しているところもあります。

今後は、今のところは受けていただけるといことにはなっていますけれども、自治体での支援をする必要があるのではないかということで、介護に市町村ごとの差が出るようなことがないように、ぜひ検討していただきたいということでもあります。

3として、続けてですけれども、あと6カ月になった時点で、全部の形がちょっと示されてこないのは、南箕輪だけなんです、実は。全市町村のものを私はもらってあるわけですけれども、示された段階で、利用者や家族に説明する期間があるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 前段の補助制度の話がございました。村でも、幾つかの通所介護事業や宅老所というのはあるわけであります。地域密着型の移行というふうなことで、村の指定、こういうことになっております。

豊丘村の話がありましたけれども、豊丘村では、建物の家賃分を補助するというものというふうなことであります。ただ、これは、村で貸し出している建物の賃料5万円を、村が貸している賃料の5万円補助するというものでありますので、公の施設を使っている部分ということで御理解もいただきたいというふうに思います。

本当に、介護というのは、これからさらに必要になってくるというふうに思います。ただ、国でも報酬単価の切り下げだとか、介護保険、いろいろ制度改正というのが行われてきております。要は、これ、介護にお金がかかるという部分であります。利用者の2割負担というふうな話も出ておるところであります。そういった部分をどう対応していくのかというのは、

国全体の大きな問題であります。要は、消費税の絡み、こういうことも出てくるというふうに思います。

現状の中で、全て、介護にお金がかかり、医療にお金がかかり、じゃあ、日本の財政はどうなっていくのかという部分の問題になってくるわけでありますので、そういった負担をどう求めていくか、あるいはそういった税をどう創設していくのか、こういうことも私自身は大切であるというふうに思っておりますので、その点は、補助やそういう部分だけよくして、そのほかは現行のままというわけには私はいかないんじゃないかというふうに考えておるところであります。

それから、事前説明の話であります。

総合事業への移行時期が近づいておりますので、ケアマネジャーの御協力もいただきながら、個別に説明をさせていただいておりますのであります。その中で、移行に際しての不安や要望をお聞きし、丁寧な対応をしております。その点はそんな御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今も、税と社会保障の全体について、国としてどうしていくのかというところも含めて見ていかなければならないという話であります。

実は、参議院選が終わった直後に、これは前から決まっていたことではありますけれども、医療、介護と社会保障の改悪が発表されまして、75歳以上医療費窓口負担、介護保険の利用料が1割から2割に、今度、全員になると。また、要介護1については、今回保険外しとあわせて、今、介護保険の適用になっているベットや歩行補助の福祉用具貸与が自己負担になるとか、療養病床削減が県でも検討されておりますけれども、本当にここで一番必要とされているところが、介護認定率もこのままでは大変なので縮小していくというようなことが発表されて、今後の動きがどのようにしていくか、村長さんも国の動きを見ていくしかないわけでありましてけれども、この辺について、これから予想されるいろんな社会保障の切り下げについて、どのような動きになるかというようなところ、お答えしにくいとは思いますが、税と社会資本に対する税金の使い方も、消費税だけでなく、いろんな提案もされております。そこも含めて、やっぱり見ていかなきゃならないなというふうに思っておりますけれども、よろしくお祈いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 高齢化社会、長寿社会になればなるほど、社会保障制度というのが経費がかさんでくるわけでありまして。その財源をどうするのかという議論もあわせてやっていく必要があるというふうに思っております。消費税が延期となりました。これはこれでいろんな理由がありますので、やむを得ないというふうに思っておりますけれども、やはり社会保障と税の一体改革をやっていかないと、私は日本はもたないだろうというふうに個人的には思っております。

三澤議員は、よくほかから財源をとる部分で言われますけれども、国もいろんなことをやっていかなければなりません。防衛も必要であります、今の社会状況の中から言いますと。そういった部分、いろんなところに金がかかりますので、経費がかかりますので、そういった税と社会保障の一体改革というの議論も加速させていただければというふうに思ってお

るところであります。そんなことで御理解をいただきたいというふうに思います。

病床数の話が出ました。

私も、長野県の地域医療構想策定委員の一員として、議論に参加してきたわけでありまして、想像したとおり、病床数の削減となってまいります。しかし、これはあくまでも目標ではなくて、参考値ということで、計画の中にきちんとうたうことになりました。うたうことにしていたところでもあります。医療機関所在地ベースということでもあります。県が病床数の削減をするという、こういう性格ではないということをしかりと明記していくということになったところでもありますし、同時に、高度急性期につきましては、医療機関所在地ベースになることは当然のことでもあります。そのほかの部分につきましては、患者住所ベースに戻ってくる可能性がありますので、その数値も提起していくということになりましたので、その点につきましては一定の役割は果たせたかなというふうに考えておるところであります。

上伊那の中で言いますと、これ、まだ決定ではありません。これから、いろんなパブリックコメントを求めたりしながら、最終的には11月、2月の委員会の中で決定になりますけれども、稼働病床数が1,186で、病床の推計値が1,153でありますので、若干今の病床数より減るということでもあります。そんな点は御理解もいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 答弁漏れだか、答弁調べてからする。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 即答できないで申しわけございませんでした。

先ほどの受給申請書の件でございますが、確認をいたしました。案内通知とともに、全部の児童生徒に配布をし、希望者からの申請をいただいているということです。よろしく願いします。

8番（三澤 澄子） 終わり。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っておりますが、あす15日の午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午後 4時18分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 8 年 9 月 1 5 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

4 番 丸 山 豊

5 番 百 瀬 輝 和

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	藤田貞文
副村長	原茂樹	子育て支援課長	有賀由起子
教育長	征矢鑑	産業課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	建設水道課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋	教育委員長	三澤久夫
住民環境課長	埋橋嘉彦		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

## 会議のてんまつ

平成28年9月15日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続きまして一般質問を行います。質問順に発言を許可いたします。

それぞれ、的確な質問、答弁をお願いいたします。

4番、丸山豊議員。

4番（丸山 豊） おはようございます。議席番号4番、丸山でございます。

先に通告いたしました大項目2点についてお願いいたします。

最初の1点目でありますけれども、広域交流圏の実現が間近に迫るということでお願いいたします。

全国規模で、各自治体では、基本計画のもとに地方創生総合戦略を位置づけて、さまざまな取り組みを本格化してきています。

本村でも、読み聞かせ、故郷名物に始まる先行型から、27年補正の加速化交付金、28年当初予算の推進交付金など、国からの財政支援もあり、積極的に受け入れ、取り組む姿勢が見られています。取り組まない、あるいは取り組めない自治体があるのに、本村は見事であると思っております。現在、きょうの報道なんかを見ますと、なかなか、まちと、あるまちと、議会のほうがうまくいかないような記事もありましたけれども、うちの村はそんなことがないような格好で進んでおります。結構なことだと思います。

これらの取り組みによりまして、国が期待する方向と村が求めるものが現実となることを期待するものでございます。

国の政策目標である、一つ目が、地方における安定した雇用を創出する。村版では、立地特性を生かした職住近接の村づくり。二つ目が地方への新しい人の流れをつくる。村版では、若者定住と郷土愛の醸成による、帰ってきたい村づくりについてであり、この二つは相互に関連していて、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む流れとなっています。

まず、最初に伺いたいのは、最も身近な問題として、伊那インター線周辺に変化は起こるかであります。来年、29年の9月開設が予定される小黒川スマートインター設置に伴う村への影響であります。

伊那市の総合戦略資料によりますと、小黒川スマートインター開設により、平成30年、伊那インターの出口車両数KPIは、現状値と比較して、1日670台余りの減少となっています。現在は、出入り口、乗ったり、おりたりが9,000台のような形でありますけれども、出口の車両数としては670台余りが減少となっています。

伊那市では、高速道路とのアクセス性、利便性などの向上で、大規模災害時の迅速な対応、工場団地への企業誘致や観光振興の促進などを整備効果として上げております。

我が村は、雇用の安定化と新たな雇用の創出を求める職住近接の村づくりを掲げており、



そういうことであれば、歓迎すべきスマートインターともなるとも思いますが、一方で、交流人口の減少となってしまいます。今年度からの5次総合計画による施策では、主要道路伊那インター線沿線の商業ゾーンの形成を誘導するとのことですが、村長は、伊那インター線沿線の今後をどう考えているか、お伺いいたします。全体のスパンでお答えいただければと思います。

実際、アクセス道路には、コンビニ、食事どころ、ビジネスホテルなどが複数存在しております、地元商店の皆さんは危機感を持っていますが、伊那インターがなくなるわけではありませんので、何らかの対策もあり得るのではと思います。御所見をお願いいたします。

また、春日街道より東側は、伊那市地籍であり、農振地域となっておりますが、なかなか農振除外となりません。市の計画と市の農業委員会には、さまざまな考えの違いがあるようでございます。市との交差点に隣接する西側の南北は南箕輪村地籍で、信州大学の所有となっておりますが、インター線沿線商業ゾーン形成誘導について、御所見をお願いいたします。特に、この部分的な問題についてお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 4番、丸山豊議員の御質問にお答えをいたします。

伊那インター線周辺の変化という御質問であります。

御承知のとおり、小黒川スマートインターチェンジの開通により、交流人口が減ってしまうのではないかとということでもあります。

5月現在、全国で事業中のスマートインターチェンジは74カ所あるようであります。小黒川のインターチェンジとともに、駒ヶ根もスマートインターを計画しておるところであります。

全国的な傾向を見ますと、そのほとんどで、整備効果の一つであります交通の分散化によりまして、隣接のインターチェンジの交通量が減っているようであります。したがって、伊那インターチェンジの交通量も、小黒川のスマートインターチェンジの開通特需も手伝って、一時的には大きく減少するものと考えております。この点につきましては仕方がないという考え方を持っておるところではありますが、一方では、渋滞緩和という部分も期待ができるのではないかなというふうに思っておるところであります。

しかし、何もしないというわけにはまいりません。減ったままでいいということにはならないわけでありまして、村のできることにいたしましては、交流人口増加に向けて、本村の魅力を発揮することが重要であるというふうに思っております。そのためには、昨日もお話をいたしましたけれども、大芝公園の道の駅、どうしてもこれは登録をしてまいりたいというふうに思っております。そういったことを核にしながら、森林セラピーや体験型の観光イベント、そういったことを充実させながら、新たなサービスの提供など、大芝高原周辺のさらなる活性化が必要だと考えております。また、同時に、経ヶ岳につきましても、ジオパーク申請というような状況に至っておりますので、山の日も効果もありまして、そういったことも考えていく必要があるというふうに思っておるところであります。

ただ、伊那インターには、はびろの公園、そういったところは必ず伊那インターでおりなければならないということもあるわけでありまして、落ちつけば、かなり戻ってくるのではないかなというふうには考えておるところであります。

また、商業ゾーン、確かに商業ゾーンということで位置づけておるわけであります。あの周辺には、ホテルもあり、いろんな飲食店もありというようなことでありますので、そういったことを考えれば、対策は、今申し上げたような対策はとってまいりたいというふうに考えておるところであります。

そして、同時に、伊那インター線の春日道交差点の西側、信州大学農学部用地であります。まさに、村の一等地、商業地域が信州大学農学部用地となっておるところであります。あの場所につきましては、本当に村の発展のための最も重要な場所であるというふうに捉えております。過去にも話をした経過がありますが、これはどうにもならないという状況でありました。しかし、今後のいろんな地域環境だとか、あるいはリニア中央新幹線開通や三遠南信自動車道の開通に向けて、このままでいいというわけにはいかないというふうに私は思っております。したがって、時間はかかりますが、粘り強く協議をしていくことが必要だろうというふうに思っております。そのためのテーブルについていただく、この努力はしていきたいというふうに考えておるところであります。早急に結論が出る問題ではありませんけれども、テーブルの俎上にのっていただき、お互いに協議をしていくことが大切だろうというふうに思っておりますので、ワーキングチームが双方で意見交換しておりますので、そんなことで問題提起はしてまいりたいなど。今まで、商業施設の進出の話がありましたときに、若干そんな話もした経過はありますが、正式にそういった場での協議というのではないわけでありますので、そのテーブルの俎上にのるように努力していきたいというふうに考えておるところであります。この件につきましては、本当に時間がかかりますし、地価の問題もありますし、難しい問題もありますけれども、時間をかけながらやっていかなければ、村の本当の玄関口でありますので、何とかしていかなければならないという気持ちは持っておりますので、俎上にのるように努力してまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 全体的なスパンの中で考えたときに、交流人口が減少するというのは、道の駅、あるいははびろの公園、みはらしファーム、それから権兵衛のことも考えれば、まだまだ開発と言ってはなんですが、お客を呼び込む、誘客の考え方は幾らでもできると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、後でお話をさせていただくりニアだとか、三遠南信があいてくることによって、またそれなりの人口、交流人口がふえてくると思いますので、積極的な考え方を持っていていただきたいと思います。

また、今言われた信大の農地のところでもありますけれども、実は、あそこは神子柴の地籍になるものですから、私の近くの方も、田んぼ、かなり皆さん所有しております。もう既に、土地を手放したくて、いわゆる農地を放したくて仕方がないというか、そういう方たちが結構おるところでございます。だから、その人たちとの話、信州大学のあの土地が、あそこでもなくても田んぼは幾らでもできるんであって、勉強することも幾らでもできるんであって、せっかくいいところに面しておるものですから、有効な土地利用を考えていただくような形で、信州大学のほうとも話をさせていただけることが大事なかなというふうに思いますので、ぜひ、そこら辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。時間もかかることかもしれませんが、粘り強くお願ひしたいと思います。

次の2番目のほうへ移らせていただきます。

この2番と3番、リニア新幹線、三遠南信、それから郷土愛、地域振興ということで書かせていただきましたが、実はこのところの質問、私は産業振興と地域振興ということで、主に商売をやられている方というか、事業をやられている方について、積極的に村が後押しをしなきゃいけないという意味で言っているところでもありますので、お願いいたします。

リニア新幹線、三遠南信自動車道開通により、どのような変化が見られるかであります。

先のことでもあり、南信州広域のエリア内であるため、リニアについては、行政以外で余りホットな話題とはなっていない感じがしております。ただ、国策事業でもあり、今回の経済対策では、リニア全線開通の前倒しが閣議決定され、明らかに前に進む方向であります。

三遠南信自動車道の開通については、リニアの開通が平成39年度と予定されており、これに伴っての全線開通の年度目標が求められてくると思います。

これらのインフラ整備で、南信州は劇的に一変するものと考えられ、上伊那においても、小黒川と平成30年3月開設予定の駒ヶ岳サービスエリアのスマートインターを整備した中央道や、153号の複数のバイパス開通効果により、大きな恩恵を受けるものと考えます。そうであれば、年を追うごとに、南信州同様、劇的な変化となるのではないのでしょうか。

広域連合でも、リニア中央新幹線開通を見据えた上伊那地域将来ビジョンとして、市町村の役割などを求めている部分もあります。当然、我が村も、その恩恵を受けることになるわけですが、移動時間の短縮による農産物や製造業などの物流による販路の拡大、観光を見据えた新たな取り組みなど、先を見通した準備は必要でないか伺います。

また、上伊那のある中小企業のオーナーは、変化は最大のチャンスであり、小回りを武器に、いろんな挑戦をすることができるとおっしゃっています。村は、商工会に対し、補助金などの支援はしていますが、太平洋側物づくり製造業地帯への売り込み応援など、地域活性化支援策として、製品の売り込み、PRなどの支援も積極的に進めていくべきと考えるが、いかがでしょうか。人的支援という意味でございます。

10年後には、風景は変わっておりますから、今から準備だと考えます。いかがでしょうか。

かつての国土の均衡ある発展は是正されずに、現在、今なお、東京から太平洋ベルト地帯は一極一軸構造が形成されていて、産業の交流相手先には申し分のない地域であります。お願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通関連による質問でございます。

御承知のとおり、リニア中央新幹線は新たな交通網であり、これまでに経験したことのない劇的な変化を各地にもたらすことが想定されております。ただ、これはどう取り込んでいくかという、このことをしっかり捉えていかないと、余り効果が出てこないのかな、また逆効果もあらわれる部分もありますので、その辺は今からしっかり考えながら、上伊那地域も一緒になって、伊那谷自治体会議を通じながら、どういったまちづくりをしていくのか、あるいは広域観光をどうしていくのか、さらにはリニアの駅の利便性、そこまで行く利便性というのをどうしていくのかということを検討しておるところであります。これは、県知事が座長となって、県も積極的に会議をしながら進めていただいております。

また、同時に、三遠南信自動車道が開通してまいります。まさに人と物、この流れが大き

く変わってくるという、こういう期待感があるところでもあります。三遠南信自動車道につきましては、本当に、物流の部分におきましてはかなり変わってくるんじゃないかなという期待が持たれておるところでございます。そういったものをどう上伊那地域にまで効果が波及できるようにしていくのか、このことが重要な視点となっておるところでもあります。したがって、先ほど申し上げましたように、南信州広域連合と上伊那広域連合が一緒になって、この問題について検討しておるところでもあります。

三遠南信自動車道関係につきましては、東三河、遠州、下伊那の各町村と上伊那南部4市町村の自治体の関係者や商工会議所、商工会が加盟して、三遠南信地域連携ビジョン推進会議、通称SENAという機関をつくっておるところであります。伊那から伊北につきましては、ここに加盟をしておりません。したがって、まずはこのSENAに加入していく、この意思統一ができたところでもあります。本村の加盟をしてみたい。そして、同時に、一緒に活動していきたいということで意思表示をしたところでもありますし、伊那・伊北の4市町村、足並みをそろえていくということでもあります。商工会にも呼びかけをさせていただいたところでもあります。したがって、一緒にそういった構想等々検討していけるんじゃないかなというふうに考えておるところでもあります。

上伊那広域連合は、上伊那地域将来ビジョンを策定しておるところでもあります。これは、リニア中央新幹線の効果を上伊那地域のまちづくりに最大限に活用するというを目的としております。そういったことと整合性をとりながら、本村といたしましても、商工会に働きかけたり、JAに働きかけたりというふうなことを積極的にこれからやっていかなければならないというふうに考えておるところでもあります。

ここでは、商工会の本当に役割というのが非常に大きくなっていくところでもあります。商工会も、諏訪だとか、東京だとか、そういったメッセ等の折には出展をしておりますけれども、そういった交流というのはなかなか進んでいないんじゃないかなというふうに思っておりますので、この辺も商工会に働きかけながら、行政もできる支援を行いながらやっていきたいというふうに考えております。大変難しい部分というのもありますけれども、これ、やっていかなければならないというふうに思っております。

また、リニア中央新幹線のアクセスにつきましては、座光寺インターが中央新幹線の新駅につながってまいります。同時に、国道153バイパス、どうしてもそれまでに開通をさせていかなければなりません。それとまた、飯田線の結節も実現ということになってまいります。JR東海も駅をつくるという部分で考えておりますので、その乗りかえをどうスムーズにその駅の結節にしていくのかということも今検討しておるところでもありますし、同時に、広域観光がこれから非常に重要となってまいります。上伊那でも、広域観光につきましては検討を始めたところでもあります。専門家にお願いをしながら始めております。上伊那版のDMOの設立に向けて、今準備をしておるところでもあります。

そんなことで、上伊那全体に相乗効果があらわれるように、今さまざまな検討がなされておりますので、そんな点はよろしくお願ひしたいというふうに思います。ただ、リニア中央新幹線につきましては、私もたびたび伊那谷自治体会議の中で申し上げておりますけれども、一部行政関係、一部商工関係、それ以外の皆さんはなかなか盛り上がってこないというのが実態でありますので、もう少しこの辺を盛り上げながら、リニアが通ることによって、この地域がどう変わっていくのか、どう住民生活も向上していくのかという、この辺をもっとP

Rすべきであるというようなこともお願いしておるところでございますので、そんな伊那谷自治体会議を通じまして、また御意見を申し上げていきたいというふうに考えておるところであります。まさに、これは、上伊那にとりまして、南信州は上伊那以上に効果があるところでもありますので、両方の開通を最大限に生かしていくことに全精力を注ぎ込んでいかなければならないというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 人的資源の投入というか、職員を各地に、何とか企業の応援をというようなことも少しまた後で、今、後もちよっとダブってきますので、また後でちよっとお聞きしたいと思います。

それで、郷土愛についてということで、次のほうに移らせていただきます。

人口が減少している他市町村と違い、人口増加対策に多くのエネルギーを費やさなければならなかったとも思えますが、本村も、おくれればせながらキャリア教育に取り組み始めました。南箕輪村を愛し、ずっと住み続けたいと考える子供たちはかつても多くいたと思います。ふるさと大使の方のお話を聞いても、また高校、中学の同級生、そして子供たちも、帰ってきたことも、帰れなかった多くの方がおりました。もちろん今もおります。

総合戦略に掲げた帰ってきたい村づくりは、郷土愛の醸成を求めている環境づくりであり、職住近接による地域連携で取り組む行政サイドの役割としての地域振興でもありますが、気持ち、機運は田舎に帰りたいであっても、帰れない現実はということでもあります。村長の考えをお願いいたします。

それから、六十数年前、もう少し前にもなりませうか。かつての農工一体論の提唱者であったKOA創業者の向山一人氏は、現金収入の少ない当時であって、電子工場を建て、農作業の少ないときに就労してもらい、また内職を農家の皆さんに提供し、地域に根差して、まさに伊那谷に太陽を当てていました。また、御子息である現KOAの向山会長は、機会あるごとの講演でも、伊那谷の産業の根本には郷土愛があるとし、子供たちが、先祖や文化を学ぶことも長期的な人材育成であり、伊那谷でイノベーションを起こしていくことも必要である。そのためにも、産官学が集い、地域の産業づくりをしなければとおっしゃっています。既に、産官学交流会は数回の実績を重ねていますが、このことについて村長のお考えをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 郷土愛と地域振興という御質問であります。

議員御指摘のとおり、今年度から、若干遅くなりましたけれども、キャリア教育推進コーディネーターを配置しまして、産学官の連携のもとに、6月24日に南箕輪村キャリア教育推進協議会を発足したところでもあります。協議会設置後、教育委員会では、村ホームページで、まっくんお仕事図鑑と題して、ウェブサイトを立ち上げ、キャリア教育に関する情報を積極的に発信するなど、精力的に取り組みを始めたところでもあります。上伊那的な組織としては、今お話にありましたように、KOAの向山会長さんが非常に熱心でありまして、郷土愛プロジェクトを立ち上げて、それぞれの地域を持ち回りで、いろんな事業をやっております。そういったところへも積極的に参加しながら、一緒にやっておるというのが実態であります。

地域住民が、伊那谷を知り、歴史文化を継承する。先人たちの思いや夢を将来に向けて受

け継ぐ意識を醸成する。このことが本当に大切なことだろうというふうに思っております。私も大いに賛同しながら、積極的に事業参加をしておるところであります。この地域に生まれ育った若者が、故郷を思い、そして生まれ育った土地に根差しながら、郷土愛を育むこと、これはまさに地方創生の原点でありますので、さらに取り組みを強めてまいります。

上伊那管内でも、上伊那広域連合が中心となりながら、いろんな取り組みを行っておるところであります。そんなこともさらに充実をしていけたらいいなというふうに思っております。

こうした取り組みの最大の課題というのが、やはり若者の雇用の創出であるということでもあります。企業誘致を図るといことも重要な取り組みになってきておるところであります。本村の場合には、農振地域の絡みや土地の状況もありまして、そういった面というのはかなり難しさもあるところでもありますけれども、何とか既存企業の拡大に努力しておるところでございます。今、一つ既存企業の拡大の話で、相談に乗っておる部分もあるわけでもありますけれども、やはり農振がネックとなっておるところであります。本当に厳しいなというふうに感じておるところであります。そういったことを克服しながら、いかに企業振興を図って、若者の雇いを創出する。そうすれば、必ずこの地域に定住をしてくれるのではないかなというふうに思っております。私どもが卒業した当時と比べると、かなりこの地域の雇用というのは上向いてきておるといいますか、企業もかなりふえてきておりますので、そういった期待は持てるのではないかなというふうに思っております。

そうしたことを受けまして、産学官で知恵を出し合いながら、このキャリア教育と一緒に推進していくといったことも確認しておるところでありますし、10月には、また経営者協会と首長との懇談会があります。その中でも、こういったことが主流となっておりますので、経済界と一緒に、行政も取り組んでまいりたいなというふうに思っておるところであります。

おくれましたけれども、キャリア教育、積極的に取り組み始めましたので、そんな御理解もお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） キャリア教育、郷土愛を、私、全然否定するつもりはありませんけれども、今、村長も言われたように、雇用の確保というのが最も大事なことじゃないかなというふうに私は思っております。

決算委員会のときにも話がありました、テクノ財団何だとか、あるいは、それに伴っての上伊那産業振興会、両方とも出資金じゃなくて出損金というような形で、出資というか、うちの村では出しております。そんなようなことを考えてみましても、新たに生まれるというか、起業する皆さんたちに、積極的に参加できるような、そういうようなものを考えていただけたらと思います。インキュベーターというか、企業を起こすというか、起こすのほうの、起業するような人たちのきっかけを何かつくってあげていただきたいと思います。

1点お聞きしたいと思うのは、先ほど、太平洋側の物づくり産業への販路の拡大をといるところの話で、人的な支援、うちの村は、確かに農産物で、都会へ農産物を持って何か出かけていくというのはよく耳にしております。よその市町村もそんなようなのをやっていると思いますけれども、企業に応援に出かけている話というのはちょっと聞いたことないんですけども、そういうことってというのはどうなのかというのをちょっとお尋ねいたします。人

的支援のようなことでお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 人的支援、企業関係につきましては大変難しいなというふうに思っておりますけれども、ただ、これはしていかないと前に進んでいかないとこの部分がありますので、何とかこういうことができたらというふうに考えておるところであります。近隣の自治体、辰野町なんかは、そんなコーディネーターを配置しながらやり始めておりますので、そういった先進的なところを学びながらできればいいのかなというふうに考えております。この必要性というのは感じておりますので、検討はしてまいりたいなというふうに思います。ただ、本当にそういう人材がいるかどうかということが一番問題でありますし、そこら辺も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

農産物関係につきましては、かなり積極的に外にPRというのもし始めました。また、同時に、これはまだ構想の段階であって、どうなるか、ほぼそのとおりにいくんだろうなというふうに思っておりますけれども、地域おこし協力隊にいろんなアイデアを出していただいておりますので、何とか前でも進みそうな部分があります。これは、本当におもしろい取り組みだなというふうに私もゴーサインと出したところでもあります。そんなことにも期待をしながら、村の魅力発信に努めていければなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 上伊那産業振興会というのを、ちょっとメンバーを見せていただきますと、評議員のところうちの課長が名前を連ねていたりするものですから、ぜひそういう機関を、連携を深めるといふか、活用するといふか、そんなのも大事ではないかなというふうに思います。

次に行かせてください。

総合戦略を具体化、具現化する中で、職員の増員が必要と考えるが、どうかということでございます。

庁舎内を見ても、仕事に追われている姿が見受けられますし、職員からは多忙であるとの声も聞きます。他市町村とは簡単に比較はできないだろうが、職員数は、例えばですけれど、村民1,000人に対してどのぐらいかとかいう、そんなところをちょっと伺います。

以前から指摘させていただいていましたが、新規採用といっても、十分に仕事をこなすまでには10年近くかかるだろうし、短期的な部分であれば、退職されたベテラン職員などの応援で可能かと思うが、どうでしょうか。

本来であれば、長期的なスパンで計画的に人員の補充はするべきと思うが、どうでしょうか。また、職員労働組合からの要望はあるのでしょうか。

そして、地域おこし協力隊の増員であります。本村には観光資源が乏しい、ないと、あれほど言われていた村長ですが、協力隊の皆さんに、今ある資源の中で、新しいものを見つけたいと、期待は大きいものと感じました。かつての思いと変化はあったのでしょうか。

これも、決算委員会でお話を聞きましたが、きょう、後ろに報道の方がおりますので、そんなお話をちょっとしていただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 職員数の問題等々の質問であります。

9月1日に人事異動をいたしまして、地方創生関連に中堅職員、戦力となる、即戦力となる中堅職員を配置したところであります。そういった部分で、減少した部分もありますので、その辺の手当はしっかりしていかなければならないと思っておるところであります。

職員数でありますけれども、他町村との比較であります。類似団体との比較では、保育士、うちの場合は特徴がありまして、保育士が多いものですから、全体的な人数とすれば、さほど遜色はないという部分もあろうかと思いますが、保育士を除くと、かなり少ないという状況となっておりますのが実態でございます。これ、類似団体との比較であります。人口1,000人当たりということでもあります。

退職職員等々につきましては、今、再任用という制度があったり、退職しても、年金までの間があるというようなことで、希望のある方につきましてはお願いしておるところであります。村も、そういった職員、お願いをしております。

また、職員採用につきましては、計画的に採用していかなければならないなというふうに思っておりますが、このところ、人口増等々の絡みもありまして、若干多目に採用もさせていただかなければならないのかなというふうに考えております。

地域おこし協力隊につきましては、今議会、補正予算にもあと2名お願いをしたいということで、予算を計上させていただきました。今年度から2名採用して、本当に精力的に活動しておりますし、今、若干申し上げたような事業がうまくいくということになれば、これは本当にお願ひした価値があったのかなというふうに考えておるところでありますので、そんな点も御理解もいただければというふうに思っております。

観光についての考え方であります。

今、時代がかなり変化してきております。盛んに交流人口、広域観光ということが言われるようになりましたので、私も考え方を若干新たにできておるところであります。ただ、私が前々から申し上げているのは、自治体としての考え方でありまして。観光を柱としての村財政や住民生活の維持というのは本当に難しいということを申し上げたところであります。観光自体を否定したということではありませぬので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

大芝高原をさらなる魅力の発信の場、そして、山の日の制定もありましたので、経ヶ岳をどう売り出していくか、さらには、今、体験型観光が主流となってきておりますので、こういった部分も取り入れていかなければならないというふうに思っておりますし、歴史、文化に根づいた観光というのも大切であります。そういった資源、村内の資源を発掘して、活用もしなければならぬと思っておりますので、そういった模索もしてまいります。よろしくお願ひいたします。

議 長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 適正な規模の職員数というのは、やっぱり大事なところじゃないかなというふうにも思います。行政サービスの低下とかいうことにならないように、ぜひそこら辺を心がけていただければと思います。

また、つい最近というか、一、二名、採用してから一、二年でやめてしまったという話を聞いておりますけれども、そんなことのないようにということでもあります。一、二名というか、二、三人というか、複数人もいれば、本当に責任は重大なことだろうと思えます。やめた方よりも、その犠牲になった方がおるわけでありまして、その方たちは、もしか



したら私を採用しておけばとか、そんなふうにもし思っていたら、やっぱり理事者の責任というのは大きなものになってくるんじゃないかなというふうにもなりますし、それは、ひいては村民のところへもその影響は来ているんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひ採用に当たっては、十分吟味していただければと思います。

次の大きな2項目めに移らせていただきます。

障害者差別解消法の合理的配慮の整備はということでございます。

まさに、パラリンピック真ただ中といったところでございます。たくさんの感動と勇気をいただいております。

ここ数年、障害者自立支援法、総合支援法、ことし4月からは差別解消法などと、目まぐるしく頻繁に法律も整備されてきているように、身体障害者に対する理解は進みつつありますが、いまだ障害者を特別な人と認識する人や風潮が存在するのも事実であります。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、略して障害者差別解消法と呼び、この4月より施行されたものであります。全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、障害者基本法第4条の差別の禁止に関する規定を具体化するものと位置づけられております。

行政機関として、村の取り組みは整備されてきているか、お伺いいたします。

既に、弱者を大事にする姿勢というものは庁舎内でもよく見られて、取り組みがなされております。住民窓口での丁寧な優しい接遇態度は、村民からも高い評価を得ており、喜ばしい限りであります。

では、1点目の質問といたします。

本村の障害者の現状は増加傾向を示しています。本村の障害者福祉計画では、整備目標が示されておりますし、去年は第3期から4期への変更の報告もありました。その中には、環境整備として、社会的障壁の除去、合理的配慮の実施の追加もありました。この法律は、施行されて6カ月が経過してきていますが、取り組み状況を伺います。

差別解消法第3条によれば、必要な施策を策定し、実施しなければならないとなっております。本村はどう取り組むのか、取り組んでいるのか、伺います。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 障害者関係の御質問であります。

御指摘のとおり、障害者への合理的配慮の不提供の禁止、不当な差別的取り扱いの禁止が、地方公共団体に義務化をされたところでもあります。個々の場面におきましては、障害者の方から、社会的障壁の除去を必要としている意志の表示があった場合には、過重な負担とならないことにつきましては何らかの合理的配慮を行うことが義務づけられたところでもありますので、今までも、窓口や懇談会の場に出された御要望をお聞きしながら、適切な対応をさせていただいているところでもあります。これからもそういったことはやってまいりたいというふうに思います。

第4期障害者福祉計画を策定したところでもあります。この策定に当たって、国からは具体的な指針というのが示されていないところでもあります。しかし、村では、この福祉計画の通り、障害者施策を推進していく姿勢でありますので、そんな点は御理解をお願いしたいと思います。

あと、具体的なことにつきまして、もし御質問があれば、担当課長のほうからお答えを申

上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） この必要な施策を策定しなければならないということで、これ、長野県の資料からも、国から強く要請をされるというような記述もありますので、策定するのか、あるいはこの福祉計画、障害者福祉計画、これ、去年出たやつで、私ども全協で説明もしていただいたんですけども、これを幾らか上乘せしていくのかどうなのか、また検討はしていないということなんでしょうか。ちょっとそこのところだけお聞きします。

議長（原 悟郎） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 福祉施策の策定にかかわる御質問でございますが、これにつきましては、国のほうからも、特に事前の説明会の中では、どういった形でということが特に指針は示されていない状況でございます。近隣の市町村のほうにも確認をしたところなんですけど、やはり近隣の市町村も、まだ具体的には取り組みを始めていないというようなお話でございました。考え方としては、障害者福祉計画でございます。この中に、また差別解消にかかわる部分での項目も設けてございますので、ここに、また肉づけをして、施策として策定していくべきものと考えているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） わかりました。

多分、そのほうが懸命かなというような感じもいたしますので、そこら辺はまた御検討をいただければと思います。

また、対応要領というの、この法律の中には何か出てきます。これについては、もう長野県は3月までに決めてあるようなんですけれども、うちの村はどのような予定でおりますか。

議長（原 悟郎） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） この職員の対応要領でございますけれども、これ、村の職員管理にかかわる部分でもございますので、この健康福祉課と、あとまた職員管理の担当の総務課のほうで、今、調整をしているところでございます。この年度内には、対応要領のほうを策定していきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 次に、2番目にもう聞けばよかったんですけども、ちょっと一緒になっちゃってて申しわけなかったんですけど、実は、合理的配慮というと、事例のオンパレードという言葉は悪いですけども、いろんな事例が出されております。私も、少し頭の中で整理しながら、わかりやすく、過重な負担というのが一つのポイントになるような言葉じゃないかなというような気がいたします。過重な負担、重過ぎない負担であれば、配慮しなくてもいいと、そういうふうにも読み取れるものですから、道路の歩道なんかで、障害者の方が、この歩道、歩きやすいように、車椅子が通りやすいように直してくださいと、こういうケースというのは、多分、私の頭の中では、すぐにはできないから、これは計画的にやりますよという説明をしていけば、過重な負担のところは該当するから、これは合理的

配慮のところ、そういう説明でオーケーかなというような気もいたします。

だから、多分そこはそうなんですけれども、もう一つとして、よく、国のほうの、総理大臣なり、官房長官なりが説明するときに、お隣に手話の方がおります。ああいう状態をちょっと想像してみればと思うんですけれども、講演会などで、手話通訳を設置するようなことって、これは予算的にはそんなにかからないものかなというふうな感じがいたします。これは、だから合理的配慮の範囲ではないかなと、だから過重な負担には当たってこないかなという気もいたしますけれど、そのような理解をされていていいかどうか。だから、村が設営するような講演会とかいうときには、障害者の方のほうからそういう手話の方をお願いしますよという、もし、そういう申し入れなり、あるいは申し入れがなくても、手話の方に来ていただく、応援をいただくというようなことは、これから積極的に進めていくことが合理的配慮になるんじゃないかなというふうには思いますけれども、そこら辺の御見解をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 合理的配慮の具体的な取り組み事例ということでございます。

手話通訳にかかわる分でございますが、ここにつきましては、当事者から、特に要望がなくても、また、こちらの行政側といたしまして、そういった心づかいといいますか、そういったことも必要になってこようかと思っております。そういった中で、これから具体的な取り組みといたしましては、健康福祉課で実施をいたします講演会等にも手話通訳の方を委託して、そういった対応をしていただくというようなことも今後必要かと思っております。また、できる部分では、予算の範囲内で対応もしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） その心づかいという言葉が合理的配慮に変わるのかなというふうに思いますので、ぜひ、もうそんな姿勢でよろしくお願ひしたいと思っております。

これ、お願ひなんですけれども、あと、ちょっと続けられませんので、先日、防災訓練がありました。これ、私だけのお話として聞いていただければと思っておりますけれども、やっぱりうちの神子柴の公民館には、車椅子の方とゼッケンに手話通訳者につけた方が来られて、防災訓練に参加していただきました。それで、そのことについて、実は、防災会長さん、それから民生委員の方、両者と私が話をする機会がありまして、実は、防災会長さんもびっくりして、その方たちが何で来たんだろうというような印象を受けたんだそうです。後で、防災会議も開かれたようなんですけれども、その席には、その車椅子の方とは別に、何人かの立場、自分たちはちょっと障害を持っているだとか、応援をぜひ何かあったときはお願ひされたいというようなお話を自主防災会の会長さんは受けたんだそうです。結局、自主防災会の会長さんは、年度で変わってってしまうものですから、引き継ぎ事項として、それは次の防災会長さん、今回はうちの三澤さんが来年の自主防災会長さんになるわけなんですけれども、そこら辺のところを引き継いで、どういう対応をしていくのかなというふうな格好になると思っております。

簡単に、今度は村では、いわゆる障害者の方だとか、そういう方を、勝手に民生委員の方とか、あるいは消防団の方に、その情報を流して、じゃあ、何かのときに応援をというよう

なことは簡単にできないということになると思います。この緊急な救助隊だとか、警察が出ていってとか、消防隊が出ていって、どうだこうだという救助隊のことになれば、また、いわゆる命の問題にかかわってくると、若干そこは違ってくるとは思いますけれども、そうでない場合は、簡単にはなかなか対応できないというところがあると思います。だから、そんなところは、また村として、早くそこら辺の対応ができるような格好の準備を進めていただきたい。これ、6月の議会でも言ったことと同じことになるんですけども、早く地域防災計画を改定していただいて、その中に入っているとおりのことと進めていただければと思います。

時間が来ましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、4番、丸山豊議員の質問は終わります。

55分まで、5分小休止いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時55分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

最初に、たび重なる台風の影響で甚大な被害が相次ぎ、亡くなられた方々、被害を受けられた方々に心から御見舞を申し上げるとともに、被災地の一日も早い復旧を願います。

また、最近、過去の教訓を生かした防災対策をしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと考えます。

最初に、子育て支援の充実について伺います。

こども館についてですが、いよいよ造成工事が終わり、建物の工事が始まります。機関車をイメージした建物になるようですが、建物のランニングコスト、ライフサイクルコスト、いわゆる維持管理費がいかにかからない手法でつくるかが大切なコンセプトだと考えなければなりません。使用材料の耐用年数が5年から10年なのか、20年から30年なのかでは大きな差があるわけです。設計監理業者、施工業者と打ち合わせをしっかりといただいて、よい建物になるよう進めていただきたいと思いますと考えます。

こども館の基本理念、子供、触れ合い、夢体験、南箕輪村の未来を担う全ての子供たちが、限らない夢と想像力を持ち、健やかに成長していくために、成長段階に合わせた子育て支援や子供たちの学び、遊び、交流などの機能を持つとともに、幅広い世代の人々が交流できる拠点施設としています。

三つのゾーン、子供体験、子育て支援、村民交流。四つの機能、児童館、放課後児童クラブ、子育て支援、村民交流で利用していくと書いてありました。昨日の答弁で、これから検討していくとのことですので、今回は、こども館と、今既存にあるすくすくはうすとの使い分けはどうか、伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

こども館の質問につきましては、今議会、多くの皆さんから御質問をいただいております。基本的には、今まで答弁してきたとおりであります。

百瀬議員の質問で、特に、すくすくはうすとの関係はという御質問であります。

当初、こども館を建設しようというときに、このすくすくはうすをどうしようかという検討はしたところであります。ただ、あの施設、かなり新しいものですから、まだまだ使えるんじゃないかということで、このこども館の中ですくすくはうすというのを取り組むことを断念したという経過があるところであります。できることであれば、一緒に取り込んでやっていくことが一番いいことかなという思いはありましたけれども、施設のや、いろんな規模的なことを考えますと、まだ新しい施設はそのまま使っていったほうがいいだろうという考え方に至ったところであります。

したがって、このすくすくはうすも、子育て支援の一環としての施設であります。どう連携させていくのか、このことが一番重要でありますので、そのことはこども館とすくすくはうすの連携、一緒にやっていくような形がとればというふうに思っておりますので、連携強化を図ってまいります。連携強化によりまして、一体的な取り組み、こども館と一体的な取り組みができるのではないかというふうに考えておるところでございますので、その辺は、これから事業をやっていって、いろんなふぐあい、不都合なところも生じてくる可能性はありますので、その都度解決させていただきたいというふうに思っております。できるだけそういうことのないように、当初からしっかりやっていきたいというふうには思っておりますけれども、何せ、南箕輪村版ネウボラというような大きな構想を掲げましたので、やりながら、走りながら充実させていくということにつきましては御理解もお願いしたいというふうに思います。

すくすくはうすもこども館の中の一つの機能という捉え方をさせていただければ、ありがたいというふうに思っております。ただ、場所が若干違うという、この違いということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） しっかりと使いながら、また変えていく部分も出てくるんだと思いますけれども、取り組みをお願いしたいと思います。

機能の中の子育て支援、今、村長が言われた南箕輪版ネウボラについてなんですけれども、ネウボラとは、フィンランド発で、子育て施策を行うサポートセンター、フィンランド語でアドバイスの場を意味します。それを参考にして、日本版ネウボラとして、子育て世代包括支援センターとして、2016年度、全国で251市町村、423カ所に設置、運営が始まっているそうです。妊娠期から出産、子育てまで、ばらばらだったサービスを1カ所で必要な支援を継続的に受けられるようにする取り組みです。

内容的にはこれからということなんで、その中で、若干提案をさせていただきたいと思いますが、職員体制、課の枠を超える村長のトップダウンで行っていくという、昨日答弁がありました。

先駆的な取り組みをしている三重県の名張市は、妊婦の方からアンケートをとり、名張版ネウボラの構築に取り組んだと聞いております。その中で、課題として言われていたことが、保健師、これ、ネウボラおばさんとも呼ばれるそうですが、確保と継続的なサポート、また、

この保健師のネウボラおばさんも女性なので、彼女たちの人生設計、子育てもあるでしょうし、いろいろな人生設計も守ることも大切だと言っております。特に、子供たちの成長の記録を母子手帳から、このネウボラ手帳に残していくこと、保健センターに、データベースにも保存して、継続的な支援を活用できるようにしておくことが大切な取り組みだと書いてありました。私もそうだと考えます。やはり、担当の係の方が変わっちゃったときに、どう引き継げるか、そのデータをどう共用して見られるかということが大切だということを言われております。

よりよい育児環境が構築されることを期待します。特に、ひとり親の家庭の支援だとか、障害児の対応などの支援体制も構築していく必要があります。今後のそういった取り組みについて、村長、どう考えますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 南箕輪村版ネウボラにつきましては、こども館にネウボラ機能を持つ子育て世代包括支援センターを置き、情報を共有する中で、妊娠期から18歳までの途切れのないサービスを行っていく予定でおるところであります。

これまで、各部署が連携して支援を行ってまいりましたが、連携支援体制をより強化し、子育て世代の包括支援センターが中心となりまして、妊娠期から18歳までにわたる、さまざまなニーズや不安、悩みに対応する協力体制を構築していきたいというふうに思っております。

もちろん、このこども館には、保健師を配置いたします。これは専門職として配置していきたいということで考えております。この保健師と健康福祉課の地区担当保健師との連携というのが極めて大切になってくるというふうに思っておるところであります。この協力体制を構築することによりまして、必要なときに的確なアドバイスや各機関との連携が可能となってまいります。そうすることによって、また妊娠期から子供の発達を途切れなく見守ることができるんじゃないか、さらには障害や病気や児童虐待の早期発見につながっていくんじゃないかと思っておるところであります。

今、御提案がありました。妊婦さんにアンケートとってというような御提案もありました。アンケートをとること、どういったニーズがあるのかということ、このことも必要でありますので、実施できればというふうに思っておるところであります。

それと一番は、やはり常に記録を残していく、データ化をしていく、これはやっていかないと意味がないというふうに思っております。18歳まで途切れのない支援ということでもありますので、しっかり、そこをデータ化をしながらやっていかないと、どこかへ消えてしまうということのないようにはしていくつもりであります。

また、ひとり親世帯の話も出されました。このこども館の中には、女性の就業相談員の部署も入る予定でありますので、そういった中で、ひとり親の就労支援にもつなげていければというふうに考えておるところであります。したがって、子育て支援だけではなくて、女性の就業支援相談含めてやっていければというふうに考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 東邦大学教授の福島富士子教授は、日本版ネウボラの可能性につ

いて少し述べられています。産後ケアの重要性について述べているんです。児童虐待防止という観点からも重要。厚労省の調査では、2003年から2012年のデータなんですが、虐待死した子供の44%がゼロ歳児、生後1カ月以内は2割、加害者は9割以上が実母、産後の女性への気遣いや孤立させない取り組みが大切です。

また、お産のときには出産育児一時金がありますが、産後の母乳外来などは、健康保険の対象外になっております。ただ、村の係に聞いたところ、村では、母乳相談等助成券というのが2,000円で3枚出されているそうです。それや、産後育児のヘルパー事業などに取り組んでおります。

産後ケアの取り組み、いろいろあると思いますけれども、以前もちょっと提案させていただいたんですが、SNSの活用。駒ヶ根市は、スマートフォンのアプリをつけて、孤立させないような取り組みも始めております。そんなSNSを活用した取り組み、LINEで会話ができるような形もとっている市町村もあります。そういう取り組みも必要ではないかと考えます。

若い世代の就労や結婚、子育ての希望を実現できる地域社会づくりが必要であり、次の世代につなげる継続的な世代間交流の場となることを望みます。

次に、子供の居場所づくりについて伺います。

これは、神奈川県の大磯町の例なんですが、全国初の朝の子供の居場所づくり事業がスタートされております。学校の始業前1時間を、親が出勤前に子供を預けていけるため、利用者、共働きの保護者からは好評を博しているそうです。この事業費は県の補助金、運営は社会福祉協議会に委託して、月曜日から金曜日、朝の7時15分から8時15分までの1時間、1人300円の登録保険料で運営、必要になっているそうですが、こういう取り組みも必要だと考えますが、村長、いかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 子供の居場所づくりの御質問であります。

本村の小学校の状況をお聞きしますと、始業時前1時間から2時間ぐらい早く登校している児童もいるようであります。そのことはいるということでありまして、そういうことを受けまして、学校は7時から開けております。早く登校した子供たちは、元気で、学校の中や校庭で遊んだり、校舎の前でそれぞれいろんな過ごし方をしているようであります。7時から学校が開放されておるということでもありますので、その辺は学校の中でのいうふうに考えておるところであります。

現状でどのぐらいニーズがあるかどうかということも調査をしてみる必要はあろうかと思えますけれども、ただ、今考えますと、運営上というのかなりハードになる。社会福祉協議会に委託というふうなお話も出ました。神奈川県の大磯町ですか。今の社協の状況から見ると、ここまで委託するという余裕がないわけでありまして。

したがって、現段階では実施をしていくという考え方は持っていないところでありまして。当面、そういったニーズがあるのかという把握に努めてまいりたいというふうに思っておるところであります。学校が7時から開いているということでもありますので、その辺は余りニーズがどうなのかなという面もあろうかなというふうに思います。

保育園の場合は、長時間は朝の7時半からでありますので、長時間の時間と比べると、それよりも早く学校が開校しているということでもありますので、その辺はそんな御理解もお願い

いしたいというふうに思います。

ニーズの把握というのは常にしていかなければならない。そういう中で、また考えていけばいいのかなというふうに思います。運営上の問題もありますので、しばらく、これはちょっと難しいというふうをお願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） ニーズがあれば、取り組んでいていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

また、運営上、社協の関係、後でもちょっと出ますが、社協に委託したらどうかという提案もちょっと後の部分でも話させていただきます。

こども館の使用規定等は、当然これから検討されていくと思います。これも、愛媛県の東温市の話なんですけど、児童館があって、その中では食事が禁止されていたそうです。持っていった飲み物は飲めるんですが、お昼の時期になると、利用者は外出するか、駐車場の車の中で食事をするという不便が強いられていたと。その利用者の声を受けて、今回、規則を緩和して、その児童館の中でも食事ができるようになったというお話がありました。これ、細かいことかもしれませんが、村民、特に子供、母親目線の規則というカルールを決めていくということが大切だと思いますが、この件、村長、どう考えますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 当然、こども館の設置に関しましては、設置条例や細かな規則を決めていかなければならない、これからそんな作業が始まってまいります。当然のことながら、使用者のことを第一に考えてやっていくという、つくっていくということは当然のことです。大事にしていきたいなというふうに思います。中で食事をとれないような児童館というのは考えられないなという、今話をお聞きいたしまして思いました。利用者目線に立った使用上の規則等々に努めてまいりますので、その辺は心配なさらないようお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） よろしくをお願いします。

次に、病児・病後児保育とファミリーサポート事業について伺いたいと思います。

村では、箕輪町にある病児保育室いちごハウスに2011年からお願いしております。利用方法は、村内在住の1歳から小学校6年生までの子供で、事前登録をしておき、ぐあいの悪いときにいちごハウスに予約をして、原則前日までとなっておりますが、かかりつけ医の診察を受けて、医師の連絡表を持っていき、お願いするという流れになっております。月曜日から金曜日まで、午前8時から午後6時までになります。定員は、南箕輪村の場合は1日6人です。料金は1日3,000円、4時間までが1,500円、保育園に通園している子供と生活保護世帯は無料です。現在、登録人数が193名。今年度、4月から8月までの利用人数は61名。年間、平成27年度は193名、平成26年度が247名というお子さんがお世話になっております。

子供が急な病気になった際に、社会的に支援するシステムは大切な取り組みです。ただ、課題もあるようです。

子供が病気の際に、自宅で保育が困難な場合に、対象となる事業累計、どんな累計があるかということなんですけど、1として病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設



型、これ訪問型になるそうなのですが、この四つのタイプがあるそうです。

親が最も困難を感じるのは、子供が病気のとときであり、また子供の利益を最善に考えたシステムが必要であります。子供を抱えた保護者の救急医療への不安が年々増加しております。働く母親が再就職後に最も苦勞したことは、子供の急病への対応であり、就業中の母親にとって、子供が病気のとときの社会支援システムの構築は緊急の課題になっております。子供が病気やけがで通常の保育サービスが利用できなかった場合の対応方法は、就学前に児童と小学校児童ともに、母親が仕事を休むことで対処したというのが第1位になっております。多くの悩みを抱えながら働いている現実とその対応に苦慮している人が多いことが明らかになっております。

病児・病後児保育の利用をもう少ししやすくなる方法があるんじゃないかなと思いますけれども、その取り組みと、またファミリーサポート事業と言われる、地域で安心して子育てをするための助け合い活動、子育てに手助けが必要な方と手助けできる方とをつなぐ取り組み。現在、子育て支援課で取り組んでいるファミリーサポート事業なんですけど、なかなか人数が伸びておりません。これを村の社会福祉協議会に委託して進める考えはありませんかということです。

他の自治体、特に安曇野市は先進的な取り組みをやられております。社会福祉協議会に委託して、大きく前進させております。また、緊急サポート事業も行っております。この取り組み、村長、どう考えますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 病児・病後児保育とファミリーサポート事業の御質問、一括していただいたところであります。

議員の御指摘のように、平成23年度から、上伊那生協病院に病児・病後児いちごハウスが併設され、そこに委託をしておるところであります。毎年多くの皆さんが利用されております。定員につきましては1日6名でありますけれども、今年度の10月から、定員を8名にふやしていくということになりました。事前登録制、医師の連絡表、こういうものは必要でございます。事前登録につきましては、当日の対応ができる場合もありますので、そういったお問い合わせはいただければというふうに思っております。また、医師の連絡表につきましては、お子さんを安全に預かるということが前提となっておりますので、省略をすることはできないところであります。

この事業につきましては、毎年利用者アンケートをとっております。改善できるものは改善をしてきておりますので、そんな点は御理解もいただきたいというふうに思います。利用者の皆さんのアンケートをとって、改善できる部分は改善をしておるということで御理解をお願いいたします。

病児・病後児保育のニーズというのは、これからさらにふえてくるというふうに見込んでおるところであります。したがって、これから、伊那市、箕輪町、南箕輪の3市町村共同で、新たな施設の必要性、内容につきまして検討を始めたところであります。これは、村にとっても、本当にありがたいなというふうに思っておるところであります。

伊那生協病院につきましては、北部系の皆さん、伊那市に近い皆さんも大勢おいでになりますので、勤め先も伊那市という方もおいでになりますので、伊那中央病院でそういうことができるといって検討を始めたところであります。中央病院の運営というのは全く別

にしていかざるを得ないということでもあります。事業実施主体をどこにするのか、そういうことも含めて今検討を始めておりますので、できるだけ早期に運営をしていきたいなど、建設をし、運営をしていきたいなどというふうに思っておるところであります。定住自立圏の部分はどう活用していくのか、あるいは伊那中央行政組合を核にしていかざるを得ない部分もありますので、ただ運営は別ということ御理解をいただきたいと思っております。

今、施設の規模だとか、建設費だとか、経費の試算だとか、あるいは負担割合だとか、そういうことを早急に検討することを3首長で確認したところでございますので、そんな点はお願いたします。それと同時に、できるだけ早い段階で開始を目指していきたい。これは新たに施設をつくらなければなりませんので、病院のある場所を借りてというわけにはまいたしませんので、そんなことも検討をし、確認をしたところでもあります。そうすれば、さらに病児・病後児保育が利用しやすくなるのではないかとこのように考えておるところであります。

それから、ファミリーサポートの状況での御質問であります。

御指摘のとおり、本当に利用者が少ないところでもあります。平成27年度は、依頼会員が11名で、子育て支援を行う援助会員が7名、利用実績が8件という、本当に少ない状況となっております。援助会員が7名という部分であります。本当に、募集をしても、なかなか応募がない実態が続いておるところであります。依頼会員の要望に応え切れないのが実情でございます。

社会福祉協議会の委託という話がありました。社会福祉協議会のほうでも、ボランティアを募集してもなかなか集まらないのが現状のようであります。したがって、今すぐ社協へ委託ということにはならないわけであります。そんな点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

なかなか援助会員が集まらないという悩み、どう解決していったらいいのかなというふうに思っておりますけれども、このことが本村の一番の、何をやっても一番のネックになっている部分でございます。

そういったことで、今年度から村と社協との共同事業として、安心して暮らせる村づくりのための住民支え合い意識の構築を図ることを目的といたしまして、地域支え合いセミナーを開催いたします。こういったセミナーに、より多くの皆さんに参加していただきながら、共助の精神が育まれていけば、ありがたいなというふうに思っておるところであります。

本村の場合は、やはり、一番若い村でありまして、働く世帯が圧倒的に多いという現状もあるわけあります。したがって、こういった援助会員というのがなかなか少ないという状況になっているのかなというふうに推測をしておるところであります。しかし、研修を受ければ、誰でもなれますし、保育士を退任した皆さんも村内には多くおいでになりますので、そういった皆さんにも働きをかける必要もあろうかなというふうに思っております。さまざまなことをやりながら、ふやしていければというふうに思っております。

社協への委託につきましては、もうしばらく時間をいただかないと、社協へ委託しても同じ状況が生まれてしまいますので、その辺を構築してから、そんな話はさせていただかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 村長が言うように、この事業、本当に依頼会員と協力会員がいて成り立つ事業なんです。ファミリーサポート事業を子育て世代の方たちも知らない方が結構いるんじゃないかというのと、あと、協力会員になられる方もこういうのがあるんだよというのを知らない、周知されていないというのが大きいんじゃないかなという。

安曇野市さんの例なんですけど、社会福祉協議会が取り組んでいて、そこに子育て支援の課をつくって取り組んでいるそうなんですけれども、老人福祉とは分けてやられているというお話の中で、依頼会員が805名、協力会員が112名、両方、子供がいて、協力もしますよという、ともに取り組んでいる会員が28名だそうです。年間で1,709件という依頼を受けて、取り組んでいるそうなんです。

今、村長も言われてましたけれども、これからやっていく、今月の21日から始まるんですかね、なるほど地域塾というのが始まります。これ、私も受講するように申し込んでありますけれども、高齢者の地域の支え合いだけではなくて、やはり子供たち、その地域というのは赤ちゃんから高齢者までいる地域ですから、その地域の力をおかりして取り組んでいくしかないと思うんです。ですから、社会福祉協議会になぜ委託したらという提案なんですけれども、そこが今、なかなか社会福祉協議会でもボランティアが集まらないという言い方なんですけど、そこをしっかりとできるような体制でやっていかないと、これから、高齢者の地域包括ケアシステムについても成り立っていかないとと思うんです。そこをどう考えて、両輪で取り組んでいくか。だから、課が違うものですから、縦割りで行っちゃっているということがあると思いますけれども、横のつながりを持ちながら広げてくという考えは、村長、ございませんか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ファミリーサポート事業、周知、知らない方もおるといってお話でありますけれども、確かにそういう部分はあるのかなというふうに思っております。もう一度周知をしながら、援助会員募集をしてみる、またこういった研修会もしてみるということも必要ではないかというふうに思っております。

本村の場合は、かなり子育て世代が多いものですから、需要はあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺は担当課にしっかりと検討させてまいります。

社協への委託の部分であります。

理想的には、社協がやるのが一番いいのかなというふうには私自身も考えております。伊那市でもこういった事業がありますけれども、伊那市も社協でやっておるのか、確か社協でやっているような気がいたしました。そんなことで、社協でやるのが一番いい、そのことはわかっております。ただ、それには、社協の体制をさらに充実させていかないと、これは無理であります。さまざまな事業、高齢者含め、あるいは子育てを含めて、地域の皆さんのお力をおかりしなければならぬ、こんな事業が数多くこれからも出てまいります。そういったことを含めまして、社会福祉協議会と意見交換もしてまいらなければならないというふうに思っておりますので、もう少し時間、もう少し時間をいただければというふうに思います。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） この事業、先ほどの産後ケアの話もさせていただきましたけれど

も、その後のお母さんたちのリフレッシュできる事業になっているというお話も聞きましたし、病児・病後児保育の件数が、こっちのファミリーサポート事業とか、緊サポの事業が充実してくるおかげで、減ってきているというお話も伺っております。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、子育ての関係の働く方が多いというの中で、孫の育児を見る、イクジイ、イクバアの行政での応援について伺いたいと思います。

孫の育児に積極的にかかわる祖父母をイクジイ、イクバアと呼んでおります。その孫育ての支援です。

共稼ぎで、祖父母に育児の助けを求める子育て世代がふえている実態があります。第一生命経済研究所の調査によると、これ、2014年の調査なんですけど、母親に頼まれて孫の面倒を見た経験はということで、祖父が59.8%、祖母が73%の方が育児にかかわっております。しかし、定年の延長などで、高齢になっても働く祖父母が多くなっております。祖父母の育児休暇の必要性が高まっております。行政側から応援、後押しすることができる取り組みを提案したいと思います。企業に対して、奨励金制度をつくりませんかという提案なんですけど、これ、もちろん、企業の理解が必要ですが、行政として制度化しておく必要があると考えます。

また、今の子育ては、昔と変わってきているので、孫育講座とか、祖父母手帳、これ、ちょっとインターネットで出したんで、手帳にはなっていないんですが、これ、さいたま市の取り組みで、こんなような冊子を配られているそうです。祖父母手帳というもの。こういうものもつくって配布する取り組みが必要だと考えますが、シニア世代にも、子供にも利点のある取り組みだと考えますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） イクジイ、イクバアを応援する施策をという御質問であります。

今、現況といたしましても、年金受給年齢が引き上がりまして、60歳定年というのが65歳、これが一般的になってきております。したがって、こういったことで、なかなか人材といえますか、そこまで手が回らないという面があるかというふうに思います。

祖父母の育児休暇等々、企業と連携をしてというようなことであります。

もちろん、大変難しいことだなというふうに思います。これは、国がしっかり考えていただいて、社会全体の問題でありますので、国が責任を持ってそういったことをやっていただければありがたいなというふうに思っておるところであります。

祖父母のそういった部分よりも、まずは親がしっかりと育児休暇やそういった制度を活用できるようにしていくことが私は先決だろうというふうに思っておるところでありますので、その辺はそんな御理解をお願いしたいというふうに思います。まずは親、そして祖父母という、こういう順序になろうかと思えます。現状でも、なかなか親が育児休暇だとか、部分的な育児休業だとか、とりにくいという実態が多いわけでありまして。その辺は、国が責任を持って解決していただかなければ、なかなか少子化に歯どめがかからないというふうになってまいりますので、また百瀬議員も、そういった立場で働きかけていただければ、ありがたいなというふうに思います。

祖父母手帳の話が出ました。

村では、子育てハンドブックを策定する予定でありますので、作成する際に、そういった

ことも検討はしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） よろしく申し上げます。

次に、南箕輪村の母子・父子家庭、高等学校生徒の通学費補助金制度について伺います。

高等学校に通う南箕輪に在住の母子・父子家庭の方への補助制度です。交通費がかからない徒歩とか自転車は別になっておりますけれども、この通学費補助制度、他の自治体を見ると、世帯人数と所得で決めているところが多いみたいなんですけど、現行制度でいくと、母子家庭、父子家庭に限定されております。低所得者世帯とか、多子世帯が入ってこないわけになるんですけど、それについて、村長の意見を伺いたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 高校生徒の通学費補助制度の御質問であります。

これは、本村の場合は、かなり早くから始めた制度でありまして、現況のままできているということでもあります。村でも、所得制限を含め、過去に何度かこの制度の見直しの検討をした経過というのがあります。村の方法も、ひとり親家庭の支援策の一つとして、継続してきているところであります。

他市町村の中でも、多くの自治体で、いろんな子育て支援施策というのを充実してまいります。本村の場合は、いろんな面で、いち早く始めたという制度もかなりあるわけでありまして。そういったことを総合的に含めまして、他市町村の状況も勘案しながら、これからの子育て施策で何が必要かということをもう一度検討してみる必要があるというふうに私は思っております。ここで一区切りをしながら、さらにこういった施策が必要なのか、過去に行った政策をどう見直していったらいいのだろうかということも必要な時期にきておるというふうに私自身は感じておるところでありますので、それらを総合的に見直す中で、また検討していければいいなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 済みません。総合的に見直していただきたいと思っております。

次に、教育委員会新制度について伺いたいと思っております。

昨日も、同様の質問、答弁がありましたので、細かいことは省いて、私からは、教育大綱について伺いたいと思っております。

教育大綱については、きのうの答弁で、2月の時点で制作されたという、3月の発表になってましたけれども、第5次の総合計画に沿った形でつくられたようです。その中の就学前教育の充実についてと、文化・芸術活動の推進について、少し伺いたいと思っております。

就学前教育の充実については、今、大変、幼児教育の重要性が訴えられております。その点について、南箕輪村の取り組み、これからどうしていくのかということについて伺いたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

5番（百瀬 輝和） 済みません、教育委員会で答えられれば、教育委員長か、教育長でもいいですけど。

議長（原 悟郎） 通告していないもので、村長になっているので、村長。

村長。

村 長（唐木 一直） 幼児教育の部分での御質問であります。

教育部門、いろんな議論をしていかなければならないなというふうに思っておりますけれども、幼児教育といたしますと、これは6歳、就学前ということによろしいわけですか。

5 番（百瀬 輝和） はい。

村 長（唐木 一直） 就学前の教育は本当に重要であります。私自身は、この幼児教育の範囲という、子育て支援の部分と教育の部分、これは一体的に考えていかなければならないだろうなというふうに思っておるところであります。幼児教育といっても、幼児のうちから教育というのは難しいのかなというふうに思っております。まずは、しっかり家庭で子供のしつけを行っていただく。それが一番の私は、幼児教育だというふうに思っておりますけれども、そのことをしっかりやっていただく中で、百瀬議員がどういう趣旨で言っているのか、もう少し御意見をお聞きしないと答えができない部分がありますけれども、教育というのは、子育てとかそういう分野と違った部分を言っているのでしょうかね。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 確かに、新教育制度の中の一つ目が、教育長の任命があります。二つ目が、教育委員会が教育長のチェック。3番目が総合教育会議の設置、これ3回やられたということです。四つ目が教育大綱の作成というのがあるわけです。教育や芸術、文化の目標、施策の根本的な方針を立て、教育施策を総合的に推進していく、図っていくということが期待されるというふうに言われております。その改正になっております。その中で、南箕輪村とすれば、今、保育園が主流であって、幼稚園に通わせている子もあります。その中の就学前の子供たちへの教育の充実というのが、第5次総合計画の中でも、教育大綱の中でも書かれている部分になってきているので、その部分の考え方を少しお伺いできればということで質問しているところなんですけれども。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 教育大綱の中では、就学前教育の充実という部分で載せてあるところあります。教育大綱の中の就学前教育の充実であります。家庭や保育園、幼稚園、小学校との連携の強化を進めて、一貫した子供たちの豊かな人間力の形成を目指しますという書き方になっておるところであります。したがいまして、やはり子供のしつけといたしますか、最低限、就学前にやっておかなければならない部分を、家庭や保育園が連携しながらやっていくことを目指して、教育大綱をつくったところあります。したがいまして、家庭と保育園との連携を密にしながら、うちの場合、幼稚園がないものですから、家庭と保育園ということになるかと思えます。どういった、しつけを含めまして、子供との接し方がいいのかとか、そういったものの連携をとりながら、しっかりそこら辺を捉えていくということが重要ななというふうに思っておりますので、その辺はまた、保育園や担当課を中心としながら、検討を考えてみたいなというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 済みません。ちょっと質問の趣旨が深いところまでいってしまって、大綱の部分。総合計画の中では、こども館も支援事業の拠点として整備して、異年齢、世代間交流を兼ねた多様な学習機会の充実を図っていきますと、子育てグループや地域のボ

ランティア等も連携して取り組んでいくといううたい方がされていまして、その中で、どう村長が考えているかというのを伺いたかったところです。

また、この新教育改革について、教育長の責任の権限が大きくなるわけです。これから教育長につかれるは、最初に村の教育行政を熱く語っていただきたいというふうに望みます。また、今後、教育委員会事務局の質の向上と職員体制の強化が課題になってくるんだと考えます。

最後に、中国の古典に、「事窮まり勢ちぢまるの人は、当にその初心を原ぬべし。」とあります。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

以上で、通告のありました一般質問、議員全員終了いたしました。

あす16日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。お疲れさまでした。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前10時45分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 8 年 9 月 1 6 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- |     |                             |          |
|-----|-----------------------------|----------|
| 第 1 | 議案第 16 号～議案第 18 号           | 提案～質疑    |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)       |          |
| 第 3 | 議案第 1 号～議案第 4 号             | 討論～採決    |
| 第 4 | 議案第 5 号～議案第 10 号 (委員会の審査報告) | 委員長報告・質疑 |
| 第 5 | 議案第 5 号～11号、13号、14号、16号～18号 | 討論～採決    |
| 第 6 | 継続調査事項の採決                   |          |



○出席議員（10名）

1番 加藤泰久  
2番 小坂泰夫  
3番 山崎文直  
4番 丸山豊  
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江  
7番 都志今朝一  
8番 三澤澄子  
9番 大熊恵二  
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直  
副村長 原茂樹  
教育長 征矢鑑  
総務課長 堀正弘  
地域づくり推進課長 田中俊彦  
会計管理者 小澤久人  
財務課長 平嶋寛秋  
住民環境課長 埋橋嘉彦

健康福祉課長 藤田貞文  
子育て支援課長 有賀由起子  
産業課長 唐澤孝男  
建設水道課長 出羽澤平治  
教育次長 藤澤隆  
代表監査委員 原浩  
教育委員長 三澤久夫

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹  
議会事務局次長 松澤さゆり

## 会議のてんまつ

平成28年9月16日

午後3時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） こんにちは。

議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催いたしました。次のとおり決定したので報告いたします。

議案の第16、17、18号、3件が提出されておりますので、本日の会議日程といたします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案3件を本日の会議日程といたします。

これから追加議案の上程を行います。

議案第16号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第16号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村こども館建設工事、電気設備工事の入札を去る9月6日に行った結果、工事請負契約予定価格が、地方自治法の規定に基づき、南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める額となりましたので、同法及び同条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） それでは、議案第16号「工事請負契約の締結について」、細部説明を申し上げます。

議案書の2ページの説明資料をごらんください。

入札結果でございます。

入札会の日時は、28年9月6日14時でございます。

工事内容につきましては、こども館電気設備工事一式でございます。

3の入札結果につきましては、応札者数2者、落札金額6,350万4,000円、落札業者は株式会社エイ・エム・シイでございます。

4の工期は、南箕輪村議会議決の日から平成29年3月31日までとなります。

資料1ページにお戻りください。

契約の内容についてでございます。

1、契約の目的、平成28年度南箕輪村こども館建設工事、電気設備工事でございます。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札でございます。

3、契約の金額、請負金額6,350万4,000円でございます。

4、契約の相手方、南箕輪村2364番地、株式会社エイ・エム・シイ、代表取締役、吉田卓美。

以上で細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊であります。

この電気工事の契約につきましては、一度不落ということになって、再度、設計を変更しての再入札ということであったかと思いますが、どういう点を設計変更されたのか、詳細がわかりましたら、簡単に御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 設計の内容についての変更の内容の具体的なものは、施設の外灯、外周工事の外灯施設をふやしてあるという設計になっております。

以上であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑は。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 応募された業者は2者ということですが、1者はわかりませんが、もう1者、どこであったか、御説明をお願いいたします。

さらに、落札金額であります。予定価格に対して何%だったか、御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） もう1者の業者名でありますけれども、有限会社唐木電設であります。

それから、落札率につきましては95.49%となっております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 先日、信濃毎日新聞に、記事として載っておりましたが、県の落札率の平均が94.2だったのですか、3だったのですか、ちょっとその辺は定かではありませんが、

県の平均がそういう落札率になっておりますが、本村の状態、こども館の本体工事にしても99.何%という、100%にほぼ近いわけですが、この辺の入札率について、落札率について、どのように思われているか、村長の御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 率につまましてであります。

電気工事は今申し上げたような率でありました。ほぼ県の平均ぐらいの落札率となったところであります。

本体工事につまましては高い落札率でありました。この辺は、さきにもお答えを申し上げましたとおり、建築の場合、かなり設計を絞っていただきました。そんなことでそうなったのではないかと、これは推測しか申し上げようがございませんので、そんなお答えとさせていただきます。

また、村全体の工事につまましては、大体の工事が終わったところで平均的なものは出していきたいというふうに思っておるところであります。

いずれにいたしましても、品確法の関係で、歩切りがいけないということになりましたので、かなり高どまりの落札率になっておるといような状況にはなっているというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第17号「教育長の任命について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第17号「教育長の任命について」、提案理由を申し上げます。

征矢鑑教育長が9月30日で任期満了となるため、新たに清水閣成氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

清水閣成氏の住所につまましては南箕輪村2921番地2、生年月日は昭和29年1月7日、満62歳であります。経歴につまましては、添付資料をつけてありますのでごらんをいただきたいと思っております。

南箕輪村の子育て教育相談員の室長として、今、一生懸命村の教育行政等々に当たっていただいております。教育に熱心であり、適任ということで提案を申し上げたところでありますので、御同意をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

今回初めて、新しい地方教育行政改正に伴い、こういう形での提案になりましたが、議会

で承認をするわけでありませんが、これ、私だけかもしれませんが、立派な方だと思います。しかしながら、顔も知らない、話をしたこともない、そういう中で、任命された後に、やはり議会に挨拶にというか、挨拶に来いという意味ではありませんが、やはり新しい制度のもとでの教育委員長、教育長を兼ねた職でありますので、議会に対してどんな思いでこの職を全うしていくか、その一端をお聞きしたいと思うのは私一人だけではないと思います。したがって、何かの機会を捉えて、今までそういう例はほとんどありませんけれど、議会に任命しただけで、そのまま自然に流れていくというのが今までの形でありましたが、何かそういう機会を設けて、御挨拶をいただくという場が私はあってもいいのではないかと思います。その点、どうお考えか、村長にお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 新たな教育委員会制度になりまして初めての任命ということでございます。今そういう、大熊議員のほうから、機会を捉えてということでもあります。それは当然のことだろうというふうに思っております。10月の定例全協の折にでも、御同意をいただければ、新たな教育長の教育方針とか、教育に対する考え方、そこで述べさせていただきたいと思っております。

今回からの教育長、直接私の任命ということになりましたので、ちょっと私も認識不足で大変申しわけなかったわけですが、議会にかける前に、そういったことも議会側から求められればやることができるというようなことになっておるようですので、今回はそういうことができませんでした。事後になりますけれども、今申し上げましたように、その折に、新たな教育長のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案第18号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第18号「教育委員会委員の任命について」、提案理由を申し上げます。

太田光子教育委員が9月30日で任期満了となるため、新たに出羽澤和子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

出羽澤和子氏の住所は南箕輪村2796番地イの2、生年月日は昭和42年5月5日生まれ、満49歳であります。経歴につきましては、添付資料をごらんいただきたいと思います。

P T Aの役員を最近おやりになりました方々の中から選任をさせていただいたところあります。保護者という面をお願いをしたところがございます。御審議をいただき、御同意をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから陳情を採決いたします。

陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会に付託されました陳情第11号の審査結果を会議規則第91条の規定により報告いたします。

陳情第11号「臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書」についてです。

委員会で審議した結果なんですが、今回のこの陳情書、前回6月議会で提出されてきた陳情書、また昨年12月議会で提出されてきた陳情書、そのときは意見書を出しております。その内容とほぼ同じであるという意見が大半でした。審議の結果、採択が1、趣旨採択が3です。以上、委員会では、趣旨採択とすることに決めました。

以上で、総務経済常任委員会委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） これから、総務経済常任委員長報告に対する陳情第11号「臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今、委員長のほうから、3回にわたる陳情もJAのものでありますけれども、趣旨採択ということで、理由は内容がほとんど一緒ということなんですけれども、その点について、ちょっと私、全部、三つ並べて比較をしてまいりました。三つともかなり違うと思います。一番最初的时候は、協定内容の公開と十分な説明、国会決議との整合性の検証と農業・農村を守るための万全な対策の実施というのが主なものでありまして、その次は、かなり内容に踏み込んでおりますけれども、基本的にはひな形のところでは一緒になっているわけでありまして、記の中では、国会決議との正当性について、国民のTPPに対する不安や懸案が払拭されない限り、国会批准を行わないことというのがつけ加えられております。今回のものにつきましては、頭が違います、最初と。三つとも頭が違うわけでありまして、今回のものは、一番最初に、頭に、臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、あとは情報開示の徹底と農業政策の確立ということでありまして、かなり違うものをどうして基本的に同じで採択というふうになったのか、どういう討論をしてなったのか、ちょっとそここのところ、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 皆様の意見を全部お聞きしております。その中で、前回の6月の時点と今回出てきている陳情書、この頭の臨時国会で拙速にという部分がつけてあるということです。内容については、やはり今、国会で審議中、審議をこれからしていくところなんです。情報公開についても、12月の時点では、その情報公開の意見書ということで提出をしているという意見が出ております。そういう中で、今回は、趣旨採択という意見

が多かったということで、趣旨採択3、採択1ということで、委員会とすれば趣旨採択ということに決定しましたので、よろしくお願いします。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ちょっと意味がよくわからないんですけども、国会で審議をしていると、するところだということで、趣旨採択というのはどういう意味ですか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 趣旨はわかる、内容については理解しますと、意見書を出すまではいかないだろうという意味だと思いますが。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） このTPP協定を批准しないというか、そういうことについてほぼ同じ内容だということで、前は採択したのに、なぜ今回同じように採択しないんですか。

議長（原 悟郎） 百瀬委員長、常任委員会で論議したことを説明してください。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 先ほども言ったように、6月の時点でも趣旨採択になっております。今回も趣旨採択ということで御理解いただきたいと思っておりますけれども。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

陳情第11号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですね。

三澤議員。

8番（三澤 澄子） 賛成です。

議長（原 悟郎） 賛成ね。

8番（三澤 澄子） いいですか。

議長（原 悟郎） はい、どうぞ。

8番（三澤 澄子） 私、この陳情を採択すべきという立場で討論いたします。

前回のときもお聞きしましたが、前回のときは、その前とおおむね一緒ということで趣旨採択だという、一緒だから趣旨採択だという説明でありました。しかし、中をよく見れば、もう国会にかかるかどうかという状況でしたし、国会でも、例の黒塗りの、ノリ弁当と言われる説明を国会に出した以外は、まともな説明をせず、前の国会では審議未了になったわけでありまして、この秋の国会でまた提出されるだろうというふうに言われております。そういう意味では、陳情の中に書いてありますけれども、前回の190国会で、交渉経過や合意内容が審議されたが、議論は一向に深まらないまま持ち越しされた。私はここに書いてあるとおりだと思いますけれど、これをよく読めば、採択だというふうに思います。

TPP協定発効に必要なアメリカの批准においても、民主、共和両党の大統領がともにTPPに反対しており、先行きは極めて不透明な状況である。十分な情報開示と明確な説明を行い、生産者が安心して農業が営めるよう、将来を見据えた中長期的な農業政策を確立すべきであり、審議が深まらないまま、日本だけが拙速に批准する必要は全くない。十分な情報

開示と明確な説明により審議を進めることと、臨時国会において拙速な国会批准を行わないこと。また、農業・農村政策の法制化を確立することというような内容は、そのとおりだというふうに思います。

今回は、JAは、覚悟を決めて、これを出してきたと思います。この国会の前に、何としてもこれを批准してはならないという思いは、農業者の皆さんならよくわかるというふうに思います。今ここで出さなかったら意味がないと思うんです、採択して、住民の意思をきちんと。そういう点では採択すべきだというふうに思います。

中川村議会でありますけれども、中川村議会は、この間、何回か出されてきているJAの陳情は採択しております。そして、農民組合で出したTPPを批准しないという陳情だけを採用しております。本来は、農民の気持ちをきちんと受けとめるなら、そういう立場で、議会としては臨むべきではないかなというふうに思います。

議長（原 悟郎） 次は、趣旨採択に賛成の方。

9 番（大熊 恵二） ちょっと、議長、よろしいですか。

議長（原 悟郎） 賛成ですか、賛成の討論ですか。

9 番（大熊 恵二） いや、賛成、反対以前の問題で、ちょっとお尋ねします。よろしいですか。

議長（原 悟郎） どこへお尋ねするんだね。誰に。

9 番（大熊 恵二） 議長の進め方についてお尋ねいたします。

委員長の報告は趣旨採択であります。趣旨採択に対して、討論を行っているわけですね。三澤議員は趣旨採択について賛成という、今さっき。だから、趣旨採択に対して反対ならば意見はわかりますが、委員長報告の趣旨採択に対して賛成と言いながら採択をすべきというのは、議論が間違っておりませんか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 三澤議員は、今、趣旨採択に反対という立場で討論をしています。

9 番（大熊 恵二） いや、賛成という御発言でありました。

議長（原 悟郎） 採択することに賛成、趣旨採択に反対、そういう意味です。

9 番（大熊 恵二） ですけど、今の発言は、委員長報告の中身は趣旨採択であります。その趣旨採択に対して討論はありませんかという進行ですね。したがって、趣旨採択に対して反対の討論ならわかりますが、賛成と言いながら発言は採択すべきという反対討論になっております。賛成討論になっております。ですから、委員長の報告に対して、きちんと報告していただかないと、陳情の中身に対して議論すれば、今のような議論になると思いますが、委員会で委員長の報告は趣旨採択ということで出た以上、この趣旨採択に対して討論ですから、その場合、陳情を採択しろということは、反対討論でなくてはならんわけです。それが賛成と言って討論をされているのは、筋違いではありませんか。

議長（原 悟郎） いや、三澤議員は、この委員長報告が趣旨採択でしたので、採択すべきだということで、趣旨採択に対する反対討論をしているんです。

9 番（大熊 恵二） ですから、最初の冒頭は賛成ですという挙手ですから。

議長（原 悟郎） それは、採択することに賛成の意味の賛成ということですよ。間違っていない。

9 番（大熊 恵二） じゃあ、委員長報告はどうなるんですか。

議長（原 悟郎） 委員長報告は趣旨採択じゃない。



9 番（大熊 惠二） だから、そのことに対する討論ですから。

議長（原 悟郎） それをしています、今。

9 番（大熊 惠二） じゃあ、なぜ賛成なんですか。

議長（原 悟郎） だから採択することに賛成の討論をしているんです、今。趣旨採択は、委員長が趣旨採択だという報告をしたから、私は採択することに賛成だという討論をしているんです。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） この陳情に対して、討論という立場で今発言をしたんですけれども、議長の聞き方が、もし委員長報告の趣旨採択だけに討論ということだけだったら、ちょっと言い方が、私が間違えてしまったかと思います。この陳情に対して採択という立場で言いましたということは、逆に言えば、趣旨採択は反対ということで、ちょっと訂正を願いたいと思います。

議長（原 悟郎） はい、そういうことです。よろしいですか。

9 番（大熊 惠二） よろしいというか、間違わないようにやってください。

議長（原 悟郎） 私は間違ったつもりはございません。

ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第11号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第11号「臨時国会で拙速にTPP協定に批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書」は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、福祉教育常任委員会付託の陳情審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

小坂福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 福祉教育常任委員会から陳情に対する本委員会に付託の陳情を審査した結果、あらかじめお手元に配付した報告書のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

陳情第10号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情」につきまして、当福祉教育常任委員会では、審査結果は趣旨採択が2名、採択2名で、委員長の趣旨採択により、委員会は趣旨採択といたしました。

まず、この審査の日付ですが、平成28年9月1日、当9月議会本会議の初日の本会議終了後に、第3委員会室にて、出席者は当委員5人、事務局1人、説明者はあえて呼んでおりませんが、当委員会内に陳情団体に所属する者がいるので、説明や質疑の回答をその委員にお願いしました。

ここで、委員長として、ちょっとあえて申し上げさせていただきます。私が委員長になってから、当委員会の報告をするたびに、当委員会の会議内の発言にない点についての質問が

なされることがあったりいたしましたので、今回あらかじめ申し上げますが、本来、委員会内の議事録が今日までに公開されて、例えば、皆さんのお手元に配られれば、委員会内の審議はそれ以上でもそれ以下でもなく、正しく報告できるわけですけれど、事務的、時間的に間に合わず、実際には本議会終了後の後日、完成、公開されているという現実がありまして、委員長が要約して報告するものであることを御留意いただきたく、申し添えます。

それでは、その審議内容ですが、まず、説明、質疑、回答の中で、厚労省から窓口無料化をしても医療費が無駄にふえてはいない報告が厚労省からあったと、そういった説明、回答がありました。

そして、意見ですけれど、趣旨採択の大まかな理由につきましては、無料化となると、医者にかからなくてもよい状態であってもかかってしまう懸念があるのでは。また、無料化した場合、自治体への国保負担金の減額措置、いわゆるペナルティーも足かせになる要因の一つだといった意見が出されました。

採択につきまして、大まかな理由は、全国的に無料化が当たり前になりつつある中、長野県が異常であると。貧困を理由に、通院を控える親もいるのは大きな問題だ。また、自分には孫もおり、窓口無料化でないので、その立てかえもばかにならないといった意見が出され、趣旨採択、採択と同数で分されました。委員長の意見としましては、今の時代は、どんな病気も医者にかかるのが正しいという前提、風潮がありますが、医者の治療のほとんどは薬の処方、小さな病気ほどですね、ほとんどが薬の処方となる。薬には、副作用の懸念もあり、とにかく医者にかかればよいと安易な選択に、この無料化でつながることを危惧し、趣旨採択といたしました。

以上、本会議においても真摯な審議をお願いし、当委員会の審査結果報告といたします。  
議長（原 悟郎） これから、福祉教育常任委員長報告に対する陳情第10号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

三澤議員、同じ委員ですから。

8 番（三澤 澄子） ちょっと聞きたいと思います。

議長（原 悟郎） それはちょっと控えていただきたいと思います。

討論なら別ですけれど、質疑は控えてください。

ほかに。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

陳情第10号の討論を行います。

討論はございませんか。

この趣旨採択に反対で、採択すべきという討論ですか。

8 番（三澤 澄子） そうです。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

一般質問で大方のところは申し上げましたし、資料としておつけしました、みんなの願いは窓口無料、すすめる会のニュースにもありますように、今求められる長野県当局の政治決

断ということで、これを進めるためにも、ぜひ全市町村で意見書を上げていくのが妥当かなというふうに思っております。

この陳情の主なところは前に申し上げましたけれども、この内容にあります、長野県の福祉医療制度は、現在、医療費を一旦窓口で支払い、二、三カ月後に1レセプト500円の受給者負担金が差し引かれた額が口座振り込みされる自動給付方式となっております。前のときにも申し上げましたけれど、500円のレセプトがかかるために、実際に戻ってくるのは無料と言いながら約半分です。今回、一般質問で言いましたように、子供を抱える世帯や母子家庭、障害者やその家族が経済的な心配をしないで、安心して医療を受けられるよう、福祉医療制度の窓口無料化を願ってきました。これは、疾病の早期発見、早期治療につながり、自治体の医療給付費削減にも寄与するものと確信していますというふうに書いてあります。言いましたように、もう38府県、市町村レベルでは8割を超える市町村で窓口無料、現物給付が実施されております。

長野県でありますけれども、この間、地方創生といいますか、人口減の中で、人口増を目指し、移住定住を進める長野県としても、福祉医療の後進県とならないように、ぜひとも議会としても窓口無料を一刻も早く、国としてもペナルティーを廃止という方向になっておりますし、移住定住を進めるためにも、ぜひ上げるべきではないかという思いであります。

議長（原 悟郎） 趣旨採択に賛成の討論者はおりますか。

ほかの討論はございますか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） この取り組みについては、いろいろ、ばらばらなんですけれども、東京の場合はほとんど無料になっていて、横浜あたりは小学生までというようなことで、ばらばらなんですけれども、やっぱり少子化対策に向けて、子供が安心して無料でかかるといことはぜひ必要だなと思います。子供の病気ですから、早目に見つけて、早目に手当すれば、そんなに医療費はかからないと思いますので、少子化対策として医療費の無料化、お願いします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第10号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第10号「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情」は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

この1号でありますけれども、廃棄物の処理、清掃に関する条例の一部改正の条例であります。私は、この条例案に反対の立場で討論いたします。

この間、ごみの袋の有料化が導入された経過がございます。上伊那のごみ処理が広域化する中で、これ以上ふえ続けること、処理費用の増を抑えるために、ごみの減量化をするという、これが目的だったというふうに思います。そういう理由で導入されました。

そのときも、実際にどういうふうに減量していくのかということが、ごみ袋有料という策だけだったので、反対はいたしました。この間、どういうふうなそういう取り組みがなされてきたのかということも検証もありませんでした。決算委員会の中でも質問しましたけれども、その点は、各市町村で行っているごみ減量の施策だけでありまして、広域としての取り組みはなされなかったというふうに思います。

住民の側では、分別やリサイクルなど、努力を続けてきました。そういう中でも、この間の議会でも報告されましたけれども、減量されないという状況は続いております。

一方、そのごみ中間処理施設でありますけれども、これはガス化溶融炉ありきで進んでおりました。ことし2月には一応締結したということで、今、整備に向けて進んでいますけれども、私たち共産党の上伊那の議員団では、中間処理施設についての提言をまとめて、この間、上伊那全圏にビラもお配りしてきたところであります。ガス化溶融炉でありますけれども、これは技術が安定せず、運営や維持管理に財政負担が大きく、事故も起きやすいと、この間、もうそういう評価になっている施設でございます。日本の流れは、徹底したごみ減量やリサイクル等をする中で、安定した運営ができるストーカ炉のほうに今移っているのが現状であります。

根本的なごみ処理の見直しを私たちは求めてきたわけですがけれども、今回の改定の提案は、公平性と言っておりますけれども、実際には、大幅な負担増のみを住民に強いるもので、納得できるものではないというふうに思います。

飯田の広域でありますけれども、中間処理施設は、今まで桐林にあるガス化溶融炉でやってきたわけですが、メンテナンスや運行負担、また事故などが多く、その解消のために、今度それを廃止して、ストーカ炉に転換するというお話であります。そういう中で、ごみ処理に対する負担金を今度下げるといような流れになっております。

今までも、見直しをするように再三求めてまいりましたけれども、そういう中でストーカ炉に進んでいる中で、さらに負担がふえるという状況の中での値上げだというふうに思いますし、根本的なごみ減量や環境に対する解決にはならないんじゃないかというふうに思います。なので、反対をします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

賛成ですか。

2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

賛成討論をなるべく簡潔にさせていただきます。

先ほどの委員会の陳情の報告に対して、例えば、金額というか、無料といったもので、住民に対するサービスをプラスの方向に持っていけというような意見もあったわけですが、今回、例えば、この改定に関しましては、先ほど反対討論の中で、金額が、負担が高くなる

というような発言がございましたけれど、私は、別に高くしろとか、金額を上げろというふうに希望するわけではありませんけれど、実際、これ、人間の心理として、お金がかかる、つまり、ごみを出せばお金がかかるという点においては、なるべくごみになるものを買わないと、こういう現代でありますので、それが人間の普通の感情だと思います。そういった点でも、今回の改正は妥当なものだと思いますので賛成いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第1号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第2号「南箕輪村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第3号「上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「伊北環境行政組合規約の変更について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第4号「伊北環境行政組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号から議案第10号までは、決算特別委員会に付託されておりますので、ここで委員長報告を求めます。

小坂決算特別委員長。

決算特別委員長（小坂 泰夫） 決算特別委員長報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました議案第5号から議案第10号までの6議案につきまして、審査結果をあらかじめ配付の報告書に沿って報告いたします。

議案第5号「平成27年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第6号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第7号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第8号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第9号「平成27年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第10号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」は、審査の結果、認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において各議員から出されました指摘事項等を十分留意の上、より一層の効率的な事業展開を図り、健全な行財政運営に当たるよう、また、平成29年度の予算編成に生かしていただけるよう要望いたします。

以上で、決算特別委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号「平成27年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第5号「平成27年度南箕輪村一般会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第6号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第6号「平成27年度南箕輪村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第7号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第7号「平成27年度南箕輪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第8号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第8号「平成27年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第9号「平成27年度南箕輪村水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。  
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第9号「平成27年度南箕輪村水道事業会計決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第10号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。  
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第10号「平成27年度南箕輪村下水道事業会計決算について」は、認定することに決定いたしました。

議案第11号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」の討論を行います。  
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第11号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。  
討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第13号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第14号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第16号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「教育長の任命について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第17号「教育長の任命について」は、同意することに決定いたしました。

議案第18号「教育委員会委員の任命について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第18号「教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定いたしました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、今月末退任いたします征矢鑑教育長に、まだ日数は残っておりますが、退任の御挨拶をお願いしたいと思います。

征矢教育長は、平成20年10月より教育委員に任命され、教育長として2期8年を務めていただきました。その間、人口増加に伴う児童生徒の増加で、各学校の施設整備にあわせ、教育内容の充実や向上に努め、特に子育て相談員の充実、信州型コミュニティスクールの取り組み、地方教育新制度への移行準備、そして子ども館の建設着手等々、8年間における手がけたハード及びソフト事業は数多くあり、村政並びに村教育行政の発展に大きく御尽力いただきました。

それでは、征矢教育長、演壇にて御挨拶をお願いいたします。

教育長（征矢 鑑） 議事の時間を割いて、私のために時間を設けさせていただきました。一言退任の御挨拶を申し上げたいと思います。

私は、37年間にわたりまして、教員を県下各地で務めてまいりました。今考えても、37年間で燃え尽きたかなと思っていたわけですが、その後、村長さんからぜひにとお願いもされまして、本当に、そういう意味では気楽な気持ちで教育長の職を受けたつもりでございました。

しかし、中に入ってみて、何という、私は教養のない、非才浅学、しかも議会の運営の状況がどんなものであるかとほとんど知らなかったことに気づきました。この8年間、毎日がむしろ、針のむしろのような時代もございました。朝起きれば、寝汗をかいて、布団が冷たくなるような思いも何回かございました。8年間、大過なくというような言葉ではとてもあらわせないほどの苦労、心痛があったことをここで皆さんにお話ししなければなりません。

私は、ことしで古希を迎えます。杜甫の中に、「人生七十古来稀なり」と、ここから古希という言葉が出ているようであります。杜甫や李白の時代、それから何千年かたつわけですが、やはり70歳まで生きるということは大変なことでございます。今、どんどん寿命が延びているわけですが、70までは現役で、これからは晴耕雨読のそういうときを過ごしてまいりたいというふうに思っております。

議員各位には、あるいは村長、副村長をはじめ、ここに同席している課長の皆さんには、各自さまざまな思いや環境がございましょうが、健康に努められて、村民一万五千余の安全で、そして健やかな生活ができるよう御尽力をいただければ、これに幸いすることはないだろうというふうに思っておるところでございます。

皆様方には、重ねて厚く御礼を申し上げながら、退任の挨拶とさせていただきます。どうも、8年間、ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 征矢教育長におかれましては、退任されても、なお健康に留意をされ、引き続き、村政、また村教育行政に御理解と御協力をお願いいたしたいと思っております。長い間、大変お疲れさまでした。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9月定例会、16日間の会期、お疲れさまでございました。また、全議案可決、決定、認定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました御意見、御提言は、今後の行政執行に生かしてまいります。

8月下旬からの台風の発生により、天候が安定せず、雨の日も多くなっております。早く爽やかな秋晴れになることを願っておるところであります。また、これから稲刈りも始まり、実りの秋を迎えておりますが、台風の影響もなく推移することを願っております。

これから、運動会をはじめ、スポーツの秋となってまいりますので、活動的な、元気な村の姿を発信できることを願っておるところでもあります。

今議会では、平成27年度の決算認定をいただきました。税収は前年度並みとなりましたが、地方ではまだまだ景気回復は実感できないところであり、地方での景気回復を願っておるところであります。

平成28年度も村政後半に入っております。

今年度は、こども館の建設、生涯学習施設の建設、北部保育園の大規模増改築等を実施しており、いよいよ工事も本格化してまいります。学校や保育園での工事であり、安全面には特に最大限の配慮をしながら、予定どおり進捗するよう、万全を期してまいります。また、あわせまして、地方創生加速化交付金、推進交付金での事業採択となり、3月末までの期限となっておりますので、職員一丸となって取り組んでまいります。

また、3市町村によります定住自立圏も本年度から動き出すこととなりました。本格化に向けて準備も加速してまいります。

本村は、相変わらず人口が増加しており、今後も人口増加に伴う施設不足への対応が続きます。保育園はほぼ一定のめどがつけましたが、これからは学校施設の整備を図っていかねばなりません。生徒数を的確に見込みながら、適正規模の施設整備を図っていかねばならないところではありますが、転入も多く、難しさもあります。知恵を絞りながら対応してまいります。

人口の増加とともに、財政面も厳しさを増してきており、このことは本当に何とも皮肉な状況となっておりますが、議員各位の御協力をいただきながら、できるだけ健全財政を維持しながら、人口増加対策に一定のめどをつけていきたいと考えております。よろしく、この点をお願いいたします。

また、この期間中は、事業的にも、あれもこれもというわけにはまいりません。事業を選

折しながら実施していかなければなりませんので、そんな点もぜひ議員の皆様方には御理解をいただければと思っております。

申し上げましたとおり、村もここ何年か正念場を迎えてまいります。また、今後数年続いてまいります。執行側、議会側ともに、村の発展のために議論をしながら、一緒に村民生活を守り、安心・安全な地域づくりや活力のある住みよい村を築いていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、ただいま御挨拶もありましたが、征矢教育長が9月30日付で退任をなされます。新教育委員会制度を機に、御勇退をなされることとなりました。

征矢教育長には、平成20年10月に教育長に就任され、2期8年お務めをいただきました。陰に陽に私を支えていただいたところであります。

高校教育出身ということで、義務教育が中心の教育行政、最初は戸惑ったことと思いますが、村の教育の振興のために、社会教育の推進のために御尽力をいただきました。この間、教育、とりわけ学校を取り巻く環境は厳しさを増し、全国的にいじめ問題が多発し、神経を使ったことと思えます。また、さまざまな問題も発生し、御苦労も多かったことと思えます。加えまして、生徒数増加に伴う施設不足への対応もいただき、その都度、誠心誠意対応をしていただきました。本当にありがとうございました。私の立場からも心よりお礼を申し上げます。

これからも、経験者として教育行政にお力添えをお願いいたします。特に、教育を支える人材不足でありますので、そんな点は本当に期待しておるところであります。挨拶の中で、若干違った言葉もお聞きいたしましたけれども、ぜひこの点はお助けをいただければありがたいなというふうに思っております。

御健勝を祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 16日間の定例議会、大変御苦労さまでした。

これから、各種研修会や行事等が続き、何かとお忙しいかと思いますが、それぞれ各自、予定を確認され、議会活動の向上を図ることをお願いし、これをもって平成28年第3回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後 4時13分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員